

# 本編





## 第1節 埼玉県環境行政の体系

1

埼玉県環境行政の体系

埼玉県環境基本条例（平成6年12月制定）は、環境保全分野の基本法である環境基本法（平成5年11月制定）との整合を図りながら、本県における環境の保全及び創造に関する取組の基本的な方向と枠組みを示したものです。法形式としては一般の条例と同じですが、環境に関する分野について、他の条例に優越する性格を持ち、他の条例が誘導されるという関係にあります。

その環境基本条例に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成8年3月に初めて埼玉県環境基本計画を策定しました。

社会経済や環境の状況などの変化に対応するため、概ね5年ごとに見直ししており、現行の環境基本計画（計画期間 平成24年度～平成33年度）は平成24年7月に改定されたものです。



### 埼玉県環境基本条例（前文）

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の雑木林や荒川の清流に代表される豊かな自然に恵まれた私たちの埼玉でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、大気、水、土壌及び様々な生物の微妙な均衡と循環の下に成り立っている。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかねばならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、水と緑の豊かな埼玉をつくるため、ここに、この条例を制定する。



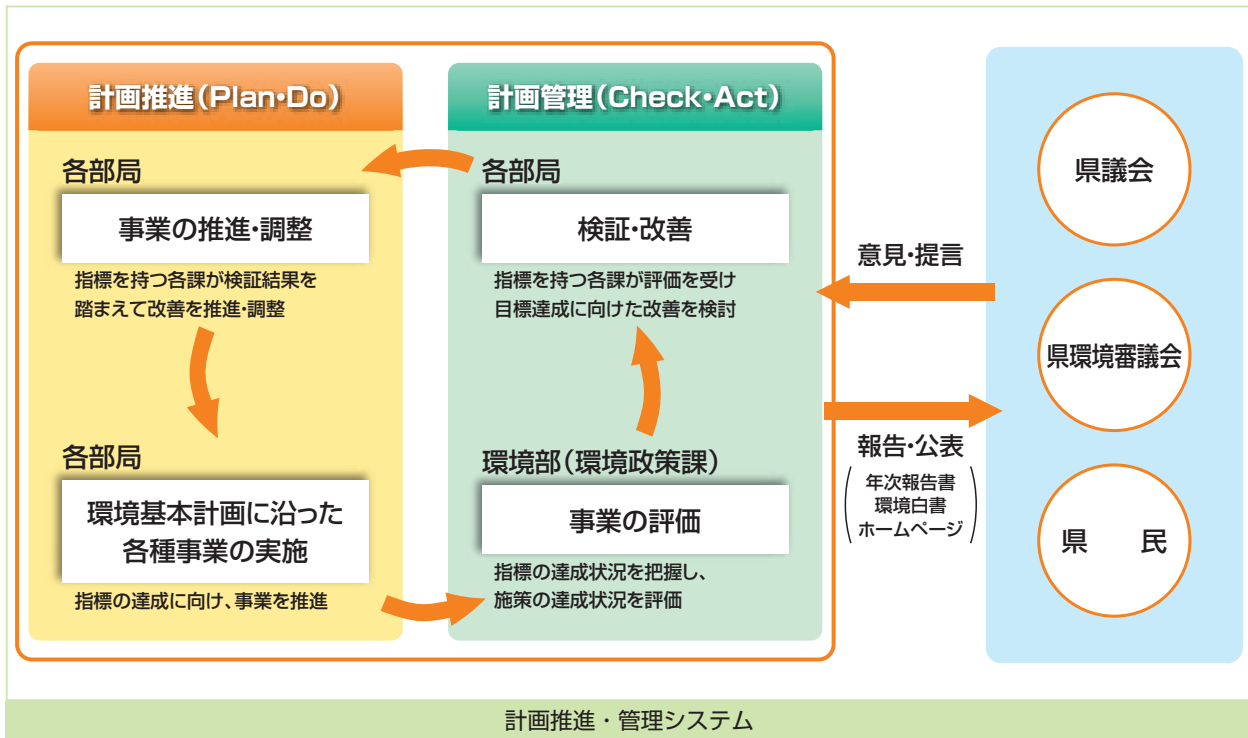
## 第2節 埼玉県環境基本計画の推進・管理システム

埼玉県環境基本計画は、「本県の健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展できる社会の構築」を図るための総合的な計画で、「4つの長期的な目標」を設定しています。長期的な目標を実現するための「18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向」を示し、今後5年間でいう施策、取組、施策指標を掲げています。

この計画の推進・管理については、環境部（環境政策課）において施策指標の達成状況の把握及び評価を

行い、各部局ではその評価に基づき、目的達成に向けた改善を検討し事業を推進するという、マネジメントサイクル（Plan→Do→Check→Act）に基づき実施されます。

また、計画の進捗状況の評価は、埼玉県環境審議会や「環境の状況に関する年次報告書」により県議会に報告するとともに、環境白書及び県のホームページを通じて、広く情報の開示を行い、意見・提言を求めています。



### 埼玉県環境基本計画体系図

#### 4つの長期的な目標

##### 長期的な目標 I

環境負荷の少ない  
安心・安全な循環型社会づくり

##### 長期的な目標 II

再生したみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり

##### 長期的な目標 III

生活の豊かさを実感できるエネルギー消費の少ない低炭素社会づくり

##### 長期的な目標 IV

環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む地域社会づくり

#### 18の環境の保全と創造に関する施策展開の方向

- 1 大気環境の保全
- 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止
- 3 化学物質対策の推進
- 4 身近な生活環境の保全
- 5 水循環の健全化と地盤環境の保全
- 6 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進
- 7 河川等の保全と再生
- 8 みどりの保全と再生
- 9 森林の整備と保全
- 10 生物多様性の保全
- 11 地球温暖化対策の総合的推進
- 12 ヒートアイランド対策の推進
- 13 再生可能エネルギーの活用
- 14 環境に配慮した交通の実現
- 15 環境に配慮した産業・地域づくり
- 16 連携・協働による取組の拡大
- 17 環境を守り育てる次世代の人材育成
- 18 環境科学・技術の振興と国際協力の推進



## 第1節 大気環境の保全

### 現状と課題

首都圏に位置する本県では、東京から放射状に伸びる主要幹線道路やこれらを結ぶ環状道路の整備が進められています。特に、埼玉県内の全線が開通した圏央道周辺は物流拠点として注目され、自動車交通が増加しつつあります。

こうした状況の中、自動車や工場などの規制により、近年の大気環境は大きく改善し、二酸化窒素や浮遊粒子状物質などについては環境基準を概ね達成するようになりました。

一方、光化学オキシダントについては県内全域で環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報の発令日数は毎年全国で上位となっています。

また、平成21年9月に新たに環境基準が設けられた微小粒子状物質（PM2.5）については、常時監視体制をさらに充実させ、汚染状況を的確に把握するとともに、多岐にわたる発生源を究明し、効果的な発生抑制対策を講じていくことが必要です。また、健康被害の発生を未然に防止するため、PM2.5の大気中濃度が高くなると予測された場合に県民などへの注意喚起を確実に行っていく必要があります。

### 講じた施策

大気汚染の原因は、工場や事業場などから排出されるばい煙や粉じんのほか、自動車の排出ガスに含まれる物質などがあります。このため、工場・事業場に対する規制や自動車対策の推進、さらに光化学オキシダントやPM2.5対策などの施策を実施しました。

#### 1 工場・事業場に対する規制、指導の実施

##### (1) 工場・事業場に対する規制、指導

大気汚染防止法、埼玉県生活環境保全条例に基づき、焼却炉やボイラー、ベルトコンベアなどの施設を設置する工場や事業場は、それらの施設の規制基準を遵守しなくてはなりません。

大気汚染による人への健康被害を未然に防止するため、これらの工場や事業場に立入検査などによる法令の遵守状況の確認と指導を行いました。

##### (2) 改善命令等の行政措置

立入検査の結果、有害大気汚染物質の規制基準に違反した施設の設置者に対して改善勧告などの行政指導を行い、基準の遵守徹底を図りました。

表1-1-1 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出施設数

(平成27年度)

ばい煙発生施設	大気汚染防止法		埼玉県生活環境保全条例	
		うち焼却炉		うち焼却炉
県	4,619	164	1,045	968
市*	2,653	67	427	414
合計	7,272	231	1,472	1,382

※ さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が所管する施設数。なお、さいたま市は市条例での届出分を含む。また、所沢市は市条例で届出している焼却炉を含む。

表1-1-2 大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査及び行政措置数

(平成27年度)

立入検査等	大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例														
	ばい煙発生施設		粉じん発生施設		揮発性有機化合物排出施設		指定炭化水素類発生施設		有害大気汚染物質規制事業所		合計				
	立入検査数	排出ガス等の検査数	立入検査数	行政措置[注意勧告]	立入検査数	行政措置[注意勧告]	立入検査数	行政措置[注意勧告]	立入検査数	行政措置[注意勧告]	立入検査数	行政措置[注意勧告]			
県	1,841	192	0	657	0	192	20	0	434	0	62	37	2	3,186	2
市*1	1,179	97	1	264	0	19	1	0	504	0	36	19	0	2,002	1
合計	3,020	289	1	921	0	211	21	0	938	0	98	56	2	5,188	3

※1 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市が実施した立入検査数。なお、さいたま市は市条例での実施分を含む。また、所沢市は市条例で実施しているばい煙発生施設の焼却炉を含む。

※2 粉じん発生施設の立入検査数は、特定粉じん（石綿）排出など作業に係るものは含まない。

#### 2 自動車からの排出削減対策の推進

自動車の排出ガスによる大気汚染の改善を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づくディーゼル車の運行規制、次世代自動車導入補助による普及促進をはじめ、自動車交通対策などを実施しました。

##### (1) ディーゼル車の運行規制

埼玉県生活環境保全条例により、粒子状物質（PM）の排出基準を満たさないディーゼル車の運行を県内全域で禁止しています。この遵守徹底を図るため路上検査などを実施し、基準に適合していない自動車の使用者に対して警告書などを交付し、改善指導を行いました。

表1-1-3 車両検査実績

(平成27年度)

検査の種類		検査台数	適合車	適合率(%)
路上検査	走行車両を止めて行う検査	108	105	97
拠点検査	建設現場等車が集まる場所で行う検査	842	816	97
事業場検査	車の使用者の事業場に対して行う検査	15	6	40
合	計	965	927	96

※ 上記以外にビデオカメラで走行車両を撮影して行う調査も実施しています。



## (2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）や燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及を促進するため、埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定しました。

## (3) アイドリング・ストップの指導

埼玉県生活環境保全条例に基づくアイドリング・ストップの遵守徹底を図るため、駐車場管理者への看板などの設置指導や自動車の運転者に対する指導及び巡回監視を行いました。また、環境に関するイベントや事業場検査などの機会を利用し、リーフレットを配布・説明するなどアイドリング・ストップの実施を県民に対し呼び掛けました。また、県民からの苦情・通報に適切に対応しました。

## (4) バイパス整備、交差点改良などによる交通渋滞の緩和

バイパス整備や交差点・踏切の改良、立体化などを進め、交通渋滞の解消を図ることで、自動車交通による環境負荷を軽減しています。

## 3 光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントの発生を抑制するとともに、新たな大気汚染物質として、その実態把握などが急務となっている微小粒子状物質（PM2.5）対策などの施策を展開しています。

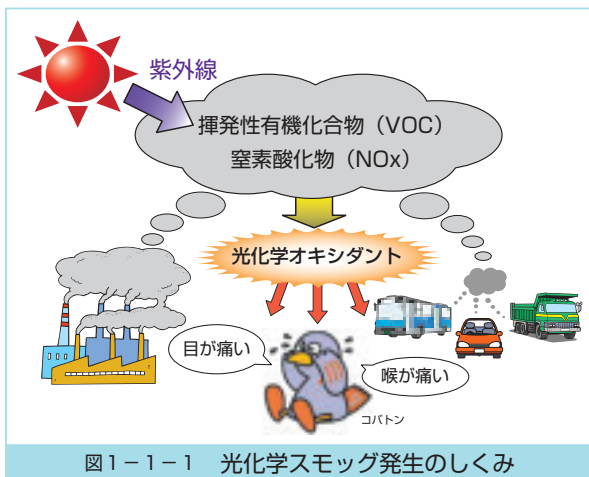


図1-1-1 光化学スモッグ発生のしくみ

### (1) 原因物質の排出抑制

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）は、揮発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、印刷インキ、接着剤、金属洗浄やクリーニングなどの溶剤や洗浄剤として様々な分野で使用されています。このVOCの排出抑制を目的として規制対象事業者に対し、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく立入検査を行いました。

また、事業者の自主的取組を促進するため、VOC

を排出する事業者を訪問し、自主的な削減の取組状況を把握するとともに、排出抑制に関する具体的な助言や指導を行いました。併せて、セミナーを開催するなどVOCの排出を抑制する取組の普及促進を図りました。さらに、近隣都県市との連携により、リーフレットを作成し、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏季にVOCの排出を削減するよう事業者に呼びかけました。

### (2) 微小粒子状物質（PM2.5）の実態把握

微小粒子状物質（PM2.5）の汚染実態を把握するため、国、県及び市\*が設置した測定局（一般環境大気測定局32局、自動車排出ガス測定局11局）で常時監視を行うとともに、平成27年度に、本県、川越市及び越谷市で新たに8局の測定局を整備しました。

また、微小粒子状物質（PM2.5）の発生源を把握するため、四季において3箇所（鴻巣局、幸手局、戸田美女木自排局）で成分分析を実施しました。

そして、様々な業種から選定した工場などの協力を得て、ばい煙発生施設の排出ガス中のPM2.5濃度及び成分を測定しました（6施設）。

更に、PM2.5の成分分析が可能な装置を搭載した電気自動車を配備し、高濃度のPM2.5が発生した現場に急行するなど臨機応変な調査を行ったほか、県政出前講座などの普及啓発に活用しました。

\*さいたま市、川越市、川口市、所沢市、草加市、越谷市

### (3) 広域的な調査及び対策の推進

光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）による汚染は広域にわたり、県域を越えた対策が必要なことから、東京都、千葉県、神奈川県との間で測定データを相互に交換し、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市を含めた連絡会において情報交換などを行いました。

さらに、環境省の大気汚染物質広域監視システム（愛称：そらまめ君）にデータの提供を行い、広域的な調査研究及び対策の推進に努めました。

### (4) 健康被害の未然防止

光化学スモッグによって、目やのどの痛みなどの健康被害が発生することがあります。健康被害を防止するため、緊急時の対策として、光化学スモッグ注意報の発令などにより大気汚染の状況を広く県民に周知しました。あわせて、事業者に対し、ばい煙や揮発性有機化合物（VOC）の排出削減への協力を求めました。

平成27年の光化学スモッグ注意報の発令日数は16日でした。注意報の初回発令日は5月15日でした。なお、光化学スモッグが原因と思われる健康被害の届出はありませんでした。

また、微小粒子状物質（PM2.5）については、国の暫定指針値（日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えるおそれの有無の判定を、毎朝8時、正午と夕方5時に判定し、超過のおそれがある場合は外出をなるべく控えるなどの注意喚起を行っています。

なお、平成26年6月3日には、本県初の注意喚起を県北部地域を対象に行いましたが、平成27年度はありませんでした。

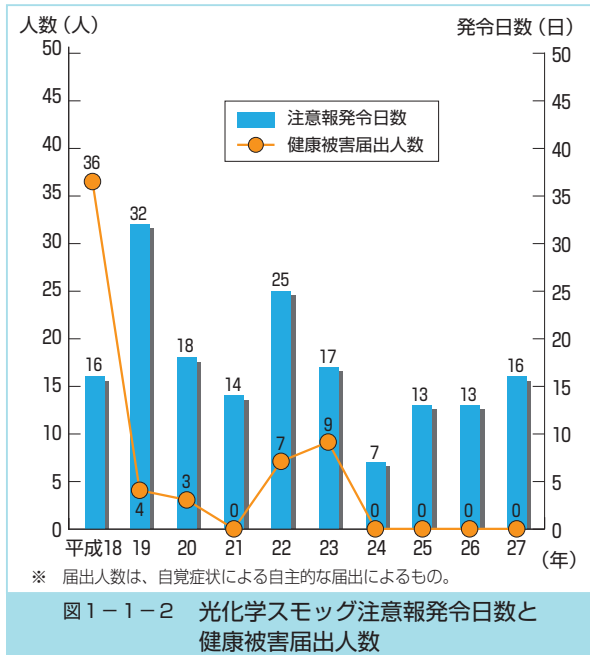


図1-1-2 光化学スモッグ注意報発令日数と健康被害届出人数

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、全ての測定局で環境基準を達成しました。微小粒子状物質(PM2.5)については、86%の測定局(43局中37局)で環境基準を達成することができましたが、光化学オキシダントについては、56局中全てで環境基準を達成することができませんでした。

なお、測定データはリアルタイムでホームページに公開し、広く県民の利用に供しています。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、戸田市

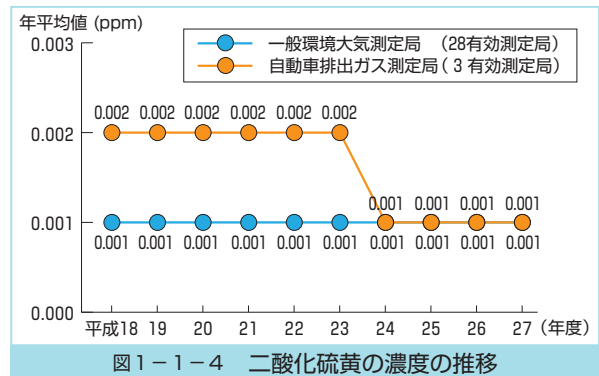


図1-1-4 二酸化硫黄の濃度の推移

## 4 監視測定の実施

### (1) 大気汚染物質の監視測定の実施

国、県及び市\*が設置する一般環境大気測定局57局と自動車排出ガス測定局27局の合計84局で大気汚染状況を常時監視しました。これらの測定局では、環境基準が定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)のほか、大気汚染に深く関わりのある風向風速などについて自動測定をしています。

### (2) 有害大気汚染物質調査

県及び市\*が大気汚染防止法に基づき、人が長時間摂取した場合に健康を損なうおそれがある有害大気汚染物質の大気中の濃度を測定しました。その結果、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、全ての測定地点で環境基準を達成しました。

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市

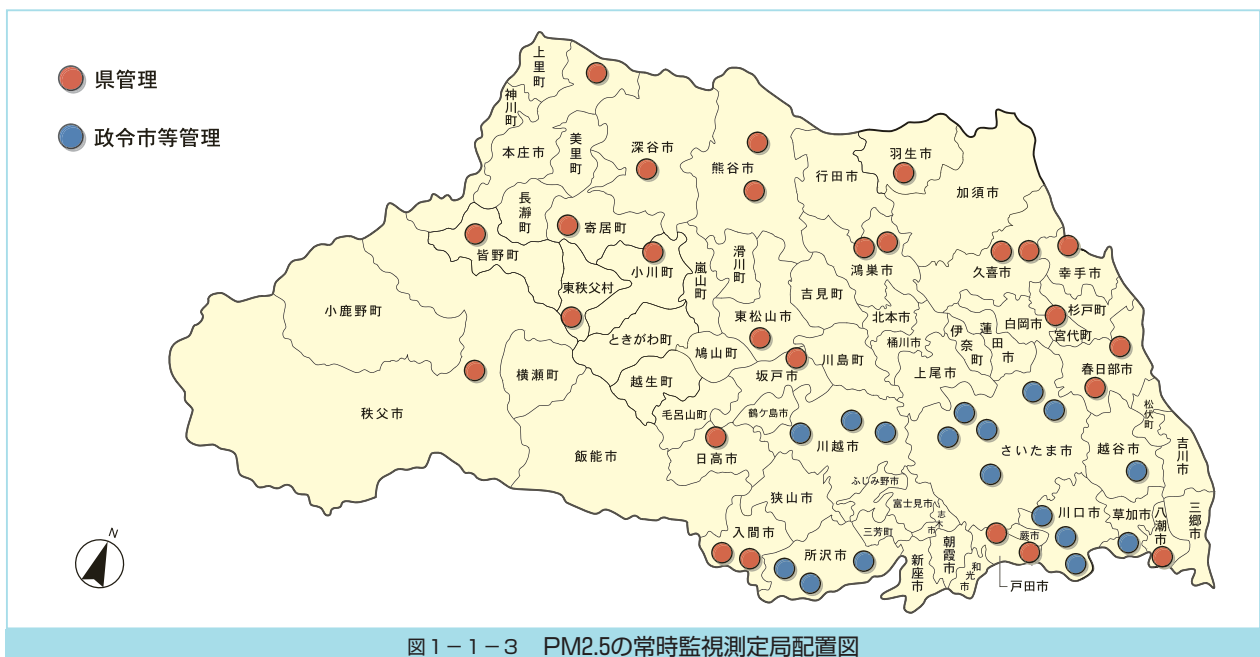


図1-1-3 PM2.5の常時監視測定局配置図

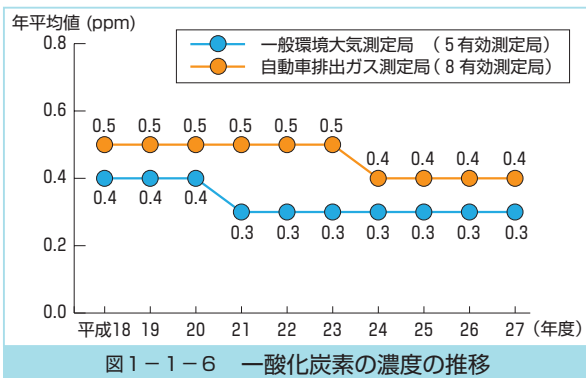
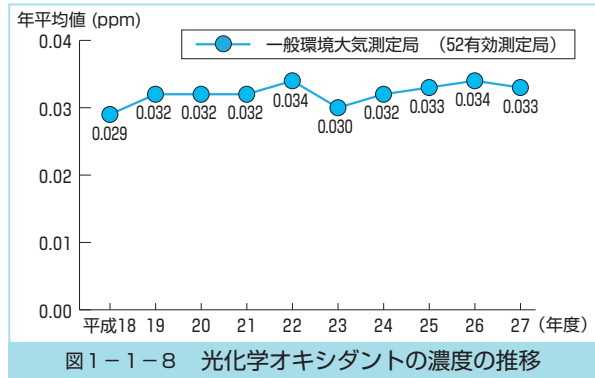
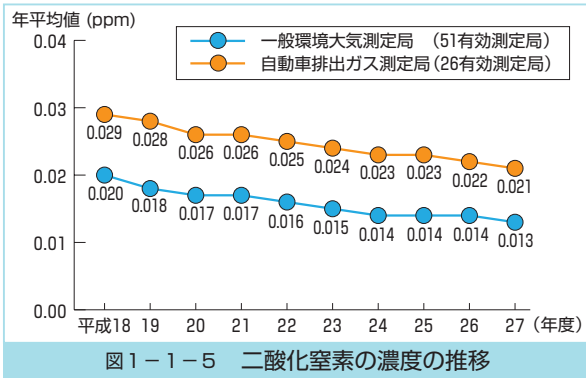
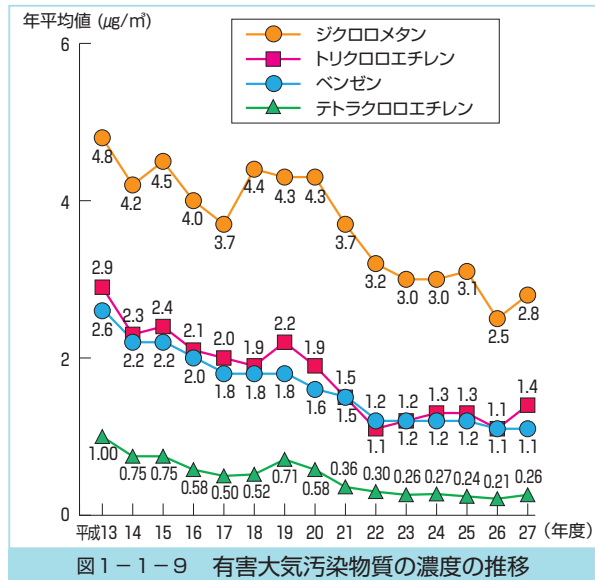
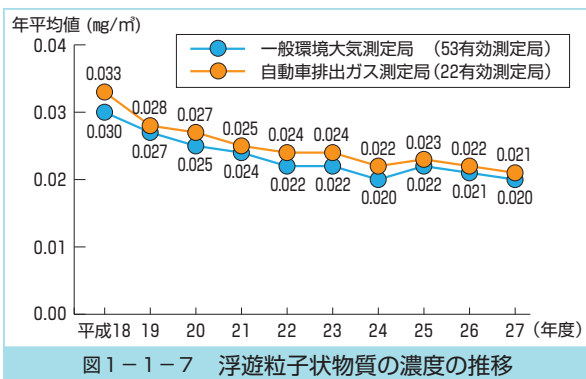


表1-1-4 PM2.5の環境基準達成状況 (平成27年度)

	年平均値 (μg/m³)	日平均値の年間98%値 (μg/m³)	環境基準達成状況% (達成局数/有効測定局数)
一般環境大気測定局	13.2	31.1	90.6 (29/32)
自動車排出ガス測定局	14.6	32.0	72.7 (8/11)
合計	13.6	31.3	86.0 (37/43)



## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
次世代自動車の普及割合	3.2%	11.2% (H26年度末)	13.0%	(定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車)の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
光化学スモッグなどの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出量	41,618 t/年 (H21年度)	33,790 t/年 (H26年度)	33,000 t/年	(定義) 大気中に排出される揮発性有機化合物の年間排出量。 (選定理由) 大気、水、土壌、騒音などの公害のうち、光化学スモッグは本県を含め全国的に改善が進んでいないことから、この指標を選定。



## 第2節 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止

### 現状と課題

本県には、荒川・利根川の二大河川を始め、数多くの河川が流れています。県の面積に占める河川の面積は3.9%で全国第1位、まさに本県は「川の国」です。

これらの河川の水質は、急速な都市化に伴い著しく汚濁が進みました。その後、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及を図ることにより河川の汚濁原因の約7割を占めるといわれている生活排水対策による負荷を低減してきました。併せて、工場・事業場への立入検査を行うことにより排水基準の徹底を図り、産業系排水の負荷も低減し、更なる水質の向上を図りました。

その結果、平成27年度の県内公共用水域（44河川194地点、3湖沼3地点で水質測定を実施）の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3mg/L以下）の河川の割合でみると、年度による上下はありますが、平成12年度の44%から89%と改善されています。環境基準類型が当てはめられた河川も約98%で環境基準を達成しています。

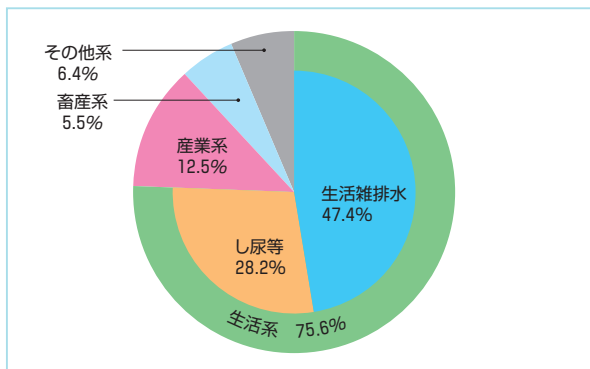


図1-2-1 発生源別BOD負荷割合（平成26年度）

しかし、国土交通省による全国一級河川の水質調査において、中川と綾瀬川がワースト5に入っていることから、ワースト5脱却を目指して、より一層の水質の向上を図る必要があります。ワースト5から脱却を図るため、公共下水道への接続促進や単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進などの生活排水対策の徹底を流域関連市町と連携して進めていきます。

地下水の水質は、調査した地点（井戸）の内、すべての項目が環境基準に適合している割合は、この数年約9割で推移しています。基準超過している項目は、農地における施肥又は家畜排せつ物に由来すると思われる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が約6割を占めています。

土壌汚染については、有害物質使用特定施設の廃止時や土地の改変時など、一定の要件を満たした場合に、土壌汚染対策法や埼玉県生活環境保全条例に基づき土

壌汚染状況を調査し結果を知事に報告することとしています。汚染が判明した事案については、汚染拡大を防止するための原因調査や適正な措置の指導を行う必要があります。

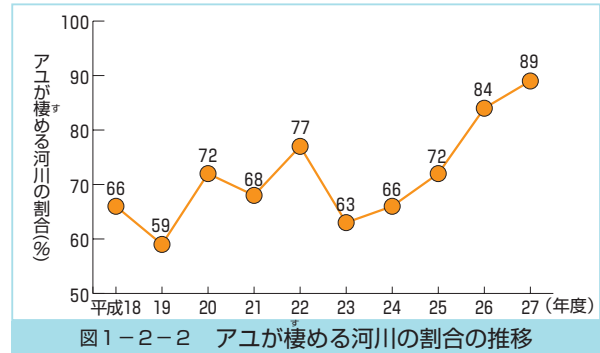


図1-2-2 アユが棲める河川の割合の推移

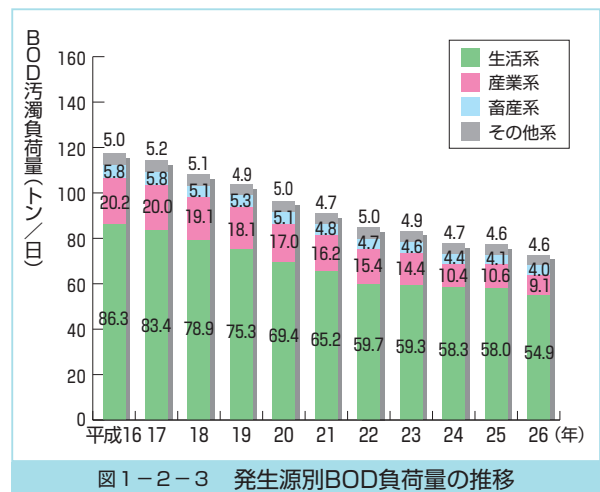


図1-2-3 発生源別BOD負荷量の推移

### 講じた施策

#### 1 工場・事業場に対する排水規制、指導の実施

##### (1) 工場・事業場に対する排水規制、指導

工場・事業場の排水規制は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例及び埼玉県生活環境保全条例に基づいて行われています。

##### ①濃度規制

排出水の汚染状態を濃度排水基準以下にするため、水質汚濁防止法の特設施設を設置している工場・事業場（特定事業場）と、埼玉県生活環境保全条例の指定

表1-2-1 特定事業場数等及び立入検査状況※

	届出数	規制対象数	立入検査数	排水検査数	排水基準超過数
特定事業場数	9,406	2,944	2,561	2,080	206

※政令市等含む



排水施設を設置している工場など(指定排水工場など)を対象に排水に含まれる汚濁物質について濃度規制を行っています。

②総量規制

東京湾への流入汚濁負荷量を削減するため、総量規制を行っています。規制の対象となる特定事業場に対しては、汚濁負荷量の自主測定結果の報告を求めするなどして、総量規制基準を守るよう指導しています。

③立入検査と指導

県と水質汚濁防止法政令市などでは、特定事業場などに立入検査を実施し、排水基準を超えた場合は指導などを行い、排水基準の遵守徹底を図りました。

(2) 異常水質事故対策

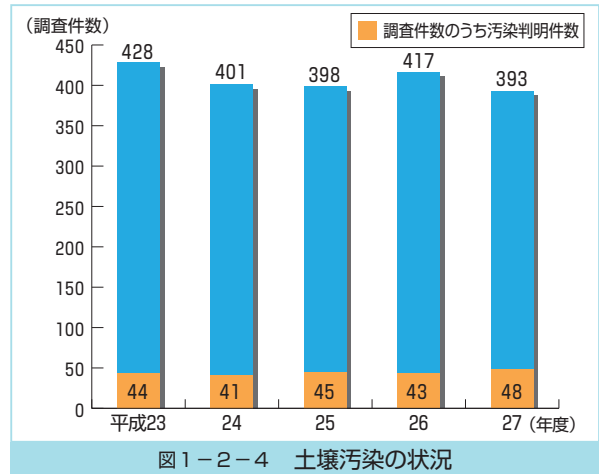
有害物質などの公共用水域への流出事故による人の健康及び生活環境に係る被害の発生を防止するため、事業者に対しチラシを配布するなどして未然防止対策を促しました。併せて、万が一異常水質事故が発生した場合は関係機関との連携による事故状況の把握や原因調査、現場対応などを迅速かつ適切に行い、新たな汚染や被害の拡大を防止しました。

2 土壌・地下水汚染対策の推進

土壌調査の結果汚染が判明した場合は、土壌汚染対策法に基づき土地の改変に制限を設ける措置を行い汚染拡大の防止を指導しました。平成27年度は、要措置区域12箇所、形質変更時要届出区域21箇所(いずれも政令市などを含む)の指定を行いました。

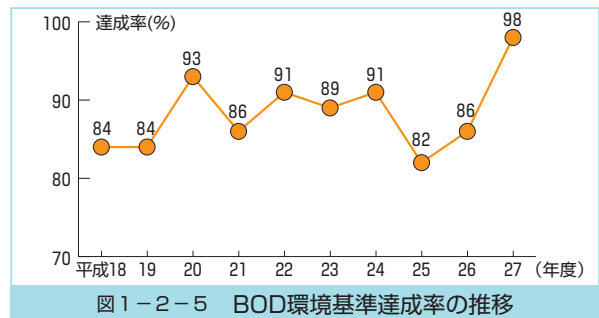
また、地下水汚染を未然に防止するため、水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設を設置している工場などに施設の構造基準などを遵守するよう指導しました。

農用地については、土壌汚染の実態と経年変化を把握するため、農業技術研究センターで分析測定を実施しています。



3 監視測定の実施

公共用水域や地下水の汚濁を防止することにより人の健康を保護し、生活環境の保全を図っていくためには、環境基準の達成状況などを常に把握することが重要となります。このため、毎年、水質測定計画に基づき平成27年度は44河川94地点、3湖沼3地点及び地下水139地点で常時監視を行いました。



目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
アユが棲める水質の河川の割合	77%	89%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)



## 第3節 化学物質対策の推進

### 現状と課題

本県は製造業を営む事業所数が多く、また化学物質を多く排出する業種の事業所があるため、化学物質管理促進法<sup>\*</sup>に基づき事業者が把握・届出する排出量（届出排出量）は全国第4位となっています（平成26年度）。

化学物質は身の回りにある製品の原材料などとして使用され、私たちの便利で豊かな生活を支えています。しかし、化学物質の中には環境中に排出された場合、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ（環境リスク）があるものも数多く存在します。

化学物質の排出を抑制し環境リスクを減らすためには、法令に基づく排出基準の遵守はもとより、事業者が自主的に管理の徹底を図り、排出削減対策に取り組むことが重要です。また、化学物質に対する県民の不安を解消するためには、県民・事業者・行政が化学物質に関する正しい情報を共有し、相互理解を深め、信頼関係を構築する環境コミュニケーション（リスクコミュニケーション）を推進していく必要があります。

肺がん・中皮腫などの原因となる石綿は、過去に建材として多く使用され、石綿を使用した建築物の解体・改造、補修工事が平成40年頃をピークに増加することが予想されています。このため、これらの建築物の解体作業時などに石綿の飛散防止対策が適切に行われることが大切です。

一方、ダイオキシン類は規制強化により県内の総排出量は平成9年当時に比べ大幅に減少しています。今後も引き続き工場・事業場に対する規制指導の徹底により環境中への排出を抑制し、環境への影響を的確に把握するための環境調査を継続していく必要があります。

<sup>\*</sup>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

### 講じた施策

#### 1 環境リスクの低減

##### (1) 化学物質排出量等の把握と公表

本県における化学物質の届出排出量（平成26年度）は、集計が開始された平成13年度と比較して約61%減少しており、化学物質の排出削減は着実に進んでいる様子がうかがえます。平成26年度の届出排出量は7,633t/年でした。

平成26年度は、化学物質管理促進法に基づく届け出が1,518事業所から、埼玉県生活環境保全条例（又は、さいたま市生活環境の保全に関する条例）に基づく報

告が1,552事業所からあり、排出量などを集計した結果をホームページやパンフレットで公表しました。

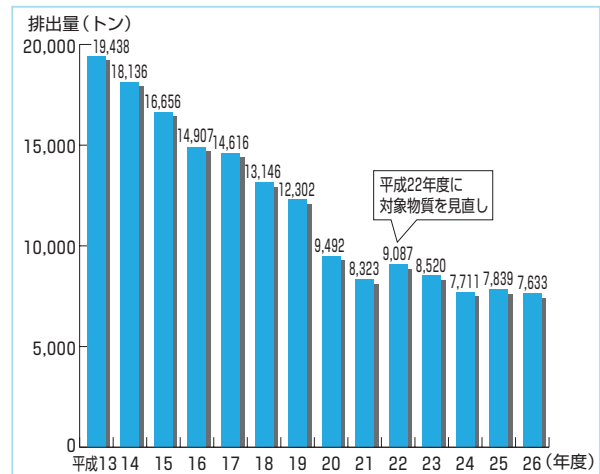


図1-3-1 埼玉県における化学物質届出排出量の推移（経済産業省・環境省 平成28年3月公表値）

##### (2) 環境コミュニケーションの推進

本県では、化学物質に対する県民の不安を解消し、化学物質による環境リスクの低減を目指す環境コミュニケーション（リスクコミュニケーション）を推進しています。平成27年度までに本県が把握しただけでも、のべ210事業所が環境コミュニケーションを実施し、地域住民や近隣企業、県や地元の市町村などが参加し、事業所からの環境に対する取組状況の説明や、工場見学、意見交換などを行いました。

本県では、実施事業所に対し継続的な環境コミュニケーションの開催を働きかけていくほか、市町村の生涯教育や環境学習としての開催、工業団地単位での開催、学校授業としての開催など、地域や企業の状況に合わせた開催手法を提案してまいります。

また、本県では環境コミュニケーションを企画・運営できる人材を育成するため、体験型の演習を取り入れた「環境コミュニケーション研修会」を開催するほか、環境コミュニケーションを開催する際の参考となる事例集やガイドブックを作成・配布するなど、普及に向けた取り組みを進めています。

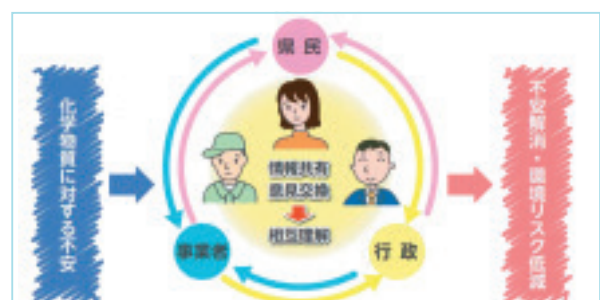


図1-3-2 環境コミュニケーションの効果

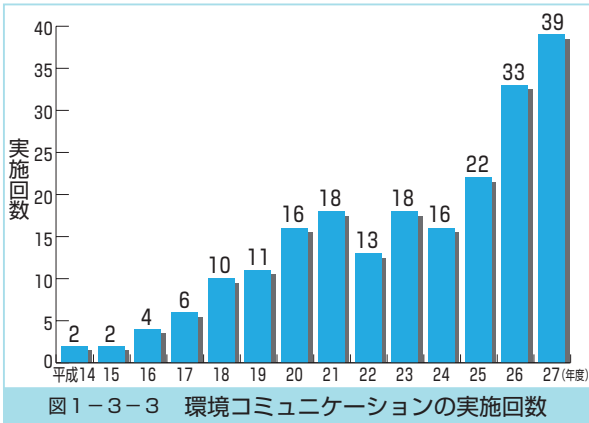


写真1-3-1 日本工業大学での環境コミュニケーション風景

### (3) 事業者指導と環境濃度の把握

化学物質の適正管理を指導するため、県及び市\*は206事業所に立入検査を実施しました。また、本県は事業者による化学物質の適正管理を促進するための説明会を開催しました。

さらに、工業団地周辺の大気環境状況を把握するための「化学物質環境モニタリング調査」を実施し、その結果をホームページで公表するとともに、平成26年度に調査を行った地域で調査結果を含めた化学物質の適正管理について研修を行いました。

\*さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市



写真1-3-2 工業団地周辺での化学物質環境モニタリング調査

## 2 石綿対策の推進

石綿は繊維状の鉱物で吸引により肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあることが知られています。石綿の飛散による健康被害を防止するため、大気汚染防止法などにより、石綿製品の使用禁止から建物の解体時における除去処分まで体系的に対策が取られています。

### (1) 石綿の大気中への飛散防止

石綿繊維が飛散しやすい吹付け石綿などの除去作業については、大気汚染防止法に基づく届出があった解体などの全工事について、立入検査を実施し、飛散防止を指導しました。このうち23か所では、除去作業周辺の石綿濃度を測定し、石綿の飛散が生じていないことを確認しました。また、不完全な除去作業による石綿の飛散を防止するため、作業終了後に取り残しの有無を確認する完了検査を行い、確実な除去作業の実施を指導しました。

表1-3-1 吹付け石綿等除去作業の届出数及び立入検査数

(平成27年度)

	吹付け石綿除去作業の届出数 (大気汚染防止法)	立入 検査数	行政 措置数
県	99	153	0
市*	98	111	0
合計	197	264	0

\*さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市の9市

### (2) 石綿廃棄物の適正処理

建設工事に係る資材の再資源化などに関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出があった家屋解体現場への立入指導などを794件実施し、石綿廃棄物の適正処理指導を行いました。

また、解体工事業者及び建設業者に対して講習会を実施し、関係法令などの周知を図りました。

### (3) 大気中の石綿濃度の把握

住宅地域など県内の20地点でモニタリング調査を実施したところ、県内の石綿濃度に大きな変化は見られませんでした。また、その結果や石綿に関する情報を、ホームページにより県民や事業者に提供しました。

表1-3-2 環境大気中の石綿濃度調査結果

(平成27年度)

	住宅地域	道路沿線 地 域	その他の 地 域	全体	参考 基準値*2
地点数	10地点	3地点	7地点	20地点	10
濃度*1	0.06	0.06	0.08	0.07	

\*1 濃度は、大気1リットル当たりの総繊維の平均本数

\*2 参考基準値は、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準（大気1リットル当たりの石綿繊維の本数）



3

化学物質対策の推進



写真1-3-3 環境大気中の石綿濃度の測定

### 3 ダイオキシン類対策の推進

#### (1) ダイオキシン類による汚染状況の常時監視

本県及び市\*がダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気中のダイオキシン類濃度を23地点で測定しました。その結果は、0.009~0.071pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲内であり、全ての測定地点で環境基準（年間平均値：0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成しました。

また、河川、地下水及び土壌については、93地点で実施しました。その結果、河川水質の調査では、5地点（3河川）で環境基準を超過しましたが、河川底質及び地下水の調査では、全ての地点で環境基準を達成しました。土壌に関しても、一般環境把握調査及び発生源周辺状況調査の結果、環境基準を達成しました。

\*さいたま市、川越市、越谷市、川口市、所沢市

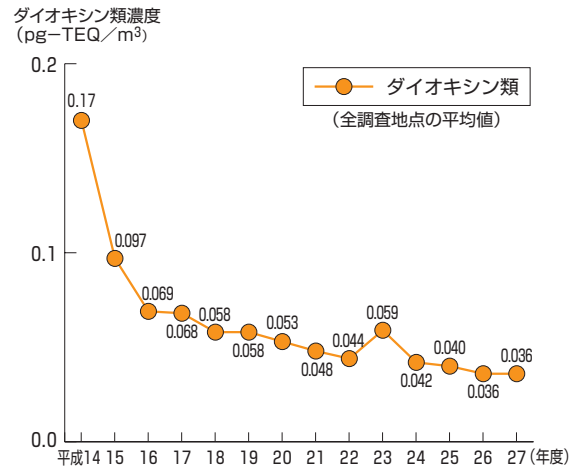


図1-3-4 大気中ダイオキシン類濃度の推移

#### (2) 工場・事業場に対する規制、指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却炉などを設置している工場・事業場に対し立入検査を実施し、38施設について排出ガス中のダイオキシン類濃度を測定しました。排出基準を継続して超過するおそれのある施設の設置者に対しては、改善命令などの行政措置を行い、排出基準の遵守徹底を図りました。



写真1-3-4 排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定

### 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
リスクコミュニケーション実施数	82 事業所	210 事業所	200 事業所	(定義) リスクコミュニケーションを実施した事業所数。 (選定理由) リスクコミュニケーションの実施は、化学物質による環境リスクの低減と化学物質に対する不安の解消につながることから、この指標を選定。
石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反件数	1 件	0 件	0 件	(定義) 大気汚染防止法に基づき、届出が必要な石綿使用建築物の解体工事等に課される作業基準の違反件数。 (選定理由) 石綿使用建築物の届出解体工事における作業基準違反を無くすことにより、石綿飛散防止を図ることができることから、この指標を選定。





## 第4節 身近な生活環境の保全

### 現状と課題

#### 1 騒音・振動・悪臭対策の推進

騒音・振動・悪臭公害は、様々な公害の中でも特に私たちが日常生活を送る上で影響を受けやすく、人の

感覚を刺激して不快感をもたらす感覚公害とされています。これらの公害は、産業構造や生活様式の変化に伴いその発生源も工場・事業場などをはじめ多種多様となっています。これらの公害を防止し、身近な生活環境を保全することは重要な課題です。

このためには、工場・事業場における公害防止体制の整備促進などにより発生源対策を図ったり、事業者に対する意識啓発や公害防止に関する専門知識などの

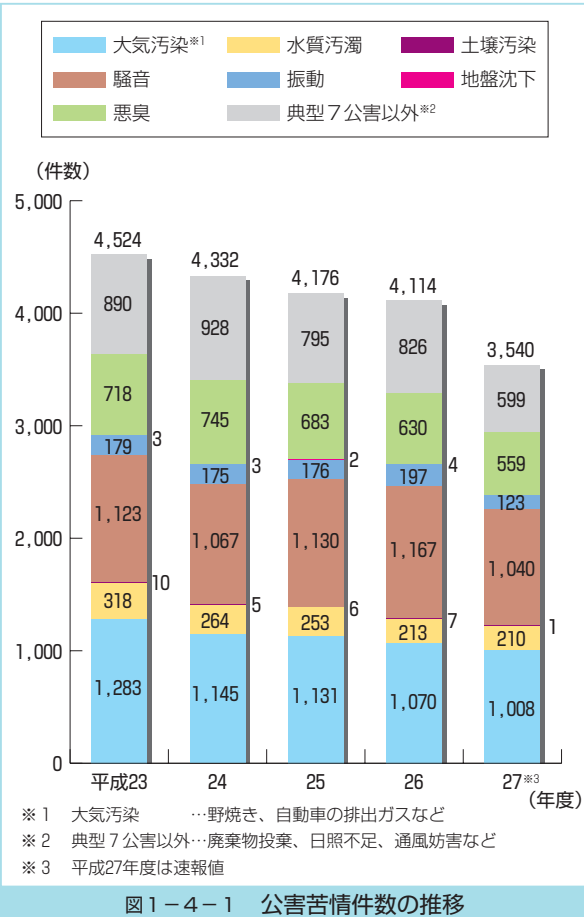


図1-4-1 公害苦情件数の推移

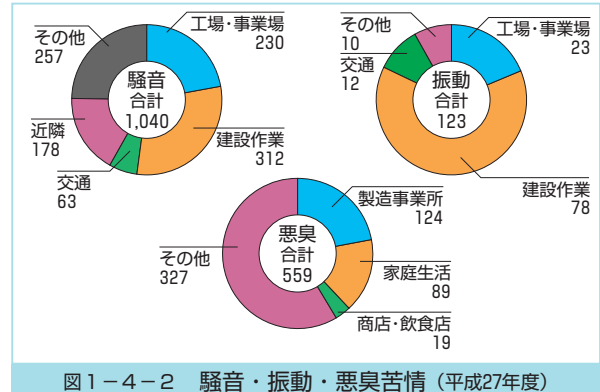


図1-4-2 騒音・振動・悪臭苦情 (平成27年度)

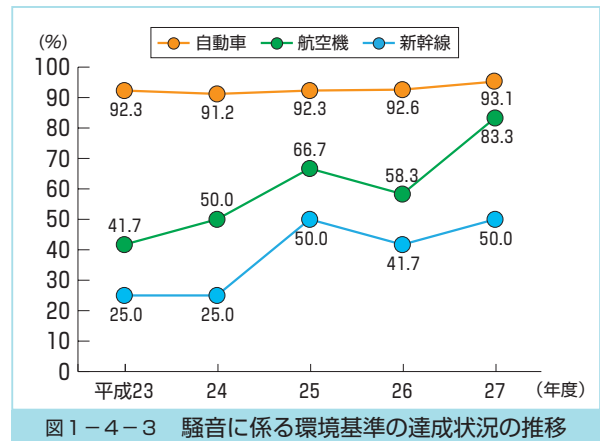


図1-4-3 騒音に係る環境基準の達成状況の推移

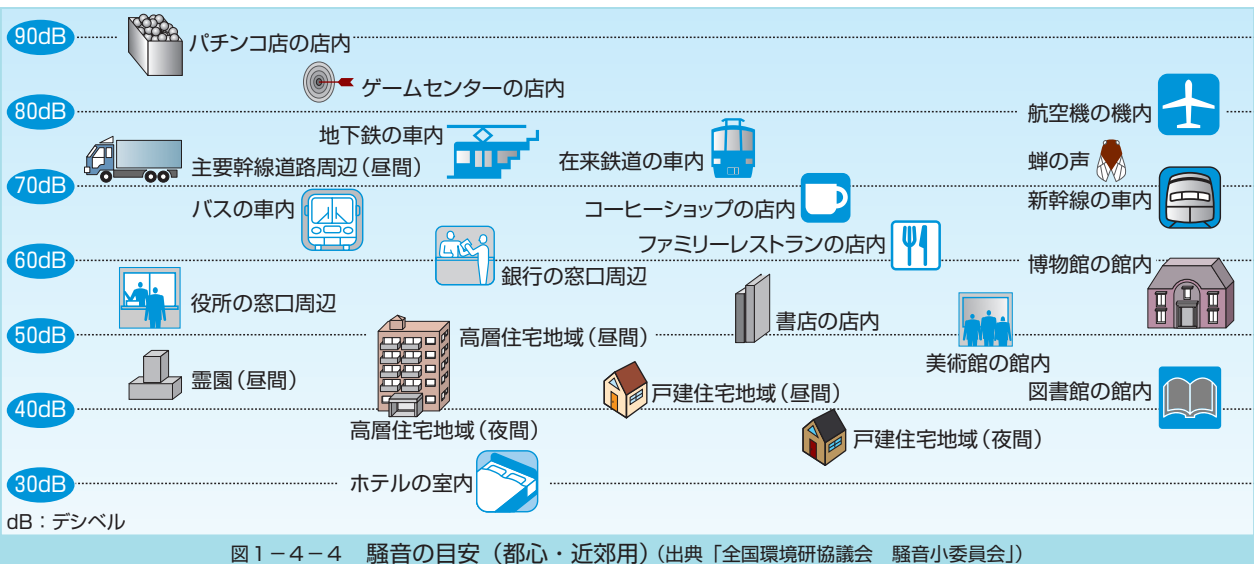


図1-4-4 騒音の目安 (都心・近郊用) (出典「全国環境研協議会 騒音小委員会」)

習得への支援が不可欠です。さらに、公害苦情や公害紛争への適切な対応を進めるとともに、公害苦情解決を図る行政職員の専門知識や事業者への指導力の向上も必要となります。

また、航空機騒音、自動車交通騒音、新幹線鉄道騒音や振動については、環境基準などへの適合状況の調査を行い、調査結果に基づき関係機関に改善を働きかけています。

## 2 公害苦情等への対応

本県では、公害に係る苦情や紛争に対して迅速かつ適切な処理を図るため、公害紛争処理法に基づき公害苦情相談員や埼玉県公害審査会を設置しています。

公害苦情相談員は、公害苦情に対する第一的な処理にあたるため、県や一部の市町村に設置されており、住民の相談に応じるとともに、苦情処理に必要な調査・指導を行っています。

また、埼玉県公害審査会は昭和45年に発足し、公害に係る紛争について、あっせん、調停及び仲裁の手続により、簡易・迅速かつ適正にその解決を図っています。

### 講じた施策

## 1 騒音・振動・悪臭対策の推進

### (1) 環境基準等の適合状況の調査

#### ①航空機騒音

入間飛行場及び横田飛行場周辺の航空機騒音の実態を把握するため、12地点で1年を通じて測定を行い、環境基準の適合状況を調査した結果、平成27年度は12地点中10地点で環境基準を満たしていました。

また、県と県内の基地周辺14市町で構成する埼玉県基地対策協議会や、米軍基地などが所在する14都道県で構成する渉外関係主要都道県知事連絡協議会（渉外知事会）を通じて、防衛省、外務省などの関係機関に対して、航空機騒音の軽減及び防音工事対象施設や対象区域の拡大などの騒音対策の拡充などを要望しました。

平成27年度は、防衛省、外務省などの政府機関に対して、基地に起因する騒音などの各種障害の防止策を要望しました。

#### ②自動車交通騒音

本県は町村の路線を計画的に調査しています。

平成27年度には3路線、総延長4.2kmの国道及び県道で環境基準の適合状況を調査して、調査区間の道路に面する約99%の戸数で環境基準を満たしていました。

また、東日本高速道路株式会社に対し、遮音壁の設置や諸調査の実施などの騒音防止対策を要望しました。（H27.11.19「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車

道公害対策10県協議会」)

#### ③新幹線鉄道騒音及び振動

東北新幹線及び上越新幹線鉄道沿線の実態を把握するため、周辺の12地点で調査を行い、環境基準（騒音）及び指針値（振動）の適合状況を調査しました。平成27年度は、騒音については12地点中6地点で環境基準を満たし、振動については全地点で指針値以下でした。



写真1-4-1 新幹線鉄道騒音測定

### (2) 市町村職員に対する研修等の推進

騒音・振動・悪臭に関する工場・事業所からの届出の受理及び指導などは市町村が行っています。

本県は市町村を支援するため、新規に担当となった職員などを対象として平成27年4月に「市町村騒音・振動・悪臭担当職員研修会」を開催し、76名が参加しました。

また、平成27年12月には、騒音・振動の苦情について事例を通じた解決方法を学ぶ「市町村騒音・振動担当職員後期研修会」を開催し、50名が参加しました。



写真1-4-2 市町村研修会

## 2 事業所における公害防止体制の整備

### (1) 工場・事業場における公害防止組織の整備促進

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などによる公害発生の防止を徹底するため、工場・事業場における公害防止のための管理体制の整備を促進しました。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、公害防止主任者資格認定講習を実施しました。



写真1-4-3 公害防止主任者資格認定講習

### (2) 公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の推進

工場・事業場が選任した公害防止管理者や公害防止主任者は、いったん選任された後は、公害防止の知識を習得する機会がありません。そのため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害防止をより徹底させるため、フォローアップ研修を実施することで担当者の資質向上を図り、公害防止管理体制の更なる充実を目指しています。

## 3 公害苦情・紛争の適正処理の推進

### (1) 公害苦情処理の適正な対応

県民からの公害苦情については、公害紛争処理法に基づく公害苦情相談員制度の活用、市町村との連携などにより対応しています。

### (2) 公害紛争処理法に基づく適正な対応

公害に係る紛争について、公害紛争処理法に基づき埼玉県公害審査会を設置し、あっせん、調停、仲裁の処理を行っています。

平成27年度は新たに7件の事件を受け付けし、2件の事件が終結しました。

表1-4-1 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争件数の推移

平成 年度	区 分								
	あっせん			調 停			仲 裁		
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済
20年度	0	0	0	1	4	1	0	0	0
21年度	0	0	0	3	2	2	0	0	0
22年度	0	0	0	3	2	3	0	0	0
23年度	0	0	0	1	4	0	0	0	0
24年度	0	0	0	7	4	3	0	0	0
25年度	0	0	0	2	3	2	0	0	0
26年度	0	0	0	7	7	2	0	0	0
27年度	0	0	0	7	2	7	0	0	0
昭和45年度 からの累計	0	0		85	78		1	1	

表1-4-2 埼玉県公害審査会が扱った公害紛争の公害の種類別受付件数

(昭和45年11月1日から平成28年3月31日まで)

公害の種類	調 停	仲 裁
騒音・振動	58	
大気汚染	14	1
水質汚濁	1	
地盤沈下	3	
悪 臭	7	
土壌汚染	2	
合 計	85	1

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
公害防止管理者・主任者向けフォローアップ研修の参加事業者数	85人	1,808人	2,300人	(定義) 法令に基づき選任された公害防止管理者及び公害防止主任者の資質向上を図るために開催する研修会への参加者数。 (選定理由) 国と共催する公害防止管理者等を対象とした再教育研修に加えて、平成24年度から公害防止主任者等も対象とした再教育研修を実施する。当該研修により事業所の公害防止体制の充実が図られるため、研修参加者数(累積)を指標として選定。





## 第5節 水循環の健全化と地盤環境の保全

### 現状と課題

水は「降水→土壌水→地表水（河川・湖沼）→海洋（→蒸発→降水）」という循環系を形成しています。この中で特に地下水は、水量の確保と水質の浄化という点で自然の水循環系に不可欠の役割を果たしています。しかし、多量な地下水の汲み上げは地盤沈下を引き起こす原因となっています。

近年は、地下水採取規制により水源転換が進み、年間の地盤沈下量は減少していますが、中長期的に見ると地盤はいまだ沈下の傾向を示しています。

平成27年度の水準測量では（表1-5-1）、年2cm以上の沈下は観測されなかったものの、年2cm未満の沈下は広い範囲で観測されました。

また、過去の渇水年には、地下水依存度の上昇により地盤沈下面積が拡大したことから、今後も地盤沈下対策が必要です。

表1-5-1 地盤変動の状況

（平成27年）

水準点の変動	沈下2cm以上	0地点
	// 2cm未満	190地点
	不動	11地点
	上昇	373地点
年間2cm以上の沈下面積		0km <sup>2</sup>
最大沈下量		1.0cm

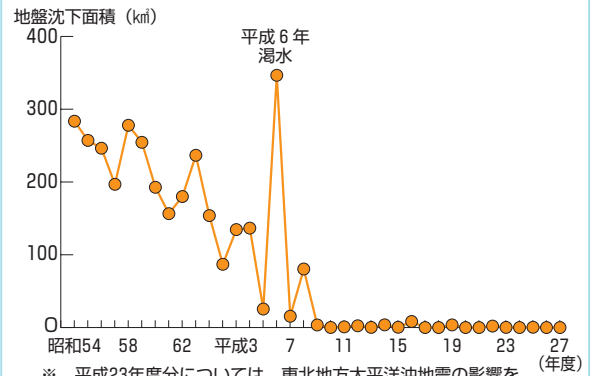


図1-5-2 地盤沈下面積の推移



図1-5-3 地盤沈下状況図

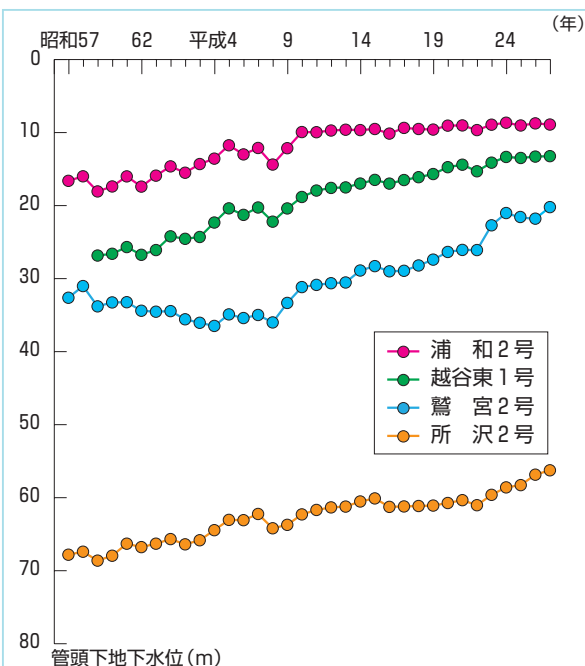


図1-5-1 地下水位の推移

### 講じた施策

#### 1 水利用の合理化等の推進

雨水や一度使った水を処理して、飲用水ほどの質が求められないトイレの洗浄水や散水用水などに再利用する雑用水利用は、水を有効に利用する方法の一つです。施設整備や維持管理面で、水道水を利用した場合に比べコストが高いなどの課題がありますが、これまで着実な取組がなされています。

平成27年度末現在の雑用水利用施設数は519施設で、そのうち約7割は雨水の利用施設です。

#### 2 地下水の涵養

##### (1) 河川流域における雨水の一時的な貯留及び浸透施設の設置

雨水を地下に浸透させるため、雨水浸透施設の設置



を推進し、河川の洪水氾濫の抑止や水循環の健全化を図っています。平成28年3月現在、新河岸川流域内の既存住宅に雨水浸透枺を14,521基設置しました。

(2) 透水性アスファルト舗装による歩道整備

雨天時に歩行者が快適に歩行できるよう透水性アスファルト舗装を推進し、地下水の涵養を図っています。

3 地盤沈下防止対策の推進

(1) 地下水採取規制の的確な運用

地盤沈下を防止し、県民の快適な生活環境を保持するよう地下水の採取規制の遵守徹底を図りました。

(2) 地下水採取による地盤変動及び地下水位の観測

地盤沈下を未然に防止するため、39観測所（66観測井）で地盤変動や地下水の変動を監視しています。

また、8観測所にテレメーターシステムを導入し、地下水位を常時監視しています。

(3) 国や隣接県と連携した地盤沈下対策の研究、検討

国及び関東地方平野部の都県と地盤沈下調査測量協議会を構成しています。関東地方の地盤沈下など量線図の作成や地震に伴う地殻変動の水準測量への影響など、地盤沈下に関する情報の共有化を図っています。

(4) 河川表流水による水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施

水道用水供給事業及び工業用水道事業の実施により、地下水から河川表流水への水源転換の促進に努めています。

平成27年度は、水道用水供給事業では55団体（58市町、茨城県五霞町を含む。年度末現在）に6億3,524万m<sup>3</sup>/年を、工業用水道事業では148事業所（年度末現在）に3,992万m<sup>3</sup>/年を供給しました。

5 水循環の健全化と地盤環境の保全

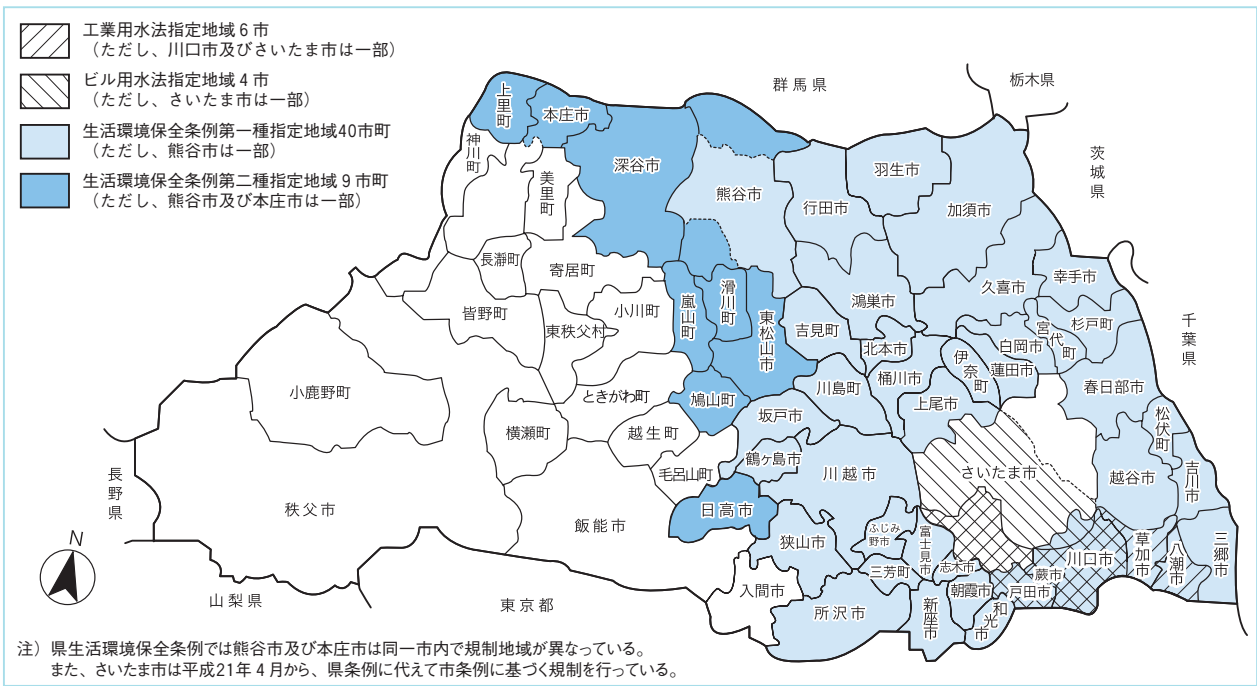


図1-5-4 地下水採取規制図（平成28年3月31日現在）

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
5年間の累積沈下量（ただしH23除く）が4cm未満の地盤観測基準点の割合	97.8%	99.8%	99.0%	（定義）地盤沈下の観測箇所数に対する5年間累積沈下量4cm未満の箇所数の割合。 （選定理由）昭和50年代に国で地盤沈下を調査した結果、2cm/年未満の箇所では被害が確認されなかったため、年2cm未満は国の目安となっている。しかし、地盤沈下の中期的な状況を示すとともに国より厳しい数値を採用し、指標として選定。



## 第6節 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

### 現状と課題

平成26年度の県内の一般廃棄物の排出量は、約239万tで、ここ数年僅かずつですが減少しています。本県はまだ人口増加基調にあるものの、県民一人一人の減量化の取組の効果が現れているものと考えられます。

それに合わせて、最終処分量も減少しています。平成26年度は前年度よりも約7,000t減少し約12万4千tで、県民1人一日当たりに換算すると47gとなりました。最終処分量の一層の削減に向け、更にライフスタイルの中でごみ減量化を実行できる余地がないかを検討し、可能な限り排出抑制を進めていくことが求められています。

一方、平成26年度の産業廃棄物の発生量は約1,189万t、最終処分量は約19万tで最終処分率は1.7%と前年度に比べほぼ横ばいです。これは引き続き東日本大震災に起因する放射能の影響による汚泥の最終処分量が増加しているため、汚泥の再生利用は今後ゆっく

り回復していくことが予測されます。

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者は、委託基準に基づき産業廃棄物の処理を委託し、適正に処理されるまで責任を持たなければなりません。

また、処理業者は、産業廃棄物処理基準に基づき適正に処理しなければなりません。

不法投棄については、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組により、平成22年度から平成26年度までの4年間で約7割減少しました。

今後も、環境と経済が好循環する持続可能な循環型

6

資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進

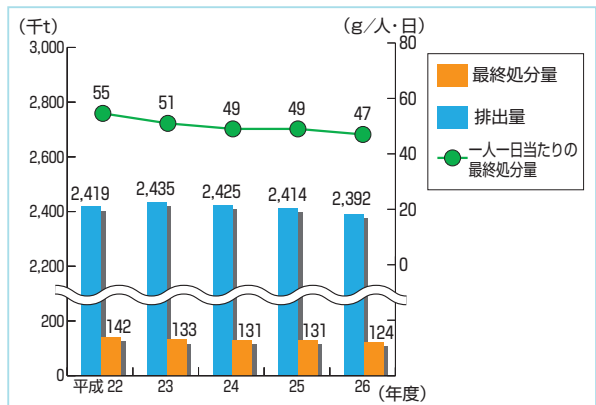


図1-6-3 一般廃棄物処理状況

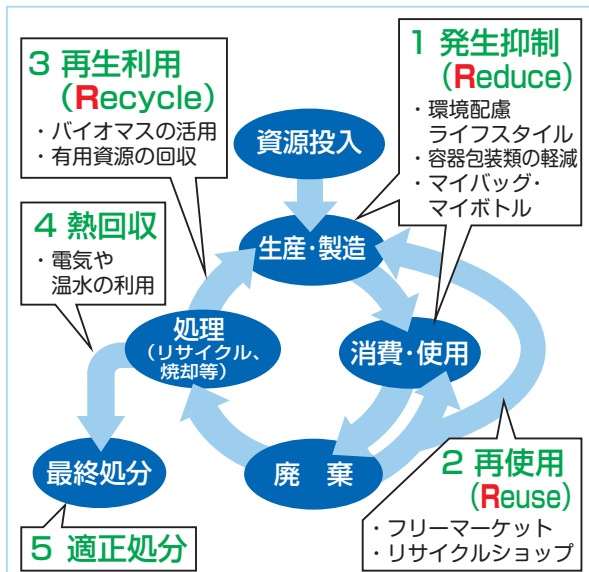


図1-6-1 循環型社会形成に向けた取組

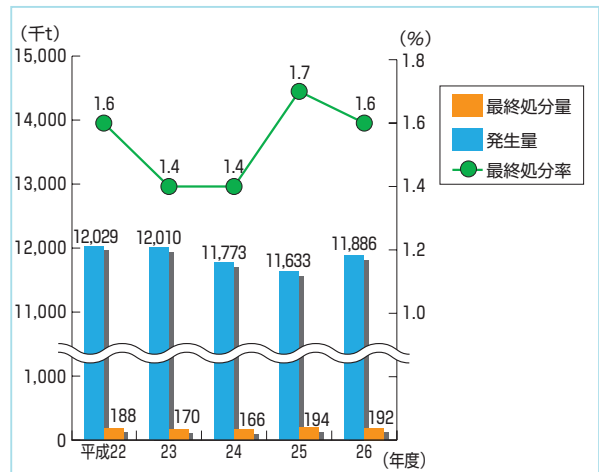


図1-6-4 産業廃棄物処理状況

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物や、自分で利用したり他人に売却したりできないために不要になったもので、液状又は固形状のものすべてを言います。

家庭などから発生するごみやし尿などの一般廃棄物は、市町村の責任の下に処理されます。工場などから発生する燃え殻、汚泥などの産業廃棄物は、事業者の責任で処理されます。

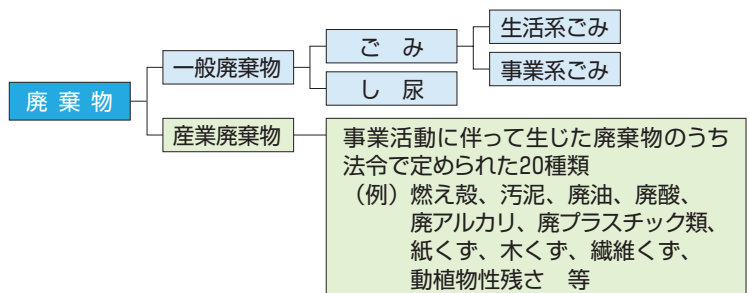


図1-6-2 廃棄物とは

社会の形成には、徹底した排出抑制に加え、循環産業の育成・発展が欠かせません。それには、環境負荷の少ない高度なリサイクルを行う事業者などが社会的評価を受けるような社会的基盤づくりも重要と考えられます。

## 講じた施策

### 1 資源の有効利用とごみ減量化の推進

循環型社会の形成のためには、県民、事業者、行政が連携して廃棄物の発生を抑制することが必要です。それでも排出された循環資源<sup>\*</sup>は、再使用・再生利用やエネルギー回収など循環的な利用に努め、循環的な利用ができないものについては適正に処理することが必要です。そこで本県では、平成23年3月に策定した第7次廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量化と適正処理を推進するため次のような施策に取り組みました。

<sup>\*</sup>廃棄物や製品の製造、販売など生産活動の副産物のうち有用なものを「循環資源」と言う。

#### (1) 廃棄物の発生抑制の推進

ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみの削減を図るリデュースの取組として、マイボトルやマイバッグの利用を推進しています。

外出時に水筒（マイボトル）などを携帯する「みんなのマイボトル運動」の普及を図るため、日本スリーデーマーチなどのイベントにおいて、パネル展示や啓発品の配布などを行いました。

レジ袋の削減を図るため、「マイバッグ持参運動・レジ袋削減運動」を推進しています。市町村や事業者と連携して、イベントや広報紙を通じて啓発を行いました。



写真1-6-1 埼玉県立大学の学園祭におけるブース出展

食品残さの削減を図るため、埼玉県立大学の学園祭においてブース出展を行うなど、イベントや講座において啓発を行いました。また、小盛りメニューやハーフサイズの設定、量り売りの実施など、食品残さの削減に取り組む店舗を認定する「彩の国エコぐるめ事業」に取り組んでいます。

#### (2) リサイクルに係る仕組みの充実

平成25年4月から施行された小型家電リサイクル法について、市町村及び一部事務組合に情報提供を行いました。また、国からの要請に基づき、使用済小型電気電子機器などのリサイクルへの取組状況実態調査に協力しました。

#### (3) 農山村バイオマス活用の推進

平成24年3月に策定した「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」に基づき、家畜排せつ物、食品残さ、農業集落排水汚泥、製材工場など残材、稲わら・麦わら・もみがらなど農山村に広く賦存するバイオマス資源の利活用促進を図っています。

## 2 廃棄物の適正処理とリサイクルのための施設整備

### (1) 環境と経済の両立に向けた取組

持続可能な循環型社会を構築し、真に豊かな県民生活と活力に満ちた生産・経済活動を支えていくためには、廃棄物の適正処理やリサイクルに向けた取組など、資源循環に対応した産業の育成が求められています。

このため、環境分野に関する先端技術産業を誘致・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を活かした資源循環モデル施設として「彩の国資源循環工場」を整備し、平成18年6月に全面オープンしました。

本県では、さらなる循環型社会の構築に向け、「彩の国資源循環工場第2期事業」を推進し、環境負荷の軽減に寄与する産業の施設の集積を図っています。

また、主に県内で発生する廃棄物を原材料に用いた物品で安全性や品質などの基準を満たした製品を県が認定する「彩の国リサイクル製品認定制度」を平成24年度に創設し、平成27年度は5製品を追加しこれまでに9製品を認定しています。具体的な製品情報を積極的に広報することにより、リサイクル資材の普及拡大とリサイクル産業の育成を図っています。



## 彩の国資源循環工場の「安全管理システム」

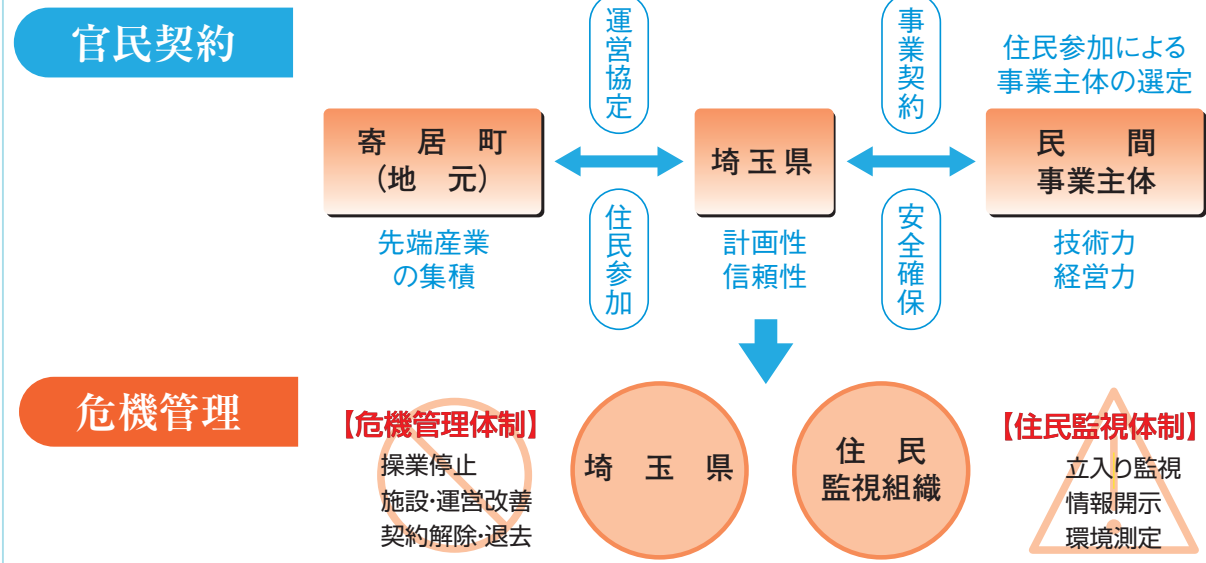


図1-6-5 彩の国資源循環工場の安全管理システム

### (2) 彩の国資源循環工場の整備・拡張

本県では、公共関与による透明性の高い安全管理システムの下、先端技術を有する環境産業の集積と県営の最終処分場の整備をしています。

#### ①彩の国資源循環工場

廃棄物の適正処理とリサイクルの一層の促進を図るため、先端技術を有する環境産業を集積した「彩の国資源循環工場」を整備しました。この工場は、公共の計画性・信頼性と民間の経営力・技術力を生かすため、PFI及び借地方式により、さまざまなリサイクルを行う民間の施設を集積したものです。



図1-6-6 彩の国資源循環工場第2期事業完成後のイメージ

施設の整備に当たっては、法律や条例の基準を上回る厳しい公害防止対策や工場排水のクローズドシステムなど、高度な環境対策を講じています。また、運営には、徹底した情報の公開と住民参加による安全管理システムを採用するなど、開かれた運営を通じ、安心・安全な操業を確保しています。

工場には8社のリサイクル施設が操業しており、相互に連携しながら効果的・効率的な廃棄物の再資源化と技術の向上に取り組んでいます。

#### ②彩の国資源循環工場第2期事業

持続可能な循環型社会の実現に向け、環境整備センター隣接地において「彩の国資源循環工場第2期事業」を実施し、最終処分場と工場用地を一体的に整備しました。

最終処分場は、面積5.7ha、埋立容量617,000m<sup>3</sup>(約50万t)の管理型処分場です。

工場用地は、面積14.7ha(平場面積11.0ha、緑地面積3.7ha)です。ここに環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設、焼却施設を含まない再資源化施設などの誘致に取り組んでいます。平成26年度までに、製造施設3社と再資源化施設1社が操業を開始しました。また、平成27年度に製造施設1社の立地が決定しました。



### (3) 環境整備センター（最終処分場）の処理状況

本県では、自ら処分場を確保することが困難な県内の市町村や中小企業者などのために、全国初の県直営の最終処分場として環境整備センターを整備し、平成元年2月から供用を開始しています。廃棄物の埋立てに当たっては、厳しい管理基準を設定するなど環境保全対策に万全を期しています。環境整備センターでは、約271万tの廃棄物を埋め立てる計画となっており、平成27年度の埋立て重量は3万3,184tで、供用開始から約164万t（全容量の約61%）を受け入れました。

表1-6-1 環境整備センターの埋立実績

(単位:t)

平成年度	埋立量	埋立量の内訳	
		一般廃棄物	産業廃棄物
23	41,691	30,593	11,098
24	39,492	28,598	10,894
25	42,857	28,845	14,012
26	39,841	26,352	13,489
27	33,184	22,537	10,647
埋立量累計	1,639,883	1,420,774	219,108

※平成元年2月供用開始

### (4) 一般廃棄物処理施設整備等の推進

市町村の廃棄物処理施設の計画的な整備のため、環境省が所管する循環型社会形成推進交付金の活用を支援しました。

### (5) 災害廃棄物処理への支援

大雨などの災害により発生した災害廃棄物を適正に処理し、迅速な復興を進めるため、市町村に対して処理方法に係る技術的助言を行うとともに災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の活用を支援しました。

## 3 廃棄物処理の技術の向上と安全の確保

効率的な廃棄物処理システムの研究や安心安全な最終処分場の研究に取り組みました。

また、産業廃棄物の不法投棄、保管と称する悪質な野積み、野外焼却などが跡を絶たない状況にあることから、こうした不適正な処理に対する監視や指導の充実・強化を図りました。さらに、産業廃棄物の大量堆積の改善への取組を推進しました。

### (1) 廃棄物処理に関する技術の向上

地域における廃棄物系バイオマスの利活用や再生資材の安全性確保に関する研究などに取り組み、循環型社会の形成を推進しました。併せて、リサイクル技術の向上により変化する、最終処分廃棄物の質的・量的な課題に対応した埋立技術の開発にも取り組みました。

### (2) 不適正処理監視指導体制の充実

#### ①未然防止への取組

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携して産業廃棄物適正処理講習会を開催するなど、適正処理に向けた普及啓発を図りました。

また、ダイオキシン対策を目的とした県外産業廃棄物事前協議制度<sup>\*</sup>を運用することにより、排出事業者に対して適正処理指導を行いました。

<sup>\*</sup>県外産業廃棄物事前協議制度：県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務付ける制度

建設リサイクル法に基づき家屋解体現場などへの立入指導を行った際には、廃棄物の適正処理はもとより、再資源化の徹底についても指導を行いました。

また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管事業者に対しては、PCB特別措置法に基づき、保管状況などの届出や適正保管の徹底について指導を行いました。

なお、平成27年度から本県分の高濃度PCB廃棄物（変圧器及びコンデンサー）の本格的な処理が始まりましたが、PCB特別措置法では、PCB廃棄物は平成38年度までの処理が義務付けられていることから、保管事業者に対して期限までの確実かつ適正な処理を周知しました。



写真1-6-2 高濃度PCB廃棄物(変圧器、コンデンサー及び蛍光灯安定器)

平成27年10月15日から平成27年12月31日までを「不法投棄等防止強化期間」に設定し、廃棄物運搬車両の路上調査などの不法投棄防止の取組を集中的に実施しました。



写真1-6-3 不法投棄防止キャンペーン

また、不法投棄防止啓発を目的として「不法投棄防止キャンペーン」を県内各地で4回開催しました。

②早期発見への取組

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を強化して行いました。

本県が実施している定期的な監視パトロールのほか、民間警備会社への委託による休日・夜間の監視パトロールを年間119日実施しました。

また、県内を巡回する業務を行っている民間企業、組合など37の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いします。

さらに、「産業廃棄物不法投棄110番」(0120-530-384：ごみをみはるよ)を設置し、県民の方から、フリーダイヤルで夜間・休日を問わず82件の通報を受け付けました。

その他にも、道路に検問を敷いて、産業廃棄物の運搬車両を対象に抜き打ちで路上調査を実施することで、法令違反や不適正処理を速やかに発見し、その場で改善指導を行いました。

③早期対応への取組

県土整備部、農林部などの関係部局、市町村、警察本部との連携を強化するために設置した埼玉県廃棄物等不法投棄対策推進会議及び環境管理事務所ごとに設置した地区合同不法投棄等対策会議を中心に、関係機関が連携して監視パトロールを行い、不適正処理に迅速に対応しました。

また、県産業廃棄物指導課に現役の警察職員を2名配置し、秩父を除く環境管理事務所には、警察OB職員である廃棄物不適正処理監視指導員を配置することで、粗暴事案などへの対応能力を高めました。悪質事案に対しては警察本部との連携を図り対応しました。

さらに、産業廃棄物対策に係る市町村職員の県職員

併任制度により、平成27年度末現在で59市町村の職員に対して、県職員と同様の立入権限を付与し、不適正処理の早期発見、早期対応に努めました。

(3) 行政処分等

法律で定める基準に違反した排出事業者や処理業者に対して、口頭指導や文書勧告を行いました。

事業者が指導に従わない場合は改善命令や業務停止などの行政処分を実施し、特に悪質性の高い事業者に対しては、許可取消処分を実施しました。

表1-6-3 産業廃棄物排出事業者・処分業者に対する行政処分などの状況

平成年度	行政処分			行政指導		報告徴収	合計
	許可取消	業務停止 施設停止	改善命令 措置命令	文書 勧告	口頭 指導		
18	38	0	7	55	7,410	24	7,534
19	25	0	5	55	5,787	17	5,889
20	33	0	3	11	4,264	14	4,325
21	44	2	2	9	3,169	1	3,227
22	38	0	3	6	2,871	4	2,922
23	11	5	4	21	2,379	53	2,473
24	18	4	2	31	2,339	52	2,446
25	16	7	4	77	2,481	37	2,622
26	22	0	4	42	2,230	44	2,342
27	19	3	2	30	2,036	38	2,128

(4) 産業廃棄物の山の撤去等負の遺産の解消

廃棄物が大量に積まれて山となった場所に対し「捨て得は絶対に許さない」という基本方針の下、山を築いた行為者などに対して徹底した撤去指導を行っています。

また、崩落、火災の危険性及び有毒ガスの発生など県民の生活環境に重大な支障を来すような緊急性がある場合には、県、市町村、各種団体が協力して撤去・改善対策を進めています。

(5) 土砂の排出、堆積等の規制

無秩序な土砂の堆積を防止し、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づく規制・指導を行いました。

平成27年度は、土砂の堆積の許可を65件行うとともに、不適正な堆積行為に対しては厳格に対処しました。

(6) 自動車リサイクル法の施行に関すること

使用済自動車の適正な処理とリサイクルを図り、生活環境の保全などに寄与することを目的に、自動車リサイクル法に基づく規制・指導を行いました。

表1-6-2 監視・指導状況

平成年度	監視・指導数				合計
	不法投棄	不適正処理	適正処理	その他	
18	340	7,322	5,852	570	14,084
19	313	5,894	12,046	568	18,821
20	277	4,051	11,259	565	16,152
21	184	2,839	8,948	653	12,624
22	103	2,485	8,701	293	11,582
23	102	2,001	7,627	278	10,008
24	69	1,691	7,088	194	9,042
25	44	1,912	5,513	202	7,671
26	32	1,581	5,248	347	7,208
27	43	1,667	5,166	305	7,181

## 4 循環型社会を支える人づくり

### (1) 循環型ライフスタイルの定着に向けた支援

循環型社会の構築には個人の取組が必要であり、年々環境問題に対する個人意識は高まっています。ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、3R（発生抑制「リデュース」、再使用「リユース」、再生利用「リサイクル」）に関する取組を積極的に行う人を3R推進員として登録しています。平成27年度末の登録

者数は20,865人です。

### (2) 3Rに係る情報の発信

ごみの減量化やリサイクルを実践している団体や事業者に対して、情報の発信や意見交換を行いました。また、特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会が主催した「エコ・リサイクル交流集会2016」を後援しました。

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375 店舗	776 店舗	760 店舗	(定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。
一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量	61 g/人・日 (H21年度)	47 g/人・日 (H26年度)	54 g/人・日	(定義) 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分(埋立処分)量。* 1人1日当たりの最終処分量: 年間最終処分量(県外含む) / (県人口×年間日数) (選定理由) 一般廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
産業廃棄物の最終処分率	1.6 % (H21年度)	1.7 % (H26年度)	1.3 %	(定義) 産業廃棄物の排出量に対する最終処分(埋立処分)量の割合。 (選定理由) 産業廃棄物の減量化の状況を的確に示す数値であることから、この指標を選定。
新たな産業廃棄物の山(大量堆積)の発生件数	—	0 件	0 件	(定義) 新たな3千㎡以上の産業廃棄物の堆積事案の発生件数。 (選定理由) 廃棄物の山(大量堆積)は、廃棄物の不適正処理事案で最も重大なもので、県民の安心・安全な生活環境に大きな支障となるため、この指標を選定。
県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18 団体	37 団体	36 団体	(定義) 業務中に発見した不法投棄を県等に通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは十分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。
3R推進員の登録者数	70 人	20,865 人	10,000 人	(定義) 3Rに関する取組を積極的に行う意志を有する者の登録者数。 (選定理由) 3R推進の県民運動の広がりを示す数値であることから、この指標を選定。





## 第7節 河川等の保全と再生

### 現状と課題

県内の河川などの公共用水域の水質は、アユが棲める水質（BOD「生物化学的酸素要求量」3mg/L以下）の河川の割合でみると、平成27年度は89%であり、更なる改善が求められています。

河川の汚濁原因の約7割は家庭からの生活排水です。特に、単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭の台所や風呂から出る未処理の排水（生活雑排水）は汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理人口の割合を高めることが重要です。

平成23年3月に改定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」では、平成37年度までに生活排水処理率100%達成を目標としています。生活排水処理率は年々伸びているものの、引き続き、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備を進めていく必要があります。

県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」の実現を目指し、平成20年度からの4年間に県内100か所で「川の再生」を図る「水辺再生100プラン」、平成24年度からは市町村のまちづくりと一体となって、一つの川を上流から下流までまるごと再生する「川のまるごと再生プロジェクト」を17の川で推進し、安らぎとにぎわいの魅力ある水辺空間を創出しました。

今後も県民や市町村と協働する仕組みで県内至るところで県民や市町村自らが川や水辺を地域の共有資産として利活用し、良好な環境を維持していくよう取り組んでいく必要があります。

川に恵まれた美しいふるさと埼玉を次世代に引き継ぐためには、地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」などの活動を定着させていくことが重要です。「川の国応援団」は平成28年6月末現在で603団体が登録しており、県内各地で河川清掃や環境学習、生物調査

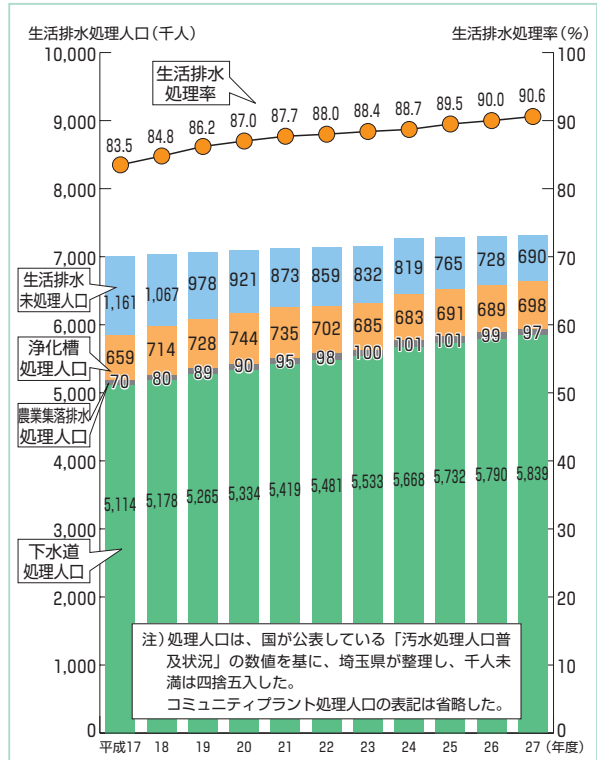


図2-7-1 生活排水処理人口・生活排水処理率の推移

などの様々な活動に取り組んでいます。

### 講じた施策

#### 1 河川等の水質保全

##### (1) 下水道等の整備の促進

本県の平成27年度末の下水道普及率は、79.7%となりました。

本県の流域下水道では、東京湾の赤潮や青潮の原因となる窒素やリンを低減するため、下水処理の高度処理化を行っています。古利根川水循環センターでは高

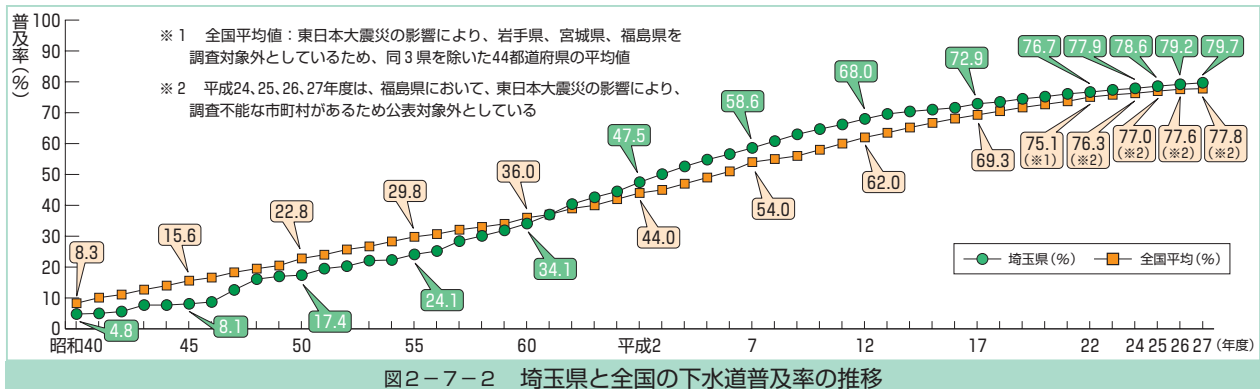


図2-7-2 埼玉県と全国の下水道普及率の推移

度処理対応の水処理施設へ改築しているとともに、中川水循環センターなどにおいては、運転方法の工夫などで高度処理並に水質の向上を図ることができる「段階的高度処理」の実証実験を実施しました。今後、他の水循環センターにおいても実証実験を順次行い、段階的高度処理を進めていく予定です。

また、平成27年度末の農業集落排水施設の計画人口に対する普及率は94.5%となりました。

## (2) 合併処理浄化槽への転換促進など生活排水対策の推進

### ① 転換に対する補助制度の充実

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している家庭からの生活雑排水は、河川の汚濁原因の約5割を占めています。河川の水質改善のためには、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を進めることが必要不可欠です。

本県では、平成23年度に全国トップレベルの補助制度を創設し個人負担の軽減を図るとともに、市町村が主体となって浄化槽を設置する市町村整備型の導入を促進しています。浄化槽の補助制度を開始した昭和63年度から平成22年度までの23年間に合併処理浄化槽に転換した基数が4,677基でした。補助制度改革後の平成23年度から平成27年度の補助基数は5,605基で、従前に比し約5.5倍のスピードで転換が進んでいます。

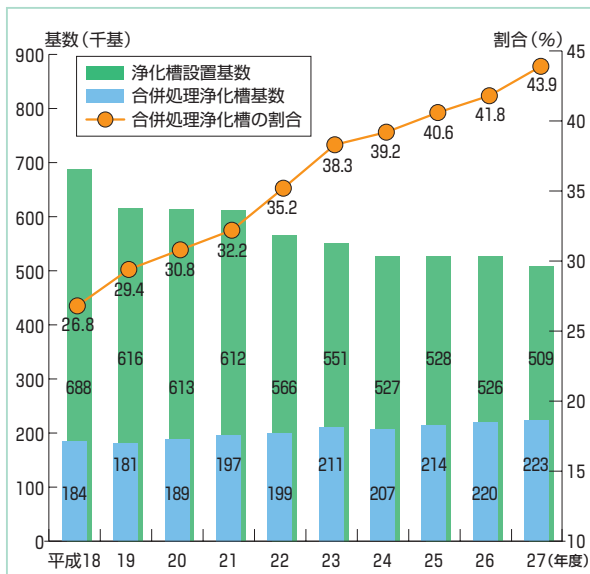


図2-7-3 浄化槽設置基数と合併処理浄化槽基数の割合

### ② 浄化槽の維持管理の徹底

浄化槽が十分に機能を発揮するためには、適切な維持管理が不可欠です。そこで、浄化槽管理者に対し維持管理や法定検査（定期検査）の受検について啓発・指導を行っています。

また、保守点検を行う業者が法定検査の業務を行う「指定採水員制度」を導入し、浄化槽管理者の利便を図り、法定検査が受けやすい環境を整えています。

### ③ 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域として6流域（不老川流域、元小山川流域、中川上流域、赤平川流域、荒川上流域及び槻川・都幾川上流域）を指定しています。これらの地域では、行政と住民が一体となって生活排水対策を進めています。

## 2 川の再生の推進

### (1) 水辺空間の再生・創出

本県では、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、水辺空間の再生・創造に取り組んでいます。

平成20年度を「川の再生元年」と位置付け、「清流の復活」「安らぎとにぎわいの空間創出」を目指して、水辺再生100プランを実施し、4年間で100か所の水辺を整備しました。

この事業では計画づくりから市町村、自治会の代表の方などと検討を行った結果、地域の方々が川に関心を持ち、整備後の維持管理も担っていただくなど、川の再生の活動が芽生えました。

平成24年度から着手した「川のまるごと再生プロジェクト」では、川の再生をさらに広めるため、市町村が実施するまちづくりと一体となってプロジェクトを進めてきました。

このプロジェクトでは市町村、自治会の代表の方などとともに計画づくりを進めており、川の維持管理や利活用を通じて多くの県民が川に関心を持つよう、まちづくりの取組と川の整備を合わせて検討しました。

### (2) 川の再生に取り組む地域団体などへの活動支援

地域で川の再生に取り組む「川の国応援団」は平成28年6月末現在で603団体が登録し、県内全ての市町村で、河川清掃、河川浄化、環境学習、生物調査などの活動を行っています。本県では、こうした「川の国応援団」の活動の定着と拡大を図るため、活動資機材の提供や貸出しなどの支援を行っています。

また「川の国応援団」相互の交流と情報共有を目的として、県内の団体が一堂に会する「川の再生交流会」や地元の団体が主体となって企画運営を行い他地域の団体と交流を深める「川の再生地域交流会」を開催しています。

### (3) 川の再生活動のリーダーの養成

川の再生活動の新たなリーダーを育成し、団体全体のレベルアップを図るため、「川の国埼玉検定（中・上級編）」を実施しています。

「川の国埼玉検定（中・上級編）」は、川の再生活動の経験が5年以上ある方を対象に、専門的な知識を問う問題を出題しています。平成27年度は19名が受検し、上級合格者が12名、中級合格者が5名でした。上級合

格者は「川の国アドバイザー」として、川の国応援団に対する活動のアドバイスや環境学習の講師などを行う川の再生のリーダーとしての役割を担っています。平成27年度末で80名が川の国アドバイザーとして登録しています。

#### (4) 次世代の川の守り人の育成

次世代の川の守り人を育成するため、子供たちの川への関心と知識を高める取組を行っています。

「川の国埼玉検定（入門編）」は埼玉の川や生活排水に関するパネルを見ながら問題に答えるもので、平成27年度は親子連れなど337名が参加し、全員が合格しました。

また、川の国応援団などが夏休みを中心に行う子供向けの川に親しむイベントを「川ガキ体験イベント」と位置付け、広報や保険加入などの支援を行っています。

さらに、「見る、聞く、嗅ぐ」などの五感を使うことにより、特別な器具を使わず身近な河川の評価できる「五感による河川環境指標」の子供版「みんなの川のチェックシート」を作成し、環境学習などに活用しています。



写真2-7-1 川ガキ養成講座（川遊び）

## 7

### 河川等の保全と再生

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) アユが棲める水質の河川の割合	77%	89%	90%	(定義) 河川の水質測定地点のうちBODの年度平均値が3mg/L以下の測定地点の割合。 (選定理由) 日本で代表的な川の釣り魚で、清流に棲む印象が強い魚(アユ)を指標にすることで、県内の水質改善の状況を県民がイメージしやすくなることから、この指標を選定。
(再掲) 全国水質ワースト5河川(国土交通省直轄管理区間)	綾瀬川・中川	綾瀬川・中川	該当河川なし	(県議会による追加指標)
生活排水処理率	88%	90.6%	92%	(定義) 下水道、農業集落排水や浄化槽等の生活排水処理施設による生活排水処理人口の総人口に占める割合。 (選定理由) 生活排水処理率の向上により河川水質が改善されることから、この指標を選定。
県民が川の再生に取り組む河川の延長	371 km	542 km	550 km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。





## 第8節 みどりの保全と再生

### 現状と課題

本県は首都圏に位置しながら、狭山丘陵や見沼田圃<sup>たんぼ</sup>、三富地域など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。しかし、都市化の進展などにより、身近な緑は年々減少しこの30年間で東松山市の面積に相当する6,514haの平地林が消失しています。こうした身近な緑は、生活に潤いと安らぎを与えるとともに、ヒートアイランド現象の緩和など多様な機能を有しています。そのため、都市近郊の貴重な緑地空間の保全・活用を進めるとともに、身近な緑を積極的に創出し、ゆとりと潤いのある空間を将来に引き継いでいく必要があります。

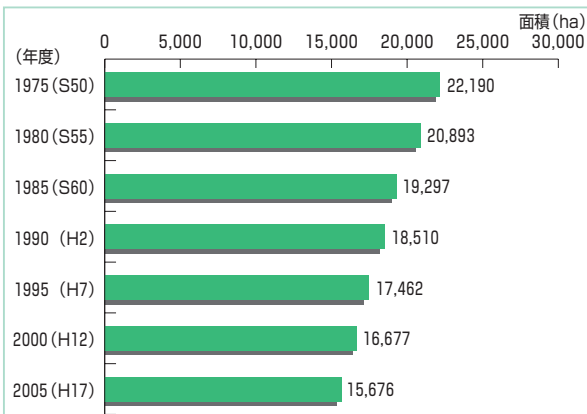


図2-8-1 過去30年間の平地林面積の推移

### 講じた施策

#### 1 身近な緑の保全の推進

##### (1) 特別緑地保全地区など地域制緑地の指定

優れた景観を形成している緑地は、潤いと安らぎのある都市環境の形成など多様な機能を有しています。これらの緑を保全するため、国や市町村に協力して「特別緑地保全地区」や「近郊緑地保全区域」の指定をし

表2-8-1 地域制緑地<sup>※</sup>の指定状況

地域制緑地	(平成27年度末現在)	
	地区数	面積 (ha)
特別緑地保全地区 (都市緑地法)	26地区	30.4
近郊緑地保全区域 (首都圏近郊緑地保全法)	5区域	5,232.0
うち近郊緑地特別保全地区	1地区	60.4
ふるさとの緑の景観地 (ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例)	27地区	391.7

※ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に法律などでその土地利用を規制する緑地のこと。

ています。また、優れた景観を有する樹林地などをふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき「ふるさとの緑の景観地」に指定しています。

##### (2) 公有地化の推進

相続の開始などで緊急に保全が必要で公有地化する以外に保全することが困難な場合に、県と市町村が協力して、ふるさとの緑の景観地などを取得し、平成4年度から20.2haを公有地化しました。また、都市周辺の多様な生き物が暮らす空間などや地域住民のオアシスとして親しまれる身近で貴重な緑を保全することを目的として、平成20年度から3年間で5か所、3.7haの湧水地や平地林を公有地化し、まちのエコオアシスとして保全を行いました。

##### (3) ふるさとの緑の景観地の保全

これまでに27地区、391.7haを指定しています。ふるさとの緑の景観地においては、その保全と管理のための方針及びその他必要な事項を定める保全計画を策定することとしており、平成27年度末までに全27地区において保全計画を策定しました。

##### (4) 見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全・活用

見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全については、見沼田圃<sup>たんぼ</sup>の保全・活用・創造の基本方針に基づき、農地、公園、緑地などとしての土地利用の指導を行うとともに、基本方針にそぐわない土地利用を防止するために公有地化を図りました。

平成10年度から平成27年度までの公有地化面積は30.9ha（買取面積23.8ha、借受け面積7.1ha）となり、このうち13.5haは埼玉県農林公社に管理を委託し、農業研修農場や景観作物の栽培、収穫体験農園として利用したほか、NPOなどの団体に農地の管理を委託し農業体験イベントを開催しました。

また、見沼農業の活性化を図るため、担い手に対する営農指導や組織活動の推進、各種イベント<sup>たんぼ</sup>の開催などの支援を行うとともに、見沼田圃<sup>たんぼ</sup>における農地の利用調整や見沼緑陰大学（市民農園教室など）を開催するなど都市住民連携対策を埼玉県農林公社に委託し実施しました。

##### (5) 三富地域における循環型農業の維持継承

平地林管理活動の促進支援については、下草刈りや落ち葉掃きなど、平地林を良好に管理するための「ボランティア組織」である「さんとめねっと」の運営を支援しました。また企業やボランティアによる平地林保全活動を支援しました。

さらに、農家の直接支援を希望する都市住民と、受

入を希望する農家の方をマッチングする援農ボランティア制度の運営を行いました（平成27年 ボランティア6名、受け入れ農家3戸）。

三富地域を活動エリアとする生産者グループやNPOなどによる新たな取組の支援については、生産者が自ら、三富地域の農業の持続的発展のために行うPR活動などに対し支援を行いました（5団体）。

都市住民の農業体験促進については、都市住民に三富地域に足を運んでもらうため、農業体験ツアーなどを合計2回開催しました（延べ参加者99名）。また、都市住民に三富地域の歴史・文化に対する理解を深めてもらうことを目的としたシンポジウムを開催しました（参加者180名）。

さらに、三富平地林で校外学習を行う学校の受け入れを行いました（5校 計41名）。

### （6）都市農業の維持・発展

緑地空間の保全や市民交流を通じてコミュニティの場の提供、洪水緩和や災害時における防災空間など、都市にとって重要な農業の多面的機能の発揮を促進しました。

特に、都市農地の防災機能を効率的に発揮するため、地域における防災協定の締結促進を行い、10市（89か所、106,091㎡）が締結しています。

・朝霞市、草加市、志木市、和光市、北本市、川越市、富士見市、八潮市、三郷市、吉川市

## 2 身近な緑の再生（創出）の推進

### （1）壁面緑化や屋上緑化などの施設緑化

ヒートアイランド現象を緩和するとともに、潤いのある空間を創出するため、壁面・屋上緑化や駐車場緑化などを進めています。平成27年度は、県内に広く緑化の普及啓発効果が望める5事業に対し、緑化に係る費用の一部を助成し、都市部に新たな身近な緑を創出しました。



写真2-8-1 屋上緑化の例

### （2）校庭等の芝生化

未来を担う子供たちに身近な緑を体感させるとともに、けがの防止や砂塵対策などに寄与する幼稚園・保育園・認定こども園の園庭、小・中・高等学校の校庭を対象に芝生化を進めています。平成27年度は、芝生化に取り組む幼稚園・保育園・認定こども園19園、小学校3校に対して費用の一部を助成しました。



写真2-8-2 園庭の芝生化の例

### （3）緑化計画届出制度の充実

平成17年10月から「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、3,000㎡以上の敷地における建築行為を行う場合に、一定規模以上の緑化を義務づける「緑化計画届出制度」を施行しています。

平成24年4月に制度を改正し、1,000㎡以上3,000㎡未満の敷地における建築行為についても、緑化を行う計画を県に届け出ることを義務づけました。

平成27年度は480件の届出により、49haの新たな緑が創出されました。

### （4）県有施設などの身近な場所の緑化

県有施設の緑化事業として、県立農業大学校や秩父ミュージックパーク、彩の国さいたま芸術劇場などに植樹を行いました。

また、市町村や民間団体と協力し、植樹による緑化を進めました。

表2-8-3 県有施設の植樹本数

	箇所数	植樹本数
県有施設	23	849
市町村施設	15	252
民間施設	48	416
合計	86	1,517

### （5）県営公園の整備

県民生活に潤いと安らぎを与える身近な緑の創出や憩いの場を提供するとともに、災害時の避難場所など、都市における良好な生活環境を保持するための大きな

役割を持つ都市公園を整備しています。

平成27年度は、しらこぼと公園（約4.5ha）を拡張するとともに、供用区域の拡大に向けて、まつぶし緑の丘公園などの施設整備を行いました。

### 3 緑の保全・再生のための財源対策

緑の保全と再生を推進し、ゆとりと潤いのある自然環境を将来に引き継いでいくために、安定した財源として彩の国みどりの基金やさいたま緑のトラスト基金を適切に活用しています。彩の国みどりの基金については、平成27年度に13億4,252万3,217円の積立てを行い、森林の整備・保全、身近な緑の保全・創出、県民運動の展開を図るために22事業を実施し、13億1,006万4,273円の基金を活用しました。平成27年度末の基金残高は19億4,055万1,476円となっております。

### 4 緑の保全・再生のための県民運動の推進

#### (1) 県民、市民団体、企業などとの連携による緑地保全の推進

みどりの再生を県民運動として推進するため、平成21年度から一人一本植樹運動として卒業生への記念樹の提供やイベントでの苗木配布などを行っています。その結果、平成21年度から7年間の植樹本数は総計で162万本を超えました。また、県民参加によるみどりの再生を推進するため、「みどりの埼玉づくり県民提案事業」によりNPOなどの民間団体が自発的に取り組む、里山の保全や植樹など59の活動を支援しました。



写真2-8-3 みどりの埼玉づくり県民提案事業による取組

#### (2) 彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実

みどりの再生を県民運動として推進するため、「彩の国みどりのサポーターズクラブ」の仕組みにより、緑化関連イベントなどの情報提供や植樹活動を行う団体・企業に対し、必要な苗木などの提供を行いました。

#### (3) さいたま緑のトラスト運動の拡大

県民、企業、団体からの寄附を主な資金とする「さいたま緑のトラスト基金」を利用し、13か所の緑のトラスト保全地を（公財）さいたま緑のトラスト協会に委託して保管理を行っています。平成27年度には、トラスト保全第14号地として、三芳町の「藤久保の平地林」を決定しました。また、緑のトラスト運動の普及啓発及びトラスト基金の募金活動のため、トラスト写真コンクールや保全地におけるタケノコ掘り、自然観察会などの普及啓発イベントを実施するとともに、児童、生徒を対象にした緑のトラスト募金や企業・団体などへの募金活動を実施しました。

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
緑の保全面積	488 ha	531 ha	542 ha	（定義）特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさとの緑の景観地指定面積等の合計。 （選定理由）これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
身近な緑の創出面積	576 ha	940 ha	1,060 ha	（定義）「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 （選定理由）身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77 団体	233 団体	200 団体	（定義）緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 （選定理由）緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。





## 第9節 森林の整備と保全

### 現状と課題

本県の森林は県土面積の約3分の1を占めており、スギ、ヒノキなどの針葉樹及びクヌギ、コナラなどの広葉樹が主体で、亜高山帯には貴重な原生林も残されています。

森林は木材を生産するだけでなく、水源涵養<sup>かん</sup>や二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全、快適な環境の形成など多くの機能を有しています。

しかし、間伐などの手入れ不足やシカの食害などによる森林の荒廃が見られ、それらの機能の低下が懸念されています。また、里山・平地林は、燃料（薪炭）や堆肥としての利用が少なくなり、タケやササが繁茂し、生物多様性の低下が進むとともに、見通しがきかないなど、景観が悪化しています。

一方で、本県の森林は大都市圏から近いため、県民やNPO団体などの行う森林ボランティア活動や企業が行う社会貢献を目的とした森づくり活動の場として活用しやすいという特徴があります。

そこで、林業経営が難しく、森林所有者の努力だけ

では管理が行き届かない森林については、公的整備も含めた適正な森林整備を進めるとともに、森林ボランティアの受入れ環境を整備することにより県民参加の森づくりを進め、水源涵養<sup>かん</sup>など森林の有する公益的機能を十分に発揮させることが必要です。また、住宅や公共施設などでの県産木材の利用拡大を推進し、木材利用や木材輸送距離の短縮による二酸化炭素の貯蔵・排出削減を図ることが必要です。

### 講じた施策

#### 1 適正な森林整備と保全の推進

水源涵養<sup>かん</sup>や土砂災害防止など森林の有する公益的機能を持続的に発揮させるため、間伐や広葉樹の植栽などの森林整備を実施しました。特に平成20年度に創設した「彩の国みどりの基金」を活用し、ダム上流域の水源地域での森林整備や、タケやササが繁茂し荒れてしまった里山や平地林の再生などに取り組み、この基金を活用した事業により平成20年度から27年度までの8年間で7,720haの森林を整備・保全しました。また、

9

森林の整備と保全

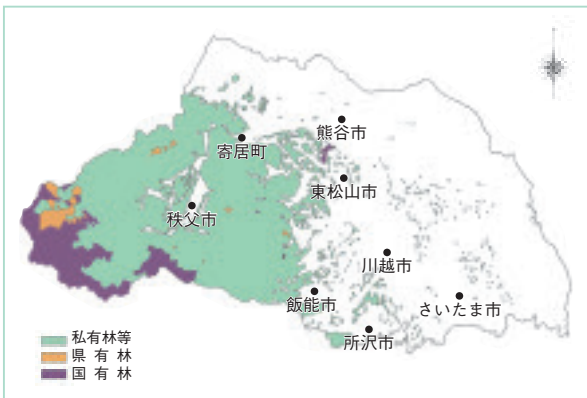


写真2-9-1 森林整備施工前・後

獣害防止策としてシカによる造林木の食害を防護するための柵の設置やスギ花粉削減対策として間伐を中心としたスギの伐採や花粉の少ない品種への転換などに取り組みました。

## 2 県民参加の森づくりの推進

将来にわたり森林の有する公益的機能を維持していくため、都市住民を含めた県民参加による森づくりを進め、平成27年度末までに、200の企業・団体が森づくりに参加しています。また、平成20年から埼玉県森づくりサポートセンターを立ち上げ、森づくりの相談業務、技術指導などを行う仕組みづくりを行い、新たに森づくり活動を希望する企業や森林ボランティア団体、学校などへの情報提供や支援を実施しています。

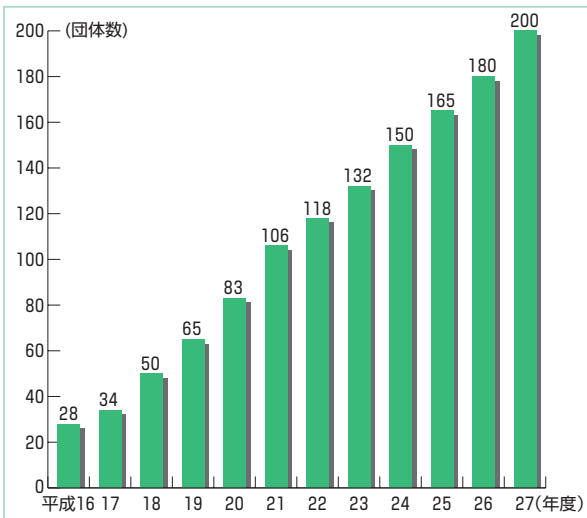


図2-9-3 森林ボランティア活動に参加する企業・団体数

## 3 県産木材の利用促進

公共施設での利用拡大を図るため、学校で積極的に県産木材の利用を進めるとともに、市町村の施設に対しても木材の調達方法や補助制度の導入などの支援を行いました。

また、民間住宅などにおける利用拡大を図るため、県産木材を使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅や事務所などに対し、県産木材の使用量に応じた助成を行いました。

さらに、このような県産木材の利用拡大を図るためには、品質が確保された県産木材を安定的に供給する必要があることから、生産効率の高い製材機の整備など供給体制整備に対して支援しました。



写真2-9-2 県産木材で建築した住宅

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
森林の整備・保全面積	—	9,640 ha	14,000 ha (H24~28年度)	(定義) 人工林において、間伐、針広混交林、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由) 森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。
森林ボランティア活動に参加する企業・団体数	118 団体	200 団体	220 団体	(定義) 森林をフィールドにして、植栽、下草刈り、間伐などのボランティア活動に参加する企業・団体の数。 (選定理由) 森林の整備・保全等のボランティア活動を行う企業・団体が増加することは、県民が森林の多面的機能等を理解し、活用することの指標となることから、この指標を選定。
県産木材供給量	75,000 m <sup>3</sup> /年	87,000 m <sup>3</sup> /年	111,000 m <sup>3</sup> /年	(定義) 県内の森林から伐採・搬出され、製材工場などへ供給された木材量。 (選定理由) 県産木材の利用を増やすことにより森林の循環利用が促進され、林業の収益力が向上することから、この指標を選定。



## 第10節 生物多様性の保全

### 現状と課題

本県では、近年、急激な都市化の進展による自然環境の変化が野生生物の生息・生育に大きな影響を及ぼし、多くの種が絶滅の危機に瀕しています。本県が発行している「埼玉県レッドデータブック」では、絶滅したり、絶滅の恐れがある野生生物として動物787種、植物1,031種を掲載しています。

一方で、ニホンジカやイノシシなど一部の野生動物の個体数が年々増加し、生息地域の森林生態系に影響を与え、さらに中山間地域における人口減少などが加わり、農林業に大きな被害を与えています。また、アライグマ、コクチバスやオオクチバスなど外来生物も増えており、生態系への悪影響も懸念されています。

多様な生物によって構成される生態系は、様々な恵みを人間にもたらすとともに全ての生物の生存基盤となっています。生物多様性を将来にわたって損なうことなく自然と人間との共生の確保が求められています。

県内の自然環境において、多くの種類の野生生物を絶滅から守り、生物多様性を保全していくためには、希少野生動植物の保護、野生鳥獣の管理、外来生物対策など様々な取組が必要です。

### 講じた施策

#### 1 生物多様性保全の全県展開

##### (1) 生物多様性保全県戦略の普及啓発

本県の生物多様性の保全に向けての基本的な考え方をまとめた「生物多様性保全県戦略」を平成20年3月に策定しました。また、概要版「生物多様性を考えよう」を配布し、県民、事業者、行政など社会を構成するあらゆる主体が連携、協力し活動の輪を広げ、地域の生物多様性を高める取組を促しています。

##### (2) 県民による生物多様性保全活動の推進

###### ① 県民参加生き物モニタリングの実施

県内に生息・生育する野生生物の偏移をデータ化するため生物多様性保全団体などを主体として平成26～27年度で31地点分の動植物のデータを収集及び分析をしました。

###### ② 希少野生動植物保護推進員等との連携

保護推進員8名を委嘱し、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する「県内希少野生動植物種」の自生地の定期巡回及び生息・生育状況の調査・報告などを行い種が置かれている状況を把握し

ました。

###### ③ 生物多様性保全活動への支援

保全活動団体の知識向上や活動の活性化のために「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度」を設け、登録団体の活動内容を本県のホームページで紹介などを行いました。

###### ④ 傷病野生鳥獣保護ボランティアとの連携

傷病野生鳥獣を治療するため、県獣医師会に委託して、平成27年度は48の保護診療機関を指定し、717羽(頭)を治療しました。

さらに、傷病野生鳥獣保護ボランティアについては平成26年度から登録制度を開始し、治療後の鳥獣が再び自然に復帰できるまでの間、保護・飼養を依頼するボランティアの確保に努めました。平成27年度末では、個人及び法人で合計64者が登録しており、傷病鳥獣の野生復帰を支援しました。

###### ⑤ 埼玉県自然公園指導員等との連携

自然公園指導員70名を委嘱し、公園利用のマナー向上、自然解説など、利用者の事故の予防、情報提供などを行っています。

## 2 県内希少野生動植物種の保護管理

### (1) 埼玉県レッドデータブックの発行

保護対策の基礎資料として、絶滅の危機に瀕している野生生物の評価を行い、その生育状況をまとめたレッドデータブックを作成しています。概ね6年ごとに見直しを行い、現在、3訂版となる「埼玉県レッドデータブック2008動物編」、「埼玉県レッドデータブック2011植物編」を発行し、県民に情報を公開しています。

### (2) 種の保護増殖対策

多様な種の野生生物を県民共通の財産として次代に



写真2-10-1 ムサシトミヨ





写真2-10-2 サクラソウ

継承するため、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を平成12年3月に制定しました。平成12年12月にムサシトミヨ、サクラソウなど17種、平成13年12月にはトダスゲなど5種を「県内希少野生動植物種」に指定し、現在、22種（動物3種、植物19種）の捕獲・採取を制限しています。また、保護管理事業計画を策定した15種については重点的に保護増殖に取り組んでいます。

また、オオタカの保護のため生息状況調査を実施しています。

### 3 野生鳥獣の適正な保護管理

#### (1) 野生鳥獣による生態系などの被害防止

本県の鳥獣保護管理に関する施策を推進するため「人間と鳥獣との共生」や「生物多様性の保全」を基本理念とする第11次鳥獣保護管理事業計画（計画期間：平成27年5月29日～平成29年3月31日）に基づいた保護管理対策を実施しました。生息域の拡大により生態系や農林業への被害が特に著しいニホンジカ、イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画（計画期間：平成27年5月29日～平成29年3月31日）に基づき、ニホンジカ、イノシシの狩猟期間の延長（1か月）、ニホンジカの狩猟捕獲頭数制限の緩和、ニホンジカの管理捕獲の実施などの対策を行いました。

また、平成27年度は鳥獣保護区（狩猟を禁止）66か所30,455.4ha、特定猟具使用禁止区域（銃）（危険の予防又は静穏の保持）126か所208,342.6haなどを指定し、鳥獣の生息環境を保全整備し狩猟の適正化を図りました。

#### (2) 野生鳥獣生息状況調査や狩猟などによる個体数管理

森林生態系や農林業被害に大きな影響を与えているニホンジカの生息数や生息密度を把握するためのニホンジカ生息状況調査や県内の水産業被害などに影響を与えているカワウの生息数を把握するためのカワウ生

息状況調査などを行いました。また、県内のガン、カモ、ハクチョウ類の冬季生息状況などを把握するためガンカモ科鳥類生息調査を平成28年1月9日～11日を中心に県内169か所の河川、池沼、湿地などで行い、18種28,305羽の生息を確認しました。

狩猟及び有害鳥獣捕獲並びに管理捕獲によって、平成27年度、イノシシ990頭、ニホンジカ2,532頭、カワウ179羽を捕獲しました。



写真2-10-3 イノシシ

#### (3) 野生鳥獣を保護管理する担い手の育成確保

野生鳥獣被害を防止する役割を担う狩猟者の資質の向上及び狩猟の適正化を図るため、狩猟免許試験、適性検査などを実施し、平成27年度は狩猟免許交付を364件、狩猟免許更新を2,751件行い、平成27年度末の有効免許所持者件数は4,612件となりました。

鳥獣保護管理員（平成27年度は83人）を設置し、狩猟の取締り、鳥獣の生息状況調査などを行いました。

鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターの原画の募集を行い、平成27年度は451点の応募がありました。

#### (4) 野鳥における鳥インフルエンザ等対策の実施

野鳥などの異常死が確認された場合、関係機関と協力して死因を究明するために、鳥インフルエンザなどの検査を実施しています。平成27年度に実施した死亡野鳥などの調査は7件で、うち4件について鳥インフルエンザの簡易検査・確定検査を実施し、結果はすべて陰性でした。

また、野鳥における鳥インフルエンザの早期発見のため、環境省が実施するガンカモ類の糞便採取調査に協力しました。

## 4 侵略的外来生物の計画的駆除

### (1) 特定外来生物の駆除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物に指定されている生物を駆除することにより、生態系、人の生命・身体及び農林水産業などへの被害防止を図りました。県内において、被害防止対策が必要な生物として、平成27年度は8市町での緊急捕獲により、カミツキガメ13頭を駆除しました。また、河川2水域において、漁協やNPO法人と連携し、コクチバス、オオクチバス、ブルーギル計1,069尾を駆除し、産卵床46床を破壊しました。



写真2-10-4 カミツキガメ

### (2) アライグマの生息状況調査と計画的防除

特定外来生物のうち、県内で特に問題となっているアライグマについては、「埼玉県アライグマ防除実施計画（第3次計画）」に基づき、市町村と連携した計画的防除及び有害鳥獣捕獲などにより、平成27年度は57市町村で3,482頭を捕獲・駆除しました。また、捕獲されたアライグマの個体分析により生息状況調査を行いました。



写真2-10-5 オオクチバス



写真2-10-6 アライグマ

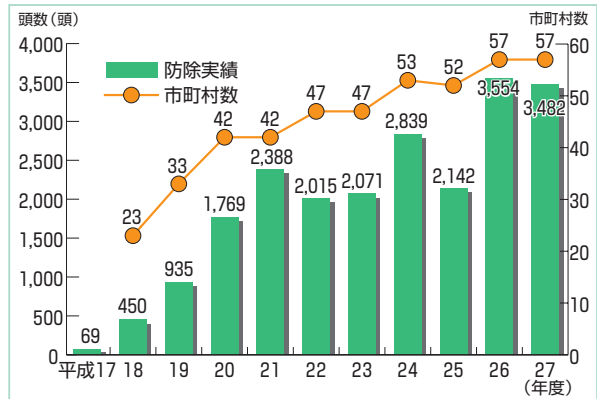


図2-10-1 アライグマ防除実績の推移

### (3) 新規侵入特定外来生物の情報収集と駆除

平成26年7月にセアカゴケグモが県内で初めて確認され、12月までに6市町6例の発生がありました。そのうちの1市で平成27年7月に再度確認されたことから、市と協力し駆除を行いました。また、報道発表などにより情報提供と注意喚起を行うとともに、住民から疑い例の通報を受けた際にはクモの種を判定しました。なお、平成27年度は1市1例のみの発生でした。



写真2-10-7  
セアカゴケグモ  
腹側の赤い斑紋がゴケグモ属の特徴





○アカハライモリ  
秩父地域や県西部地域などの山間部の池沼、水路などに生息。



○ホテイラン  
秩父地域の亜高山帯の林に生育し、初夏に香りある淡紅色の花が咲きます。



○ムカデラン  
秩父地域の岩場に生息し、細長い葉がムカデのように見えることからこの名前がついた。



○ソボツチスガリ  
秩父地域と県北部のごく限られた場所に生息するハチの仲間。



○チチブイワザクラ  
秩父の武甲山に固有の植物で、石灰岩の割れ目や岩棚でわずかに生息。



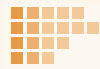
○サワトラノオ  
県中央地域の湿地に生育し、春に小さな白い花が穂に咲く。

写真2-10-8 県内希少野生動植物種6種

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
希少野生動植物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38 団体	146 団体	200 団体	(定義) 希少野生動植物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
希少野生動植物種の保護増殖箇所数	54 か所	88 か所	90 か所	(定義) 希少野生動植物の種の保護に関する条例で、「県内希少野生動植物種」に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 「県内希少野生動植物種」に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。





## 第11節 地球温暖化対策の総合的推進

### 現状と課題

2015年12月、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書にかわる新たな国際的枠組として「パリ協定」が採択され、2016年11月に発効しました。

パリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることや、今世紀後半には人類起源の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることなどが示されています。

温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化にストップをかけることは、現代を生きる私たちが取り組むべき課題であり、子どもや孫など将来の世代への私たちの責務です。

2014年の県内の温室効果ガス排出量は、省エネルギーの取組が浸透してきたことなどにより、対前年比で5年ぶりに減少に転じました。

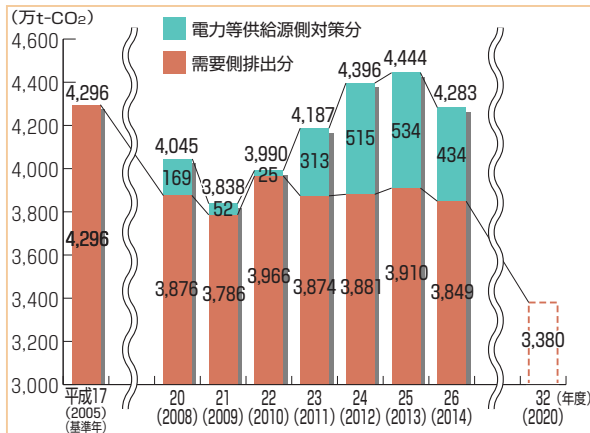


図3-11-1 埼玉県の温室効果ガスの総排出量の推移及び削減目標

温室効果ガス排出量は、産業部門が最も多く、次いで運輸部門、家庭部門、業務部門の順となっています。

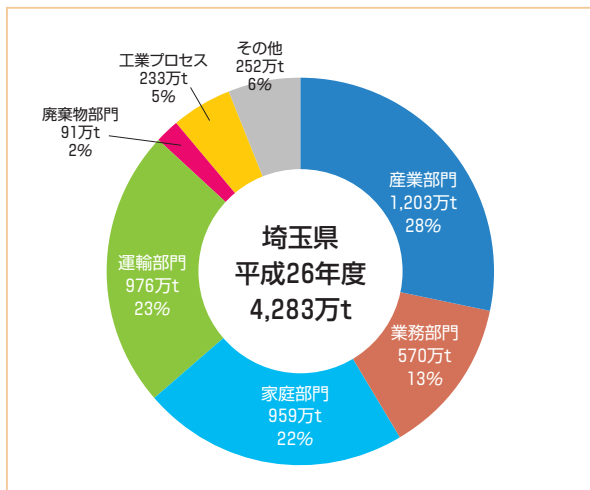


図3-11-2 部門別温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub>換算)

引き続き、各部門の省エネルギー対策を進め、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及を図り、温室効果ガスの削減に努めます。

本県では、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」(埼玉県地球温暖化対策実行計画)を平成21年2月に策定するとともに、同年3月には埼玉県地球温暖化対策推進条例を制定しました。

計画期間の中間年に当たる平成26年度に見直しを行い、2020年における温室効果ガス排出量(需要側)を2005年比21%削減することを目標としています。

2014年の温室効果ガス排出量(需要側)は、2005年比10.4%の削減となっており、引き続き削減の努力が求められる状況となっています。

この実行計画に基づき、低炭素社会の実現に向け、県民総ぐるみで英知を集めて温暖化対策を進めます。

### 講じた施策

#### 1 低炭素型で活力ある産業社会の構築

##### (1) 目標設定型排出量取引制度の推進

産業・業務部門の事業活動に伴う温室効果ガスの着実な削減を進めるため、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の事業者には、温室効果ガスの排出量を削減するための「地球温暖化対策計画」の作成・提出・公表を義務付けています。平成27年度は、815事業者(1,200事業所)が計画書を提出しました。

エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上の大規模事業所に対しては、目標設定型排出量取引制度を導入し、産業・業務部門のCO<sub>2</sub>排出量を削減しています。第1計画期間(平成23~26年度)については、対象事業所ごとに6%又は8%の目標削減率を設定し、この削減率に基づき各事業所はCO<sub>2</sub>の排出削減を行いました。また、第2計画期間(平成27~31年度)については、13%又は15%に目標削減率を強化し、更なるCO<sub>2</sub>の排出削減を推進しています。

第1計画期間の4年目となる平成26年度に大規模事業所(568事業所)が排出したCO<sub>2</sub>排出量の合計は676

表3-11-1 平成26年度の大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出量の状況  
単位: 万トン-CO<sub>2</sub>

	事業所数	26年度排出量	基準排出量に対する削減率	基準排出量	25年度排出量
第1区分(事務所、店舗等)	165	99	24%	130	101
第2区分(工場等)	403	577	24%	763	597
合計	568	676	24%	893	698

基準排出量とは、制度開始前における各事業所の排出量を基に、事業所ごとに設定された排出削減の基準となる値です。原則として、平成14~19年度のうち連続する3年間の平均値から算定しています。

万トンで、基準排出量に対し24%の削減となりました。

## (2) 事業者の自主的な取組の推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、CO<sub>2</sub>削減に優れた取組をしている中小規模事業者を認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図りました。平成27年度は29事業所を認証し、認証事業所は71事業所となりました。

また、エネルギーの使用状況を把握し省エネの「気づき」となるよう、省エネに関する専門知識・経験を有する省エネナビゲーター（省エネ診断員）を派遣し、省エネに資する設備の更新やエネルギーの運用改善などを記載した「省エネ診断レポート」を個々の事業所ごとに作成しました。平成27年度は91事業所で省エネ診断を行いました。

そのほか、中小規模事業所自らが実施するCO<sub>2</sub>排出削減となる設備更新を促進するため、平成27年度は54件、89,790千円の補助制度による支援を行いました。

さらに、中小企業から排出されるCO<sub>2</sub>排出量を効果的に削減するため、ESCOを活用した省エネ設備導入に対し、平成27年度は6件、48,950千円の補助制度による支援を行いました。

## 2 埼玉エコタウンプロジェクトの推進

### (1) 埼玉エコタウンプロジェクト

再生可能エネルギーによる創エネと徹底した省エネの推進により「エネルギーの地産地消」を具体的に進めるモデルを構築し、全県展開することを目指し、平成24年度から「埼玉エコタウンプロジェクト」を進めています。既成市街地を変える、住民視点に沿って支援を行う、多様な事業者の参画により地域経済の活性化を図るという3つの考えの下、本庄市と東松山市の2つの「先行エコタウン」に加え、所沢市、草加市の「展開エコタウン」において既存住宅のスマートハウス化を中心とした様々な事業を実施しています。

### (2) モデル市での取組の推進

モデル市ではそれぞれモデル街区（「重点実施街区」）



図3-11-3 東松山市重点実施街区



図3-11-4 本庄市重点実施街区

を指定し、太陽光発電設備の設置による「創エネ」、省エネ改修や省エネ家電への買い替えによる「省エネ」、家庭の使用エネルギーを「見える化」するHEMS（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）の設置などにより「既存住宅のスマートハウス化」を集中的に進めました。また、重点実施街区周辺の公共施設への太陽光発電設備の設置などにより一体的なエコタウンの整備を進めるとともに、商店街と連携した啓発イベントの実施などにより気運の醸成を図りました。

### (3) プロジェクトの成果

平成26年度末までの3年間で、対象世帯（880世帯）のうち44%（387世帯）がプロジェクトに参加しました。太陽光発電設備を設置したのは162世帯（18.4%）で県内普及率5.6%の約3倍、また、HEMSの設置は138世帯（15.7%）となり全国普及率0.14%を大きく上回りました。それらの結果、重点実施街区内のエネルギー使用量は推計で22.5%削減されました。また、重点実施街区の住民の創エネ・省エネの取組のうち92.7%の工事は県内事業者が実施し、地元経済の活性化にもつながりました。

## 3 低炭素型ビジネススタイル・ライフスタイルへの転換

### (1) 地球温暖化防止活動推進員への支援

地域における普及啓発活動の中核である地球温暖化防止活動推進員に対し、能力向上に資する研修を実施しました。平成27年度の推進員延べ活動数は7,588回となりました。

### (2) ライフスタイルキャンペーンによる県民運動の推進

冷暖房の使用によりエネルギー使用量が増える夏と冬に、省エネで地球温暖化防止を呼びかける「ライフスタイルキャンペーン」を行いました。

キャンペーンでは、夏季における「クールビズ」、冬季における「ウォームビズ」、簡単なチェックシートで1日省エネ生活に取り組む「エコライフDAY埼玉





図3-11-5 エコライフDAY



図3-11-6 埼玉版家庭のエコ診断

玉2015」と、Web上で各家庭の二酸化炭素の排出状況に応じた省エネ対策とその効果が確認できる「埼玉版家庭のエコ診断」を実施しました。

また、大学生が、自らの企画により実施する省エネ・省CO<sub>2</sub>PR事業を通じて、同世代の学生に対する地球温暖化問題への関心の喚起に努めました。

### (3) 深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直し

現在、様々な業種において深夜営業が広がり、ネオンサインなど広告用照明は深夜まで点灯し自動販売機も一晩中稼働しています。これに伴い、私たちのライフスタイルや事業者のビジネススタイルが深夜化し、環境負荷の増大などが懸念されます。

そこで、深夜化見直し・朝活生活へのシフトの支援に取り組む事業者（店舗・オフィスなど）を「夜エコ・朝活」協力店として認定し、深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しを推進しています。平成28年3月末現在で584店舗を協力店として認定しました。

### (4) 省エネ家電の購入等による節電の推進

平成21年10月から、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「家電製品省エネ情報提供制度」を施行し、家電製品を販売する事業者に対し省エネラベルの表示や購入者へ省エネ性能を説明することを義務付けています。平成28年4月からは、対象となる家電製品に電気便座などを加えることとしました。

家電製品を販売する際に省エネ情報を提供することによって、購入者は価格や機能だけでなく、省エネ性能の観点から製品を選択できるようになります。これにより、省エネ家電製品の普及拡大を図り、家庭から排出されるCO<sub>2</sub>量の抑制に努めています。

### (5) 建築物環境配慮制度の推進

平成21年10月1日から、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく「建築物環境配慮制度」を施行し、建築物の省エネルギー化をはじめとする総合的な環境配慮の取組を促しています。

その中で、県内（さいたま市及び川越市を除く）で建築物（延べ床面積2,000㎡以上）を新築などする場合に、建築主に「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けています。計画書には「CASBEE埼玉県」による自己評価結果の添付を求め、その概要を公表しています。

平成27年度は224件の計画書が提出されました。

さらに、平成23年7月1日からは、分譲マンションを対象に「建築物環境性能表示制度」を施行しました。この制度は、上記の「特定建築物環境配慮計画」を提出した建築主に対して、販売広告時に自己評価結果の表示と県への届出を求めるもので、平成27年度は、21件の届出がありました。

### (6) 県有施設の省エネルギー化

ハード面では、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの有効利用を図るため、県有施設への太陽光発電の率先導入、既存施設の設備改修やESCO事業の導入に取り組みました。

ソフト面では、平成22年度に策定した「ストップ温暖化・県庁率先実行プラン（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」の計画期間終了に伴い、平成27年3月に「第2期ストップ温暖化・県庁率先実行プラン」を策定し、引き続き、省エネ・節電の取組を進めていくこととしました。

県庁の平成27年度の温室効果ガス排出量は、45万4,412t-CO<sub>2</sub>であり、基準年である平成17年度に比べ

表3-11-2 埼玉県庁の温室効果ガスの排出量

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

年度	排出量	対基準年比
平成18	600,281	93.3%
平成19	596,126	92.7%
平成20	571,358	88.8%
平成21	545,191	84.8%
平成22	555,146	86.3%
平成23	541,338	84.2%
平成24	526,689	81.9%
平成25	515,191	80.1%
平成26	488,091	75.9%
平成27(速報値)	454,412	70.6%

平成26年度まで（電力排出係数：0.386 [t-CO<sub>2</sub>/FkWh]）

平成27年度（電力排出係数：0.368 [t-CO<sub>2</sub>/FkWh]）



ると、29.4%減少しています。省エネ・節電の取組を徹底して実施したことにより、エネルギー使用量が減少し、温室効果ガス排出量も減少しました。

①県有施設への太陽光発電の率先導入

本県では、「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を定め、県有施設の新築や大規模改修を行う場合などに、太陽光発電設備を積極的に設置しています。

さらに、平成24年度から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用した「屋根貸し等太陽光発電事業」にも取り組んでいます。平成27年度は県営朝霞幸町住宅など5か所の県営住宅に太陽光発電設備を設置したほか、深谷市内の廃川敷で新たな公募を行うなどした結果、これまでに15施設29棟（平成28年3月末現在）で発電を開始しています。

②ESCO（Energy Service Company）事業の導入

ESCO事業とは、建物の省エネルギー対策を専門とするESCO事業者との契約により、少ない経済負担で確実に省エネルギーを実施するものです。ESCO事業者が省エネ診断、改修、導入設備の保守・運転管理、効果の保証などのサービスを提供し、顧客は光熱水費の削減分からESCO経費を支払います。県では、省エネルギー化と省力化を効率的・効果的に進めるために県有施設6箇所を導入しています。

導入している6つの県有施設

総合リハビリテーションセンター、県民活動総合センター、障害者交流センター、環境科学国際センター、第二庁舎、嵐山郷

4 地域における地球温暖化への適応

IPCC第5次評価報告書では、「世界平均気温の上昇に伴って、ほとんどの陸上で極端な高温の頻度が増加することはほぼ確実であり、中緯度の大陸のほとんどと湿潤な熱帯域において、今世紀末までに極端な降雨がより強く頻繁となる可能性が非常に高い」と指摘されています。

本県でも、地球温暖化の進行により、豪雨の増加や、熱中症による健康被害、農作物の高温障害などの影響が現れつつあります。

そのため、私たちは、「地球温暖化の防止」とともに、地球温暖化の影響に対して賢い対応（効果的・効率的な適応）を行う「地球温暖化への適応」に取り組んでいく必要があります。

本県では、地球温暖化に関する影響予測やその対応などについて、専門的な見地から研究を進めるとともに、各影響分野における温暖化に伴うリスクと適応策の方向性を整理し、気候変動の進行に柔軟に対応する「順応的な推進」により適応策に取り組んでいきます。

目標と進捗状況

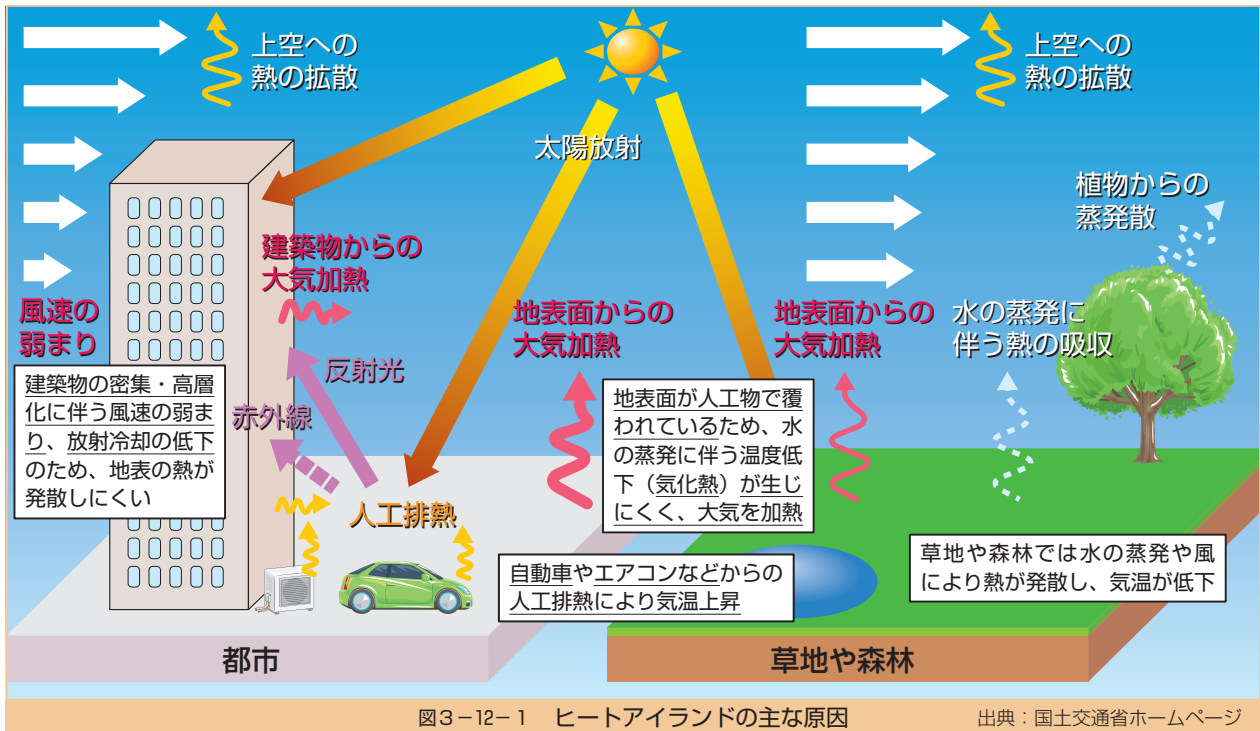
施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量 (H17年度比)	155万t-CO <sub>2</sub> (H21年度)	402万t-CO <sub>2</sub> (H26年度末)	250万t-CO <sub>2</sub>	(定義) 県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。 (選定理由) 本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	237回	280回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることとなることから、この指標を選定。
(再掲) 森林の整備・保全面積	—	9,640 ha	14,000 ha (H24~28年度)	(定義) 人工林において、間伐、針広混交林、伐採跡地への植栽、下刈りなどの森林整備を実施した面積。 (選定理由) 森林整備を通じて多様で健全な森づくりを進める必要があることから、この指標を選定。

## 第12節 ヒートアイランド対策の推進

### 現状と課題

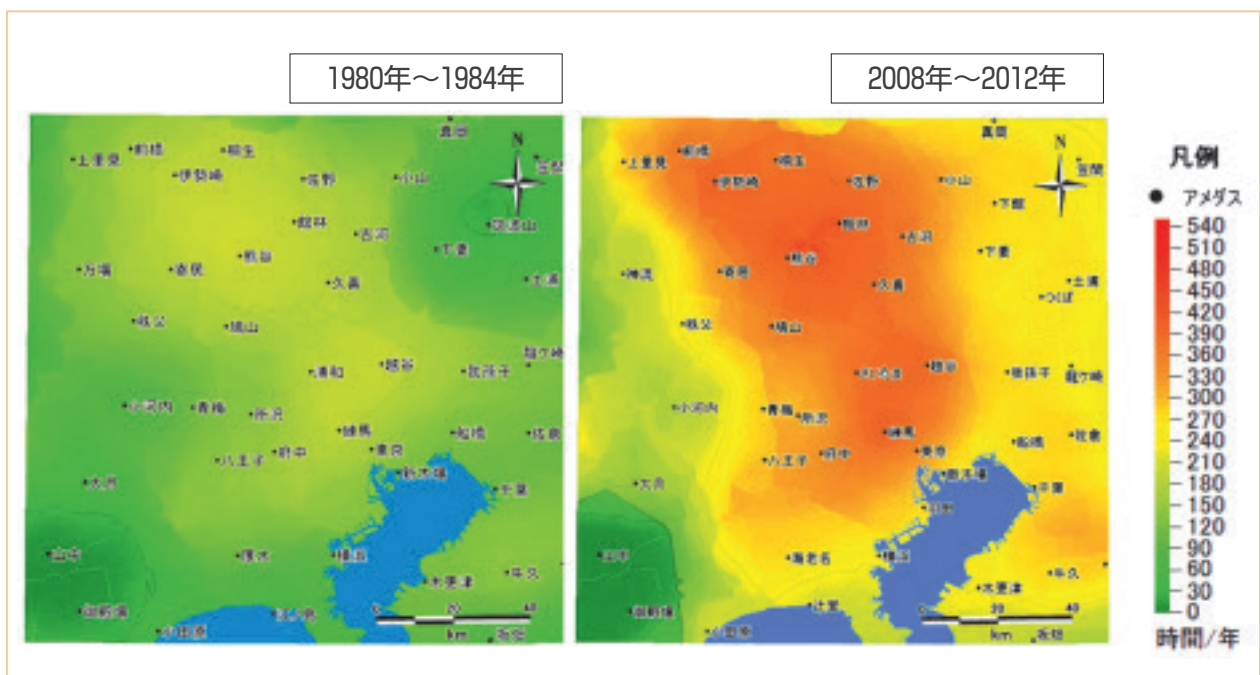
市街化の著しい都市部では、郊外に比べて平均気温が高くなる現象が起きています。地図上に気温の高い都市部が「島」のように浮き出ることからヒートアイランド（熱の島）と呼ばれています。

本県の都市部では、ヒートアイランド現象の原因である地表面の人工被覆化と人工排熱の増加が進展しています。加えて、ほぼ全域が風の弱い内陸平野部であることから夏場には高温化が顕著であり、熱中症の発生リスクが高いとされています。地球温暖化が進めば異常気象が増加し、ヒートアイランド現象とあいまって、夏場の著しい高温化の頻発が懸念されます。



12

ヒートアイランド対策の推進



講じた施策

人工排熱の抑制対策の推進

(1) 自動車地球温暖化対策計画と低燃費車の導入の推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、30台以上の自動車（軽・二輪を除く）を使用する事業者に対し、自動車から排出される二酸化炭素の削減目標や削減に向けての取組などを記載した自動車地球温暖化対策計画書の提出を求めました。また、同計画書を前年度に提出した事業者に対しては、削減目標に対する実績などを記載した自動車地球温暖化対策実施状況報告書の提出を求めました。

さらに、200台以上の自動車を使用する事業者に対して、同条例に基づき低燃費車の導入を促しました。結果として、これらの事業者の低燃費車導入割合は、平成26年度末までの5年間で24.4ポイント向上しました。

表3-12-1 自動車地球温暖化対策計画等提出事業者数

区分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
30台以上	464	695	24	673	7	663	27	663	206	661
200台以上(内数)	58	67	2	68	0	68	2	69	14	69
30台未満(任意)	1	25	0	52	2	57	0	67	10	75
合計	465	720	24	725	9	720	27	730	216	736

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 産業・業務部門における温室効果ガスの排出削減量 (H17年度比)	155万t-CO <sub>2</sub> (H21年度)	402万t-CO <sub>2</sub> (H26年度末)	250万t-CO <sub>2</sub>	(定義) 県内の産業・業務部門における温室効果ガスの平成17年度排出量に対する直近5か年の平均削減量。 (選定理由) 本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める産業・業務部門における地球温暖化対策の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 緑の保全面積	488 ha	531 ha	542 ha	(定義) 特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさと緑の景観地指定面積等の合計。 (選定理由) これらの緑地は、優れた自然や歴史的環境を有し、県として保全すべき緑地であることから、この指標を選定。
(再掲) 身近な緑の創出面積	576 ha	940 ha	1,060 ha	(定義) 「彩の国みどりの基金」を活用した緑の創出面積及びふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化面積の合計。 (選定理由) 身近な緑を創出する取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。

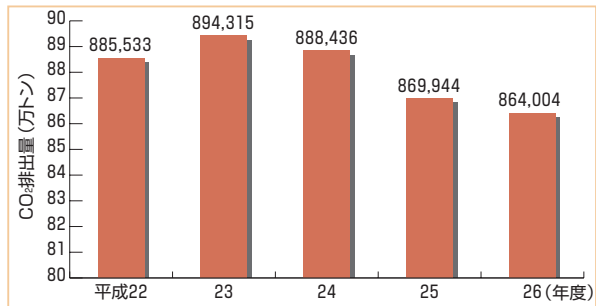


図3-12-3 自動車から排出された二酸化炭素の排出量の推移 (30台以上自動車を使用する事業者)

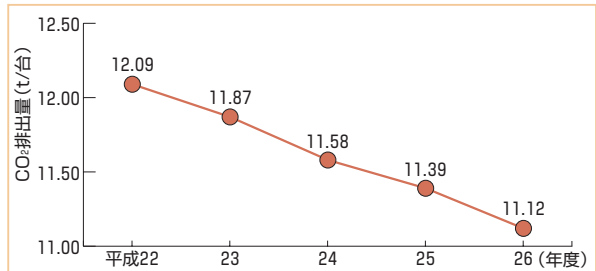


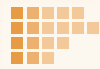
図3-12-4 自動車1台あたりの二酸化炭素排出量(平均)の推移 (30台以上自動車を使用する事業者)

(2) 低炭素型ライフスタイルへの転換促進

県民のライフスタイル転換により家庭からの排熱を抑制するため、エアコンの適温設定などを呼びかけるライフスタイルキャンペーンを実施しました。

また、CO<sub>2</sub>の見える化の取組として、家庭の電気使用量をリアルタイムで表示する「省エネナビ」の貸出を行うとともに、簡単なチェックシートを使って1日エコライフを実践するエコライフDAYと、Web上で各家庭の二酸化炭素の排出状況に応じた省エネ対策とその効果が確認できる「埼玉版家庭のエコ診断」を実施しました。





## 第13節 再生可能エネルギーの活用

### 現状と課題

我が国のエネルギー自給率はおよそ6.0%（資源エネルギー庁「平成27年度エネルギーに関する年次報告」）で、多くのエネルギー資源を海外の化石燃料に依存しています。過度の化石燃料への依存は、エネルギーコストの上昇につながり、エネルギー安全保障の観点からも解決すべき重要な問題と考えられます。

また、平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故以降のエネルギー供給構造は、温室効果ガスの大幅な増加につながっています。

一方で、平成27年7月から開始された再生可能エネルギーの「固定価格買取制度」により、本県でも太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が加速しました。

このような状況の中、国が平成27年7月に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、我が国の2030年度の電源構成が示され、再生可能エネルギーは22～24%程度とされました。この数値を達成するためには、徹底した省エネに加え、新たなエネルギーの創出が必要です。

そこで本県では、快晴日数が日本一であるという地域特性を活かした「太陽エネルギー」を中心に導入を進めます。さらに、新たなエネルギーとして注目されている水素エネルギーや、高効率なエネルギー利用を実現するコージェネレーション（熱電併給）システムの普及拡大を図っていきます。

また、埼玉エコタウンプロジェクトでは、再生可能エネルギーによる創エネと徹底した省エネに取り組むことにより、エネルギーの地産地消を目指しています。

### 講じた施策

#### 1 再生可能エネルギー利用の飛躍的な普及拡大

##### （1）利用可能性に基づく県内への普及

本県で利用可能量が最も多い太陽エネルギーと2番目に多いバイオマスエネルギーの導入を推進しています。

しかし、再生可能エネルギーの導入には、まだ課題も多く、様々な知恵と技術の集約化が必要になります。そのため、研究会ワーキンググループを立ち上げ、再生可能エネルギーに関する情報を持つ関係者を集め、最先端かつ有効な情報の集約化、共有化に努めています。事業化に関心を示す関係者のネットワークを拡げ

ていくことで再生可能エネルギーの飛躍的な拡大が図られると考えています。

現在は、早稲田大学と締結した環境エネルギーに関する連携協定に基づいて、産学官連携による分散型エネルギーシステム研究会（バイオマス、熱エネルギーワーキンググループ）を共同設置して検討を行っています。

##### （2）再生可能エネルギーの地産地消・面的利用の推進

快晴日数が日本一という全県的な特性や都市化の進んだ県南地域、農業が盛んな県北地域、森林資源に恵まれた秩父地域など県内各地域の特性を踏まえて、再生可能エネルギーの地産地消を図り、各地域で面的な広がりを持った普及を進めています。

具体的には、太陽エネルギーでは、住宅用太陽光発電の導入を進め、家庭の電力の一部として地産地消しています。

### 2 太陽エネルギーの導入促進

#### （1）太陽エネルギー利用の普及拡大

##### ①住宅用太陽光発電設備補助の実施

住宅用太陽光発電設備の飛躍的な普及拡大を図るため、平成21年度から5年間、述べ34095件の県補助を実施しました。この結果、県全体の住宅用太陽光発電設備の設置基数は117,800基（平成28年3月末現在）で全国2位となりました。

##### ②県有施設の屋根貸し等太陽光発電事業

平成24年度から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用した「屋根貸し等太陽光発電事業」にも取り組んでいます。

平成27年度は県営朝霞幸町住宅など5ヶ所の県営住



写真3-13-1 屋根貸しによる太陽光発電事業(県営住宅)

宅に太陽光発電設備を設置したほか、深谷市内の廃川敷で新たな公募を行うなどした結果、これまでに15施設29棟（平成28年3月末現在）で発電を開始しています。

### ③ソーラー拡大協議会の開催

太陽光発電に関わるソーラーメーカー、住宅メーカー、金融機関、電力会社、NPO法人などが相互に連携し太陽光発電の飛躍的な普及拡大を推進するため、埼玉県ソーラー拡大協議会を通じて普及活動を展開しています。

平成27年度は、協議会を1回開催し、太陽光発電設備設置時に使用するチェックシートの活用など、住宅への安心・安全な太陽光発電設備の設置について意見交換しました。

### (2) 市民共同発電事業の拡大

NPO法人や自治会など市民団体等が寄付金を募り太陽光発電設備を幼稚園などの教育施設や自治会館などの公益的施設に設置する市民共同発電に対し助成を行いました。

平成27年度は、保育園や自治会館の計4施設に合計24.45kWの太陽光発電設備が設置されました。



写真3-13-2 市民共同発電事業（保育園）



写真3-13-3 太陽光発電のモニター

## 3 バイオマスエネルギーの導入促進

平成24年3月に策定した「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」に基づき、家畜排せつ物、食品残渣、稲わら、もみがら、製材工場等残材などの農山村に広く賦存するバイオマス資源について、再生可能エネルギーも含めた利活用促進を図っています。

木質バイオマスについては、製材工場から出る端材や街路樹などの剪定枝を原料とする「木質ペレット」

の製造及び、これを燃料とするペレットストーブや冷暖房用ボイラーの導入を支援しています。

食品バイオマスについては、小山川水循環センターの敷地内において、食品廃棄物と下水汚泥を一体処理しメタンを主成分とするバイオガスを製造する「バイオガス化システム」の実証試験を民間事業者と共同で実施しています。



写真3-13-4 バイオガス化システム 実証プラント

#### 4 水素エネルギーの普及拡大

水素エネルギーは、省CO<sub>2</sub>、エネルギーの安定供給、環境負荷低減に大きく貢献するものとして期待されています。

水素は反応性が高く、容易に着火・燃焼します。一方で空気中での拡散が早く、すぐに濃度が下がるという性質があります。これらの水素の特性を踏まえ、安全に使いこなすための技術や高圧ガス保安法などの法令の基準に従い、適切に管理する必要があります。

そこで水素ステーションや燃料電池自動車には、①水素を漏らさない、②漏れても溜めない、③漏れたらすぐに検知して被害の拡大を防ぐ、④万一の火災に備えて消火設備を設ける、といった安全対策が講じられています。

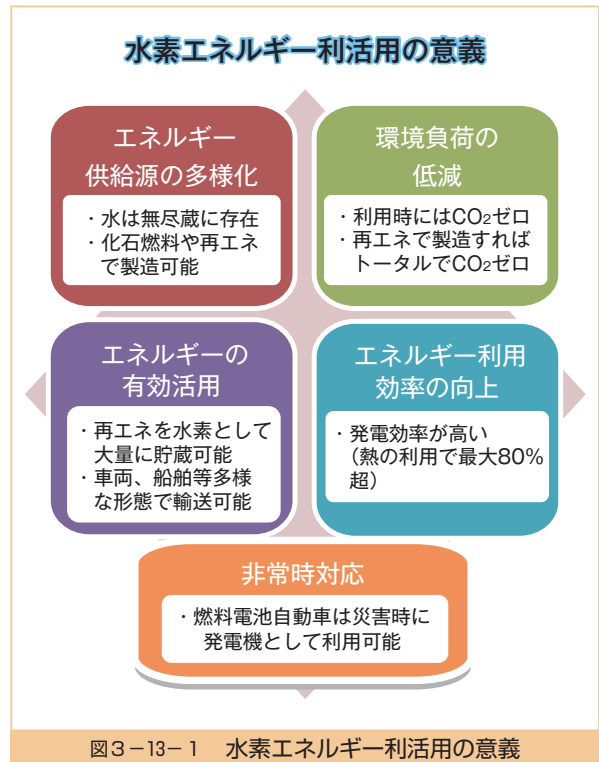


図3-13-1 水素エネルギー利活用の意義

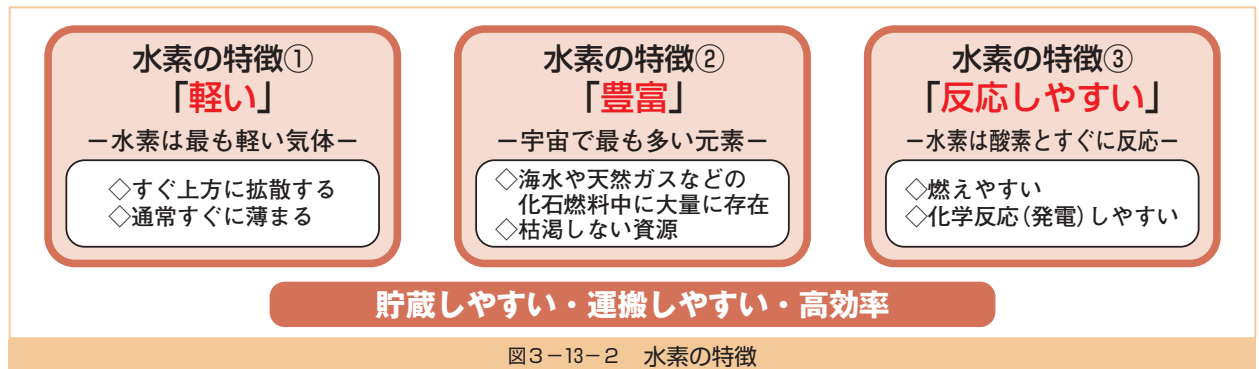


図3-13-2 水素の特徴

##### (1) エネファームの普及

水素エネルギーを身近なところで使っているのが、家庭用燃料電池（エネファーム）です。ガスから水素をつくり、空気中の酸素と結合させることで電気と熱をつくります。平成21年から市販されており、国や県

の支援制度などにより、全国で15万台、本県で8千台以上設置され、普及が進んでいます。

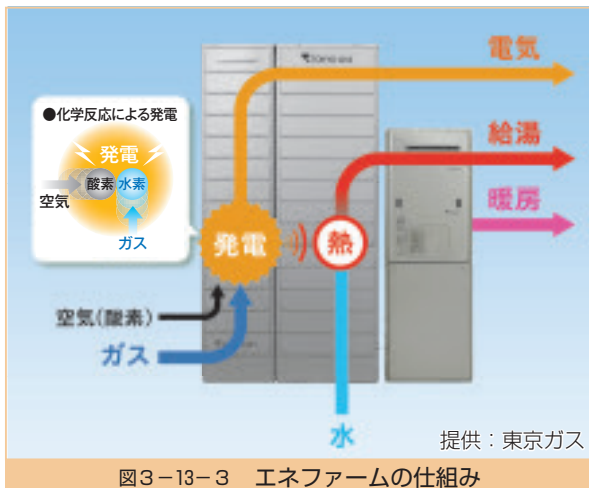


図3-13-3 エネファームの仕組み



写真3-13-5 住宅に設置されたエネファーム



(2) ソーラー水素ステーションの実証試験

平成24年3月から27年7月まで、県庁敷地内にソーラー水素ステーションを設置し、本田技研工業(株)、(株)本田技術研究所、岩谷産業(株)とともに、水素の利活用に関する実証試験を行いました。このステーションは、太陽光で発電した電力で水から水素を製造するCO<sub>2</sub>を排出しない水素製造・供給システムで、日本で初めて設置されました。

この実証試験によって、水素の製造や供給が安定的に行われることが確認され、本県のほか全国各地に小型の水素ステーションが設置されるようになりました。

(3) 燃料電池自動車の普及に向けた取組

平成27年は、26年12月に市販開始となった燃料電池自動車が市中を走り始めたことなどから、「水素元年」

とされています。

本県では、平成27年6月にトヨタ「ミライ」、28年3月にホンダ「クラリティフューエルセル」を公用車として率先導入し、イベント展示や県民向けの試乗会にも活用しました。

また、燃料電池自動車の購入者に対しては、国の補助制度に加え、燃料電池自動車1台当たり100万円の補助制度を創設し、34件の補助金を交付しました。

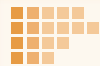
燃料電池自動車の普及には水素を充填する水素ステーションの整備が不可欠です。そこで、水素ステーションの整備を推進するため、水素ステーションの保安基準に関する規制緩和などを国に働きかけました。平成27年度は、5か所の商用水素ステーションが設置され、28年3月末現在、県内には8か所のステーションが営業しています。



写真3-13-6 水素ステーション（さいたま市）と燃料電池自動車

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637 基	117,800 基	140,000 基	(定義) 居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 (選定理由) 太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。
再生可能エネルギーの供給量(単位: テラジュール)	3,070 TJ (H21年度)	7,143 TJ	5,600 TJ	(定義) 太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 (選定理由) 再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。



## 第14節 環境に配慮した交通の実現

### 現状と課題

運輸部門から排出されるCO<sub>2</sub>は本県全体の排出量の4分の1を占めています。

そこで、自動車からのCO<sub>2</sub>の排出を削減するため、低公害車の導入やエコドライブの推進を図るとともに、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車の普及を促進することは極めて有効です。

特に今後普及が見込まれるEVは、四輪車だけではなく二輪車や電動アシスト自転車など多様な車両への展開が見込まれ、地域コミュニティとの連携や地域と産業の活性化につなげる方策が期待されています。

また、自動車交通量が増加している中で、地球温暖化などの環境問題に適応した快適な生活空間を形成していくため、人と環境にやさしいバスなどの公共交通機関を中心とした交通体系の確立に向けて、交通事業者と連携して取り組む必要があります。

### 講じた施策

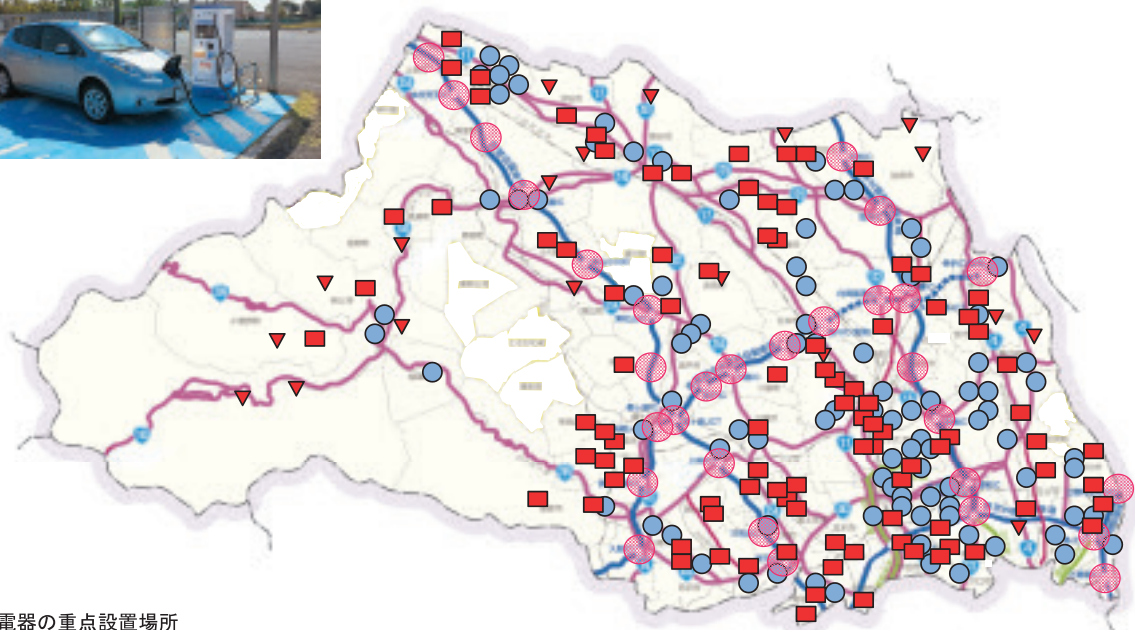
#### 1 次世代自動車の普及推進

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）や燃料電池自動車（FCV）などの次世代自動車のさらなる普及を促進するため、平成25年6月、埼玉県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンを策定しました。平成26年度には4回の改定を行っています。

これにより、県・市町村、民間企業などを通じて、国の補助金を活用した新規のEV・PHV用充電器を、県内へ1,947基整備していきます。

県有施設においても、合計7か所（12基）のEV・PHV用充電器を設置しており、これらを広く一般に開放することによりEV・PHVの普及促進に取り組んでいます。

また、本県は特定地域において車両導入、充電インフラ整備や普及啓発などのモデル事業を集中的に行う国の「EV・PHVタウン」の指定を受けており、地域



充電器の重点設置場所

- ▼ 道の駅
- 国道など沿線（10～15kmごと）
- 高速道路IC周辺（3km）
- 充電器の利用が多く見込まれる施設や市町村など施設
- 既設置の急速充電器

図3-14-1 EV・PHV用充電器の設置状況

・企業との協働による様々な普及啓発事業を実施しています。

一方、県公用車においても、次世代自動車の継続的な率先導入を実施しており、平成27年度末には県公用車の約25%（累計350台）が次世代自動車となりました。

## 2 運輸・物流の低炭素化

### (1) 自動車地球温暖化対策実施方針の取組の推進

埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、大規模荷主や大規模集客施設、マイカー通勤者が多い事業者に対し、事業活動に伴い自動車から排出される二酸化炭素の削減に向けての取組などを記載した自動車地球温暖化対策実施方針の提出を求めました。また、同実施方針を提出した事業者の優れた取組を県ホームページで紹介し、他の事業者などに対して周知しました。

### (2) 公共交通機関への利用転換の促進

自家用車の利用と比べて鉄道やバスなどの公共交通機関は、一人あたりのエネルギー消費量が少なく、効率的な交通手段です。これら公共交通機関への利用転換を促すため、平成27年度は、路線バスの利便性・快

適性の向上を図るために、ノンステップバスの導入に対する助成を71台に行いました。

また、鉄道駅のバリアフリー施設整備に対する助成を5駅16施設に行いました。

## 3 エコドライブの普及啓発

環境にやさしい運転方法であるエコドライブを実践すると、二酸化炭素を1割から2割程度減らすことができます。また、エコドライブには、地球温暖化防止だけでなく、燃費向上や安全運転といったメリットもあります。

本県では、エコドライブを普及させるため、自動車関連団体や企業などと連携し、実践的なエコドライブ講習会や出前講座の開催、エコドライブの教材の提供などを行いました。

平成27年度は、エコドライブ講習会を11回開催しました。また、エコドライブ普及の核となる「エコドライブアドバイザー」として、3,007名を認定しました（累計 9,907人）。



写真 3-14-1 ノンステップバス



写真 3-14-2 エコドライブ講習会の様子

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 次世代自動車の普及割合	3.2%	11.2% (H26年度末)	13.0%	(定義) 県内の乗用車保有台数に占める次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車）の割合。 (選定理由) 次世代自動車の増加は環境負荷の低い低炭素な暮らしとまちづくりに寄与できることから、この指標を選定。
エコドライブアドバイザーの認定者数	0人	9,907人	2,500人	(定義) 県又は県が認める団体等が実施するエコドライブ講習会を修了し、一定の成績を修め、エコドライブの普及啓発を進めるエコドライブアドバイザーの認定者数。 (選定理由) エコドライブの普及啓発は、広く事業者や一般県民と連携し、地域や事業所等に広めていく必要があることから、この指標を選定。





## 第15節 環境に配慮した産業・地域づくり

### 現状と課題

環境問題の解決と経済の安定的成長には、積極的な環境投資による環境ビジネスの推進を図り、環境と経済の好循環を形成していくことが重要で、本県が率先して人材交流や推進体制の整備を図っていかねばなりません。また、企業による環境配慮活動を支援するため、環境マネジメントシステムやグリーン購入などを推進し、事業活動における環境負荷軽減に向けた取組を推進していく必要があります。

農業の分野では、自然循環機能などを活用し、環境への負荷を軽減する農業技術体系の確立を図っていく必要があります。また、農山村の多様な資源の一つである自然環境を活かし、地域農林業の振興を図るため、グリーン・ツーリズムを推進していくことも必要です。

地域づくりでは、環境影響評価制度の適正な運用や景観の保全などを地域と一体となって進めていく必要があります。

埼玉県には多様な自然環境、風土に根差した人々の営み、歴史を経て形成された文化があります。本県では、自然と一体となった古墳や城跡、歴史的建造物、地域の自然を象徴する地質現象や植物群落などを文化財等に指定し、将来の文化の向上発展や環境・景観保全の基礎をなすものとして、保護に努めています。

り入れた事例を学びながら環境ビジネス企業間の交流を図る環境ビジネスセミナーを2回開催しました。

### (2) 県内事業者による水ビジネス海外展開の支援

水問題への国際貢献と県内企業のビジネスチャンスの拡大を図るため、県内企業が取り組む水ビジネスの海外展開に向けた取組を支援しました。

### (3) 中小企業の環境ビジネス支援

産業技術総合センターでは、「環境に優しい安価で高性能な電池の開発」など、環境技術に関する研究を実施しています。また、環境分野における技術支援（技術相談・依頼試験・機器開放・共同研究）も行っています。

さらに、越谷レイクタウン駅南口前の街区では、越谷市や民間企業と連携し、住宅展示場をモデルとして、複数のスマートハウス（住宅）とスマートショップ（店舗）によるマイクログリッド<sup>\*</sup>の構築を行いました。

来場者へのリーフレット配布など、県民の関心を高める取組を行うとともに、この分野への県内企業の参入を促すための説明会を開催しました。

<sup>\*</sup>マイクログリッド：太陽光発電などの小規模な発電施設と、住宅・店舗などの消費施設をもつエネルギーのネットワーク

## 2 事業活動における環境負荷軽減活動の推進

### (1) 環境マネジメントなどの推進

環境マネジメントに積極的に取り組み、二酸化炭素の排出削減に優れた取組をしている中小規模事業者を県が独自に認証する「エコアップ認証制度」の普及促進を図り、平成27年度の認証事業所は延べ71事業所となりました。

また、本県も事業者として環境配慮を行うため環境

### 講じた施策

## 1 環境ビジネスの振興

### (1) 環境ビジネスの情報提供と人材交流の推進

県内経済の活性化と環境保全の両立を図る環境ビジネスを振興するため、環境の先端技術をビジネスに取

#### ○環境ビジネスセミナー

平成27年度第1回

テーマ：「電力システム改革の概要」

「電力自由化とスマートサービスへの取組について」

「電力システム改革による社会の変化」

開催日：平成27年7月27日(月) 参加者：87名

平成27年度第2回

テーマ：「コージェネレーションを活用した

効率的なエネルギー利用」

「地中熱利用の現状と展望」

開催日：平成27年11月30日(月) 参加者：92名



写真4-15-1 環境ビジネスセミナー

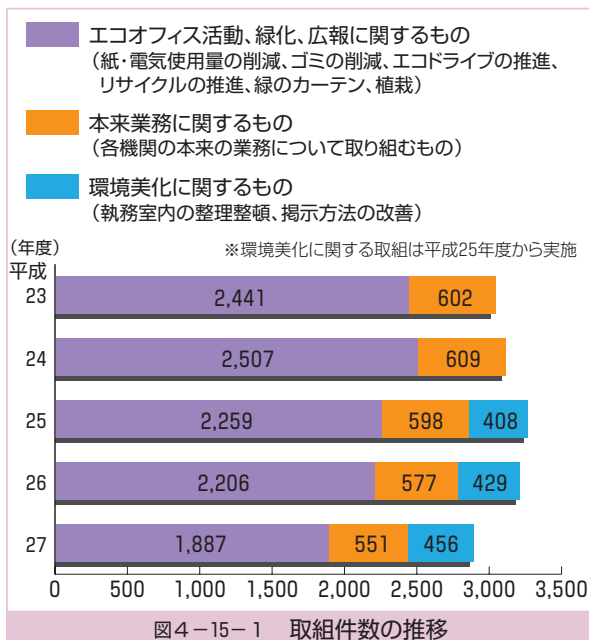
マネジメントシステムを運用しています。平成11年度から平成18年度までは、本庁のみを対象とし、ISO 14001の認証を取得していました。平成19年度から独自の環境マネジメントシステムを構築し対象機関を全ての県の機関に拡大するとともに、対象分野をオフィス活動のみから本来業務に拡大しました。

#### ①オフィス活動における環境配慮

オフィスにおける環境配慮として、電気、コピー（紙）、ごみの削減をはじめとして、マイバッグ・マイボトルの活用や公用車のエコドライブなどのエコオフィス活動に取り組んでいます。

#### ②本来業務における環境配慮

公共事業などの本来業務についても環境配慮に取り組んでいます。主な取組として、環境対策型建設機械の使用、LED道路照明灯への更新を進めています。



#### (2) グリーン購入の推進

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める業者から優先して調達することです。

本県では、平成9年9月に「埼玉県環境配慮方針」を定め、古紙配合率が高い用紙類や省電力タイプの照明器具を購入するとともに、公共工事実施の際は環境への負荷低減効果が認められる資材、工法等を選択するなど、率先してグリーン購入に努めてきました。

平成13年4月の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）の施行を踏まえ、県として特に調達を推進する品目やその調達目標を定めた「埼玉県グリーン調達推進方針」を策定し、平成

14年度から全庁でグリーン購入に取り組んでいます。

「埼玉県グリーン調達推進方針」は毎年度改定を行っており、平成28年3月現在、本県が特に調達を推進する品目は、21分野279品目となっています。

### 3 環境に配慮した農業の振興

#### (1) 環境保全型農業の推進

平成26年度に策定した「埼玉県エコ農業推進戦略」に基づき、有機農業や化学合成農薬・化学肥料を削減して生産を行う特別栽培などの環境保全型農業を推進しました。

また、特別栽培農産物に対して認証を行うとともに、特別栽培農産物を利用している飲食店などを「特別栽培農産物利用店」に指定し、環境にやさしい農産物のPRと需要拡大を図りました。

#### (2) 地産地消の促進

「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議を開催し、県域・地域における活動実績や推進方向の確認を行いました。

県産農産物を積極的に利用している小売店などを「県産農産物サポート店」として登録するとともに、県ホームページなどに掲載し、サポート店のPRと県産農産物の利用拡大を図りました。（平成27年度末現在：2,400店舗）

主原料に100%県産農産物を使用し、製造された良質な加工食品を「ふるさと認証食品」として認証するとともに、県ホームページなどでPRすることで、県産加工食品及び県産農産物の評価向上と需要拡大を図りました。（平成27年度末現在：464商品）

いつでもどこでも県産農産物を購入できるよう、量販店などに県産農産物コーナーの設置を推進しました。（平成27年度末現在：524店舗）

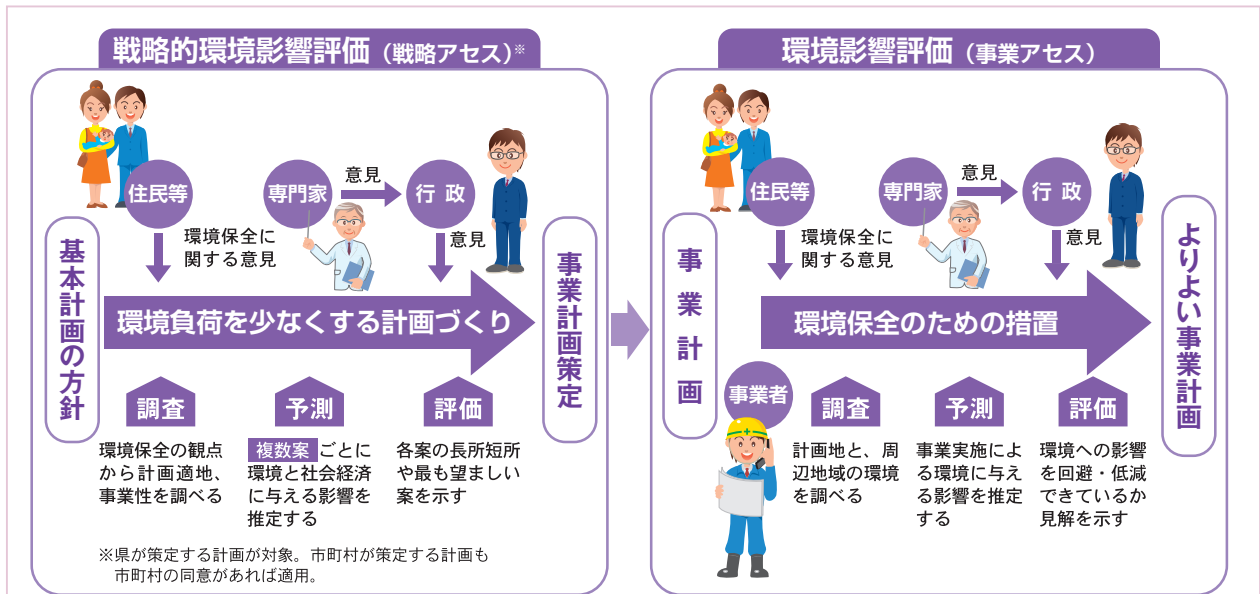
### 4 再生可能エネルギーの活用と環境負荷の軽減に寄与する産業の集積促進

#### 農山村バイオマスの利活用の推進

県ホームページや講習会、研修会などでバイオマス利活用に関する情報提供や啓発を行いました。

- ・県政出前講座1回 研修会1回（94人）
- ・彩の国食と農林業ドリームフェスタにおける啓発展示など

また、農業ビジネス支援課内に「農山村バイオマス利活用相談窓口」を設置するとともに、研修会やドリームフェスタの展示ブースにおいて、県民や事業者からの相談に応じました。（相談件数 延べ45件）



本制度は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業等の実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への影響を調査・予測・評価し、これを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聴き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度です。

図4-15-2 環境影響評価のプロセス

## 5 環境影響評価制度の推進

本県では、昭和56年2月、「環境影響評価に関する指導要綱」を制定し、同年6月から環境影響評価制度を運用してきました。その後、その運営をより公正・確実なものとするために条例化を図り、平成6年12月に「環境影響評価条例」を公布、翌平成7年12月から施行しています。さらに、平成14年4月から「戦略的環境影響評価実施要綱」に基づき計画などの立案段階において、幅広く環境配慮のあり方を検討しています。

平成27年度末までの手続件数は、法によるものが4件、条例によるものが26件でした。

また、要綱に基づく戦略的環境影響評価はこれまでに、「彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業基本構想」「圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画」「圏央鶴ヶ島IC周辺地域整備基本構想」などの6件について実施しています。

なお、本県では「埼玉県環境影響評価条例」を一部改正し、平成25年7月から事業者による調査計画書説明会の開催、調査計画書概要版の作成、事業者のホームページにおける環境影響評価図書の公表を実施するなど、事業者と住民との情報交流の充実を図っています。

さらに、平成27年10月からは、環境影響評価法の改正により、環境影響評価の対象に放射性物質による影響を含めることとしました。

## 6 グリーン・ツーリズムの推進

### (1) 積極的・効果的な農山村の情報の発信

関連情報を収集・整理し、新たにポータルサイト「グ

リーン・ツーリズム埼玉」を開設するとともに、各種イベントなど多様な機会を捉えてグリーン・ツーリズム・マップを配布するなどの情報提供を行いました。

### (2) 新たなグリーン・ツーリズムビジネスの構築

グリーン・ツーリズムに係る情報発信や人材育成などの取組を通じ、ビジネスとして成立するグリーン・ツーリズムの仕組みづくりに取り組む団体を支援しました（1団体）。

## 7 歴史・文化的環境及び景観の保全

### (1) 史跡・名勝・天然記念物などの指定

埼玉県文化財保護審議会への諮問・答申を経て、「中川低地の河畔砂丘群 浜川戸砂丘」（春日部市）、「中



写真4-15-2 中川低地の河畔砂丘群 浜川戸砂丘 八幡神社境内





写真4-15-3 中川低地の河畔砂丘群 西大輪砂丘  
雷電社・西大輪神社の砂丘



写真4-15-4 平成27年度 バスツアー  
野火止用水の散策

川低地の河畔砂丘群 西大輪砂丘（久喜市）など7件を県の文化財に新たに指定しました。

また、将来の指定に向けて、14件の候補について、埼玉県文化財保護審議会による調査・検討を行いました。

国・県指定文化財を後世に伝えるため、所有者などが行う51件の文化財保護事業に対し補助金を交付しました。国指定天然記念物「平林寺境内林」（新座市）、県指定史跡「滝の城跡」（所沢市）、県指定天然記念物「廣瀬神社の大ケヤキ」（狭山市）など。

県指定旧跡「三富開拓地割遺跡」を中心とする三富

新田地域の文化的景観を保全・活用していくため、その歴史的価値と現代的意義、保全の必要性について普及・啓発することを目的に、「歴史」をテーマに専門家に案内いただくバスツアーを実施しました。

### （2）地域の特性を生かした景観づくりの推進

河川をテーマにした「新河岸川広域景観形成プロジェクト」、旧街道をテーマにした「歴史のみち広域景観形成プロジェクト」を通して地元NPOなどと協働し、景観に対する意識を向上させるための啓発活動を行いました。

## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
環境ビジネス関連 セミナー参加企業 数	349 社	713 社	580 社	（定義）県で実施する環境ビジネス関連セミナーや交流会への参加企業数。 （選定理由）環境ビジネスの振興を図るため、産学官、企業間等のネットワーク形成に取り組んでいくことから、この指標を選定。
（再掲）住宅用太陽光発電設備の設置数	41,637 基	117,800 基	140,000 基	（定義）居住することを目的とした家屋に設置された太陽光発電設備の導入件数。 （選定理由）太陽光は、本県の特性を生かすことができる再生可能エネルギーであり、これを活用することで温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給に寄与することから、この指標を選定。
（再掲）再生可能エネルギーの供給量 (単位:テラジュール)	3,070 TJ (H21年度)	7,143TJ	5,600 TJ	（定義）太陽、風力、水力、バイオマスなどの県内の再生可能エネルギーの供給量。 （選定理由）再生可能エネルギー全体の普及を表す指標として適当なことから選定。

# 第16節 連携・協働による取組の拡大

## 現状と課題

里山に代表される豊かな自然環境を保全・再生するためには、県民、団体、企業、教育機関、行政などあらゆる主体が連携・協働して取組を進めて行くことが重要です。このため、県が積極的に連携・協働の体制づくりを支援していく必要があります。

また、地域における様々な主体の自立的な環境保全活動を支援するほか、九都県市などで広域的な連携も進め、多様で複雑化した環境問題を解決していくことが重要です。

## 講じた施策

### 1 地域が主体となった環境保全活動の推進

#### (1) 生物多様性保全活動団体の活動支援

地域で希少野生動植物の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体に対して、専門家紹介など「人的支援」を行っています。担い手となる団体の活力を向上させることで、「県内希少野生動植物種」の保護・増

殖活動、外来生物の駆除活動や生き物モニタリング調査など県民参加による生物多様性保全活動を促進しています。

#### (2) 地域の清掃活動団体の活動支援

ごみ散乱防止の普及啓発や事業者、関係機関との推進体制の整備を促進するため、ボランティア清掃活動団体の活動を支援しています。平成27年度末の登録団体数は531団体です。

#### (3) 彩の国ロードサポート団体の活動支援

快適で美しい道路環境づくりを推進するため、彩の国ロードサポート団体の活動を支援しています。

団体へのお知らせや活動団体の紹介を行うロードサポートニュースの発行を行ったほか、ロードサポート団体活性化を目的として、本県の担当職員が団体の活動に参加し、活動内容の取材や活動に関する課題などに対する意見交換を行うロードサポート交流キャラバンを実施しました。

また、8月には、「道路ふれあい月間」などにちなんだイベントを行い、ロードサポートの普及・啓発活動を行うとともに、優れた活動を行う団体の活動内容の発表を行い、道路愛護思想の普及啓発を図りました。



写真4-16-1 彩の国ロードサポート団体の活動



図4-16-1 地域清掃気軽に登録制度ポスター

### 2 企業、学校、市町村と連携した環境保全への取組の推進

#### (1) 企業や団体と連携した廃棄物の不法投棄防止の推進

廃棄物の不法投棄などの不適正処理の早期発見のため、民間協働による取組を拡大しています。

県内を巡回する企業、組合など37の団体と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を結び、不法投棄の情報提供をお願いしています。



(2) 市町村等と連携したレジ袋削減の推進

ごみを出さないライフスタイルへ転換するため、レジ袋の使用削減に取り組む市町村などと協力して、マイバッグキャンペーンを実施するなど啓発を行いました。

(3) ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

県民が地域で取り組む環境保全活動を推進するため、住民団体が主催する環境問題に関する講演会や観察会に「環境アドバイザー」を講師として派遣しました。

また、小・中学校などにおける環境教育を支援するため、「環境教育アシスタント」を派遣するとともに、環境保全のノウハウや環境学習のプログラムを持つ民

間企業などを「環境学習応援隊」として派遣し、総合的な学習の時間などで取り組む環境教育の充実を図りました。

3 広域的な連携の推進

環境問題への取組は、本県だけでなく、首都圏の各自治体と連携して取り組むことで、より効果的で効率的に対応することができます。このため、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)で連携し、3Rの普及促進などの広域的な取組を行っています。

平成27年度も、引き続き、家庭から出されるごみの重量の60%を占める「生ごみ」と「容器包装ごみ」の削減を図るため、外食産業事業者や小売事業者などと連携してPR事業を実施し、店舗及び家庭における食べきりの促進と容器包装ごみの減量化に向けた啓発を行いました。

表4-16-1 平成27年度環境学習支援実績

	登録数	派遣回数	受講者数
環境アドバイザー	69名	144回	11,061名
環境教育アシスタント	104名	73回	5,020名
環境学習応援隊	28社	20回	3,195名
合計	-	237回	19,276名



図4-16-2 食べきりげんまんプロジェクトポスター



図4-16-3 容器包装ダイエツトキャンペーンポスター

16 連携・協働による取組の拡大



## 目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 希少野生動物種の保護など生物多様性保全活動に取り組む団体数	38 団体	146 団体	200 団体	(定義) 希少野生動物種の保護・増殖活動、生き物モニタリング調査、外来生物の駆除活動のいずれかの活動を行っている団体で、活動内容を県に登録している団体数。 (選定理由) 生物多様性保全に関する県民運動の拡大の規模を示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 希少野生動物種の保護増殖箇所数	54 か所	88 か所	90 か所	(定義) 希少野生動物種の保護に関する条例で、「県内希少野生動物種」に指定されている種の保護増殖箇所数。 (選定理由) 「県内希少野生動物種」に指定されている種を保全していくためには、保護増殖の取組を推進していく必要があることから、この指標を選定。
(再掲) 県民が川の再生に取り組む河川の延長	371 km	542 km	550 km	(定義) 県民が清掃などの川の再生活動を行っている県管理河川の延長。 (選定理由) 県民が川に愛着を持ち、共助による川の再生の取組が広がっていることを示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数	77 団体	233 団体	200 団体	(定義) 緑の保全・創出を進めたいと考えている団体・企業・個人が自由に参加できる彩の国みどりのサポーターズクラブの入会団体数。 (選定理由) 緑に関する活動に関心を持つ団体・企業等が、会員となり、自らの手で緑化活動を実践・実施することで、真の「県民ムーブメント」の拡大に繋がることから、この指標を選定。
地域清掃活動団体登録数	327 団体	531 団体	530 団体	(定義) 地域環境の保全や美化に取り組んでいるNPOや企業、学校等の地域清掃活動団体登録数。 (選定理由) 地域の美化活動状況を示す数値であることから、この指標を選定。
彩の国ロードサポート団体数	531 団体	717 団体	780 団体	(定義) 美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の美化活動に取り組む制度に認定している団体数。 (選定理由) 多くの県民が道路の清掃美化活動に参加することで、美しい道路環境づくりが推進されるとともに道路愛護精神の向上が図られることから、この指標を選定。
(再掲) 県と民間団体との不法投棄通報協定団体数	18 団体	37 団体	36 団体	(定義) 業務中に発見した不法投棄を県などに通報する協定を締結した民間団体の数。 (選定理由) 不法投棄を撲滅するためには、行政だけでは十分な効果を上げるには限界があることから、民間団体からの情報提供が重要となるため、この指標を選定。
(再掲) レジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数	375 店舗	776 店舗	760 店舗	(定義) 廃棄物の発生抑制対策の象徴的な取組であるレジ袋削減に積極的に取り組んでいるスーパーマーケット等の店舗数。 (選定理由) 県内のレジ袋削減の取組状況を示す数値であることから、この指標を選定。
(再掲) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227 回	237 回	280 回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守るようとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。

16

連携・協働による取組の拡大



## 第17節 環境を守り育てる次世代の人材育成

### 現状と課題

近年の複雑化した環境問題を解決するには、県民、団体、事業者、教育機関、行政など全ての人々が、自己の日常生活や事業活動が環境に与える影響を正しく理解し、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

今ある自然を将来に伝えていくためには、一人一人が自然環境に目を向け、美しい景観、多様な生物に育まれた自然を実感することが必要です。都市化が進み、学校や家庭で自然に触れる機会が失われつつある今、次世代を担う子どもたちが身近な自然に触れ、体験する機会を増やしていくことが重要です。

本県では、「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」、「環境学習応援隊」の各制度を活用して環境学習を推進するほか、環境活動に取り組む団体を支援しています。また、環境科学国際センターにおいては、実践的な環境保全活動に結びつくよう各種講座の開催など環境学習の機会を提供しています。

### 講じた施策

#### 1 環境学習の機会の拡大

##### (1) ボランティアや企業と連携した環境学習の支援

地域住民が実践する環境保全活動を支援するため、住民団体などが主催する観察会や講演会に「環境アドバイザー」を講師として派遣しました。平成27年度のアドバイザー登録者数は69名、派遣回数144回、受講者数は11,061名でした。

また、小学校を中心に学校で行われる環境学習や子どもエコクラブや子ども会などで取り組む環境学習を支援するため「環境教育アシスタント」を派遣しました。平成27年度の環境教育アシスタント登録者数は104名、派遣回数73回、受講者数5,020名でした。

さらに、民間企業の持つ環境保全のノウハウや環境学習プログラム、学習教材などをご提供いただくことを通して、総合的な学習の時間や理科などの授業で取り組む環境学習を支援する「環境学習応援隊」を学校に派遣しました。平成27年度の環境学習応援隊企業登録数は28社、派遣回数20回、受講者3,195名でした。

昨年度に引き続き、「環境アドバイザー」、「環境教育アシスタント」を対象に、教える技術の向上を目指した研修会も開催しました。

##### (2) 子どもの自主的な環境活動の支援

持続可能な社会の構築に主体的に取り組める人材を育成するため、次世代を担う子供たちの中に環境を大切にしている意識が育つよう、子供たちが主体的に地域の環境保全活動に取り組む「こどもエコクラブ」の活動を支援しました。

学校や地域で自分たちにできる身近な環境活動に取り組むこどもエコクラブの活動を対象に、活動経費の一部を助成（「地球にいいことグリーンチャレンジ事業」）しました。平成27年度は、34団体に対し計5,962,894円の助成金を交付しました。

また、こどもエコクラブの活動発表の機会として、「こどもエコフェスティバル」を11月に開催しました。こどもエコクラブの活動内容の展示や発表などを行い、370名の参加者がありました。



写真4-17-1 こどもエコフェスティバル

##### (3) 環境科学国際センターによる各種公開講座や彩の国環境大学の実施

環境科学国際センターでは、子供から大人まで環境問題について気軽に学習できる展示館や生態園などの環境学習施設を開設しています。



写真4-17-2 触れる地球で環境学習



展示館は体感型の展示施設で、楽しく地球温暖化などの環境問題を学ぶことができます。平成27年7月から、宇宙から見たリアルタイムの地球の様子を映し出すデジタル地球儀「触れる地球」の展示を開始しました。平日は小学校の社会科見学、休日は子供連れの家族の利用が多く、平成27年度は45,510人の利用者がありました。

生態園は昭和30年代の県東部地域の里山の自然環境をビオトープ手法で復元したもので、広さが2.2haあります。チョウやトンボ、野鳥などの自然観察に利用されています。



写真4-17-3 生態園での自然観察会

地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成するために、平成9年度から彩の国環境大学を開催しています。平成27年度は63人（基礎課程35人、実践課程28人）が受講し、53人（基礎課程28人、実践課程25人）が修了しました。



写真4-17-4 彩の国環境大学

公開講座として県民実験教室や生態園体験教室、彩の国環境大学フォローアップ講座などを開催しています。平成27年度は延べ56回で2,354人の参加者がありました。また、研究員が講師となって出前講座を65回実施したほか、ゴールデンウィークや夏休み、県民の日には特別企画として研究所公開やサイエンスショー、科学番組上映会などを行いました。



写真4-17-5 県民実験教室（水の性質調べ）

#### （4）自然の博物館による学校支援、レファレンス対応の充実

自然の博物館では、県内唯一の自然系総合博物館として、「過去から未来へ 埼玉3億年の旅 そして自然と人との共生」をテーマとした常設展、「うんち・糞・フン～ダンゴムシからゾウまで」など、収蔵資料等を活用した企画展などを通じ、観覧者に対して県内の自然環境について学習する機会を提供しました。27年度は学校等利用140団体8,972名を含む62,793名の観覧がありました。

川の博物館の特別展の企画や、県内の社会教育施設における共催展・出張展示を通じて、広く県民に対して自然環境に関する学習の機会を提供しました。「埼玉の鳥と生きもの」（羽生市立郷土資料館）。

学校などに出向いて理科や総合的な学習の時間などを支援する出張授業や体験学習などの支援を、57件3,259名に対して行いました。また、県政出前講座など、自然学習に関する講座を34件1,476名に対して実施しました。

学校・社会教育施設における自然学習の指導者を養成するため、「授業に役立つ自然史体験講座」を開催し、また各種教員研修などへの支援を行いました。255名の教員・公民館等職員の利用がありました。

県民、来館者、マスコミなどから寄せられる自然環境に関する疑問に対して、自然科学の専門家として回答しました。

野外観察会や博物館における体験学習、研究発表会などを通じて、県民に自然とのふれあいや学習の機会を提供しました。自然史講座10回137名、観察会9回185名、友の会観察会5回、研究発表会1回89名、ミュージアムトーク41回650名、その他事業1,198名。



## 2 自然とのふれあいの推進

### (1) 自然体験・学習施設の利用促進

自然とのふれあいのための施設を設置しており、平

成18年度から指定管理者制度を導入し管理運営を行うとともに、自然観察会など生物多様性の保全に関する事業などを実施しました。

施設名・施設の案内	主な事業実施状況（平成27年度）
<p><b>埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園（北本市）</b>                      平成4年開設。北本自然観察公園は、都市に自然を呼び戻し、身近な自然とふれあえる都市公園（アーバンエコロジーパーク（自然生態観察公園））。自然学習センターは北本自然観察公園内にあり、自然について学習し理解を深めるための施設。館内観察ロビーからは望遠鏡を使って公園内の生き物を観察できる。                      指定管理者：（公財）埼玉県生態系保護協会</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然観察会 122回</li> <li>2 自然工作教室 59回</li> <li>3 自然に親しむイベントデー 7回</li> <li>4 自然観察オリエンテーリング 5回</li> <li>5 やわらかテーマから考える「環境かみしばい」 47回</li> <li>6 キッズ生き物研究室 7回</li> <li>7 保育士・幼稚園教諭のための自然体験講座 9回</li> </ol> <p>【H27入館者数：89,289人】</p>
<p><b>埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター（所沢市）</b>                      平成6年開設。狭山丘陵の身近な自然とのふれあいを通して、自然の大切さ、自然と人とのかかわりを考える施設。センターエリアの他、それぞれのテーマを持つ5か所の自然観察スポットがあり、歩きながら自然とふれあうことができる。                      指定管理者：（公財）トトロのふるさと基金</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然観察会 5回</li> <li>2 ガイドウォーク 24回</li> <li>3 里山体験講座 7回</li> <li>4 狭山丘陵基礎講座 8回</li> <li>5 初めての自然観察会 1回</li> <li>6 ひよこ探検隊 4回</li> <li>7 里山の維持管理 2回</li> <li>8 基礎から学ぶ植物画講座 13回</li> <li>9 植物画講座（中級編） 13回</li> </ol> <p>【H27入館者数：29,431人】</p>
<p><b>さいたま緑の森博物館（入間市・所沢市）</b>                      平成7年開設。狭山丘陵の雑木林や湿地など自然そのものを野外展示物として、エリア内の自然観察路を散策しながら自然とふれあい、観察できる施設。                      指定管理者：（株）自然教育研究センター</p> 	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然観察会 5回</li> <li>2 ガイドウォーク 19回</li> <li>3 みどりの森 里山ようちえん 8回</li> <li>4 わくわく子ども里山キャンプ 1回</li> <li>5 里山体験教室「雑木林管理体験」 3回</li> <li>6 食育体験教室（稲作編） 7回</li> <li>7 緑の森フェスタ 1回</li> <li>8 里山文化講座 1回</li> </ol> <p>【H27入館者数：36,715人】</p>

表4-17-1 自然とのふれあい施設の整備・運営状況



写真4-17-6 キッズいきもの研究室

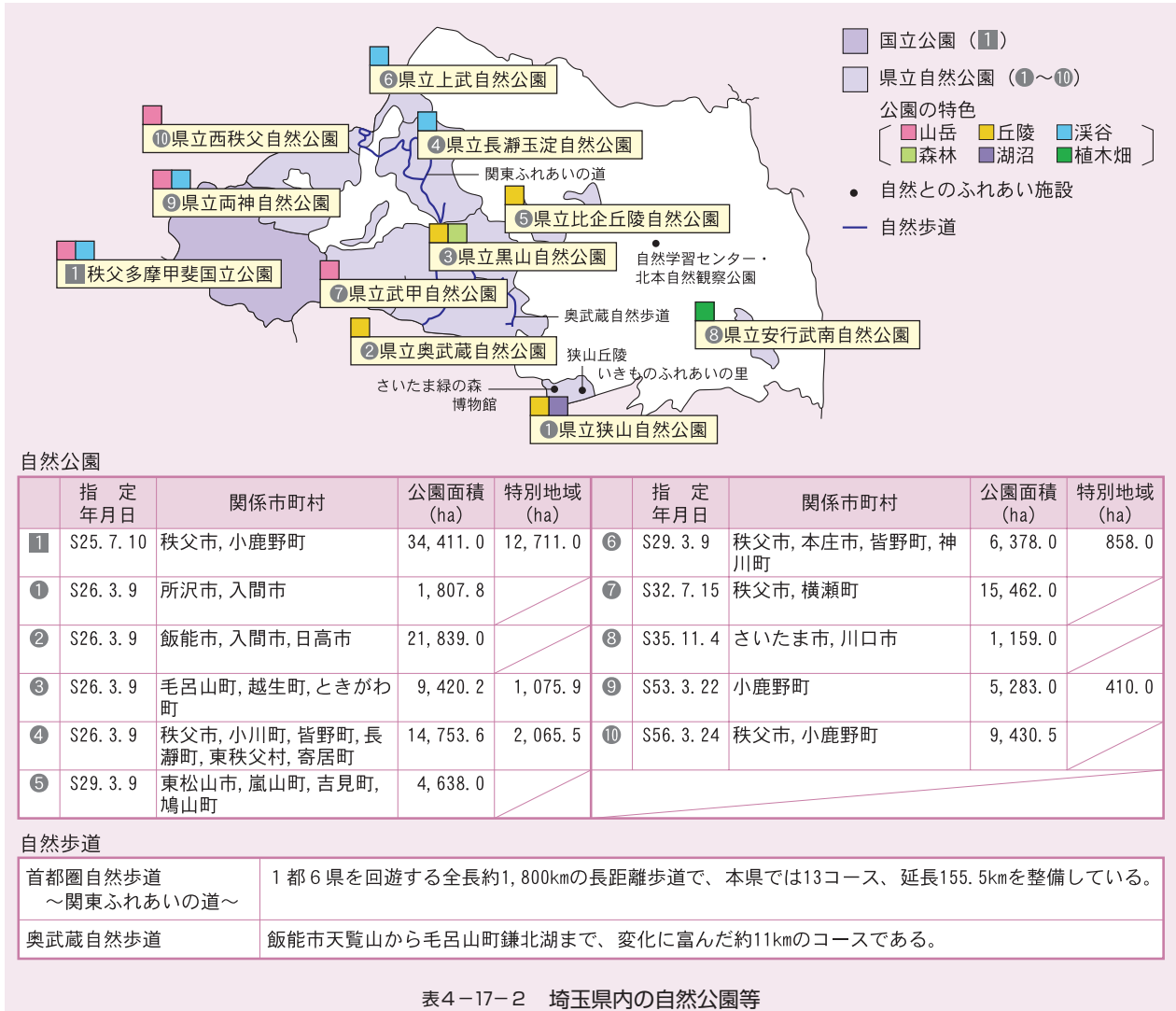


写真4-17-7 里山ようちえん

(2) 自然公園、自然歩道などの利用促進

県内の自然公園における歩道や園地などの施設については、利用者が安心して快適に利用できるよう適正な管理を行いました。また、自然公園利用者に対して助言指導、自然解説及び情報提供などを担う指導員の

養成と活動支援を行いました。「埼玉県自然公園指導員」は、自然環境の保護と適正な利用を推進するボランティアで、平成27年度末現在70名の方々に委嘱しております。



目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
(再掲) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の派遣回数	227回	237回	280回	(定義) 環境アドバイザー、環境教育アシスタント、環境学習応援隊の講演会や出前授業等の派遣回数。 (選定理由) 環境学習を実施する県民や学校等を支援するこれらの制度は、環境について正しく理解し、環境を守ろうとする態度を養うための学習機会をより一層充実させることになることから、この指標を選定。
環境科学国際センター展示館の入館者数 (H12年度からの累計)	536,931人	761,742人	807,000人	(定義) 環境科学国際センター展示館の平成12年開設時からの入館者数。 (選定理由) 児童・生徒をはじめ広く県民が、環境問題に興味を持ち、気軽に楽しく学習できる場を提供することは重要であるため、展示館入館者を指標として選定。



## 第18節 環境科学・技術の振興と国際協力の推進

### 現状と課題

#### 1 環境科学・技術の振興

複雑・多様化した環境問題に県民・事業者・NPO・行政などが、連携・協働して取り組んでいくためには、環境問題の現状や取組に関する情報を提供するとともに、幅広い調査研究や技術開発など、環境科学の振興が不可欠となっています。

このため本県では、平成12年4月に開設した環境科学国際センターを中心に、環境情報の提供を進めるとともに、各種調査・研究による環境科学の振興に積極的に取り組んでいます。

多様化する環境問題に適切に対応するためには、今後とも、環境に関する総合的・学際的な視点を持って、身近な生活環境から地球環境まで広い範囲を対象とした環境情報の収集や提供と環境科学の一層の振興を図る必要があります。

#### 2 国際環境協力の推進

過去に公害問題を克服してきた日本の地方自治体が持っている経験や技術は、環境汚染の課題を抱えている国や地域には非常に有益です。また、気候変動のような地球環境問題や越境大気汚染などへの対策は、世界の国や地域が共同して取り組むことで、より一層効果的になります。

このようなことから、本県は諸外国の環境改善に役立つように海外機関への技術支援や国際的な共同研究、研究交流、情報交換など多角的な国際環境協力活動を推進しています。

### 講じた施策

#### 1 環境情報の収集及び提供

##### (1) 試験研究や地質地盤情報などの環境情報の発信

適切な環境保全対策を図るため、大気、水質、地質地盤、自然などに関する環境情報を収集・整理し、ホームページへのデータ掲載、各種パンフレット・リーフレットの配布、マスコミへの掲載など様々な広報媒体を活用し、県民・事業者・市町村・教育機関・NPOなどのニーズに対応するための環境情報の提供を行いました。

特に、環境科学国際センターでは、環境情報の収集・発信拠点として、環境情報・試験研究などの各種関

連情報をホームページに掲載（平成27年度アクセス数141,246件）するとともに、研究員が研究成果を発表するセンター講演会を平成28年1月に開催したほか、ニュースレターの発行（年4回）、出前講座の実施、マスコミへの情報提供などを通して、研究内容などの情報を広く県民に向けて発信しました。

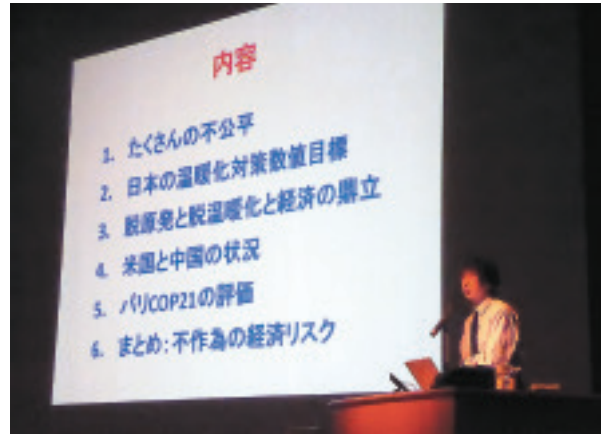


写真4-18-1 センター講演会（基調講演）



写真4-18-2 センター講演会（ポスター発表）

##### (2) 自然史標本の収集及び登録と研究成果の発表

植物標本や昆虫標本、動物はく製などの自然史標本は、ある時代、ある地域の自然環境の状態を物語る証拠資料であり、レッドデータブック作成の際などにも、過去の分布を明らかにしたり、区別の難しい種を再検討したりする上で、重要な役割を果たしています。自然の博物館では、県内唯一の自然系総合博物館として自然環境とその変遷に関する情報・資料の収集・整理と情報発信に努め、平成27年度には795件の資料を登録しました。

収蔵標本を良好な状態で保管し後世に伝えるため、温湿度管理やIPMと呼ばれる総合的有害生物管理によって収蔵庫の適切な管理を行いました。また、収蔵資料を有効に活用するため、1,404点を展示に利用し、



112点を学術研究などの特別利用（熟覧・撮影等）に供しました。

収集した自然環境に関する資料・情報を正しく理解し、またその価値を明らかにして県民に伝えるため、分野ごとに研究テーマを設定し、埼玉の自然及び自然と人との関わりに関する調査研究を進めました。27年度は原著論文4件、短報2件を掲載した『自然の博物館研究報告第10号』を刊行し、1回の研究発表会において計7件の研究発表を行い、またそれぞれの専門分野で27件の学会発表・報文の公表を行いました。

## 2 産学官と交流及び連携した共同研究の推進

環境科学国際センターでは、広域測定網における大気汚染測定フィルターの再利用による光学的黒色炭素粒子の測定に関する研究を北海道大学や北海道立総合研究機構等と進めるなど、平成27年度は国内の大学、研究機関及び企業と26課題の共同研究を行いました。

## 3 環境科学の振興

### (1) 研究活動の推進

環境科学国際センターでは、温暖化対策、大気環境、自然環境、資源循環・廃棄物、化学物質、水環境、土壌・地下水・地盤、環境放射能の8つの担当分野で、独自に設定した課題や行政から依頼された事業を対象に調査研究活動を推進しています。平成27年度は独自の17課題の研究と行政から依頼された45事業を実施しました。

このうち、「地中熱利用システムによる環境や社会への影響評価」では、地中熱利用システムが普及することによる二酸化炭素削減効果や省エネ効果を推定するとともに、地中熱システムが地中へ廃熱することによる環境負荷などを評価することを目的とした研究を行いました。また、行政から依頼された光化学オキシダント植物影響調査では、県民参加によるアサガオ被害調査を県内76地点で実施し、オゾンによる被害状況の把握に努めました。



写真4-18-3 イチゴ農園での地中熱利用実証実験



写真4-18-4 県民参加によるアサガオ被害調査説明会

### (2) 研究評価制度の適切な運用

環境科学国際センターでは、環境施策との連携や研究の質の向上などのために、事前と事後、一部の課題は中間で研究評価を実施しています。平成27年度は事前評価9課題、事後評価8課題、中間評価2課題の評価を行い、結果をホームページに公表しました。また、評価の客観性や信頼性を確保するため外部有識者による研究審査会を2回開催し、評価対象課題のうち8課題についてご意見を頂き、研究評価に活用しました。

### (3) 競争的外部資金を獲得した研究資源の充実

埼玉県直面する様々な環境問題に対応した試験研究を実施していくため、環境科学国際センターでは、外部資金の積極的な導入を図っています。平成27年度は環境省や文部科学省などの競争的資金を活用して、「不燃ゴミに混入する化粧品、医薬品等の残存内容量の把握と埋立地管理への影響」など33課題の研究を行いました。

## 4 海外の研究機関等との共同研究、人的交流の推進

### (1) 海外研究機関等と協力した調査試験分析や研究発表などの実施

環境科学国際センターでは、中国上海大学、韓国済州地域緑色環境センターとPM2.5の日中韓共同観測体制を構築し、越境大気汚染の評価手法を検討する共同研究を行うなど、海外の研究機関等との共同研究を推進しました。また、延べ46人の研究員を海外に派遣するなど人的交流の推進を図りました。平成25年度からは海外の先進的な研究機関へ研究員を派遣する、世界に通用する研究者育成事業を実施しています。

### (2) 国際学会における研究発表の推進

環境科学国際センターでは、国際測地学・地球物理学連合大会や分析法国際会議など、海外の様々な学

会やシンポジウムなどに研究員を派遣して、研究成果の発表などを行いました。

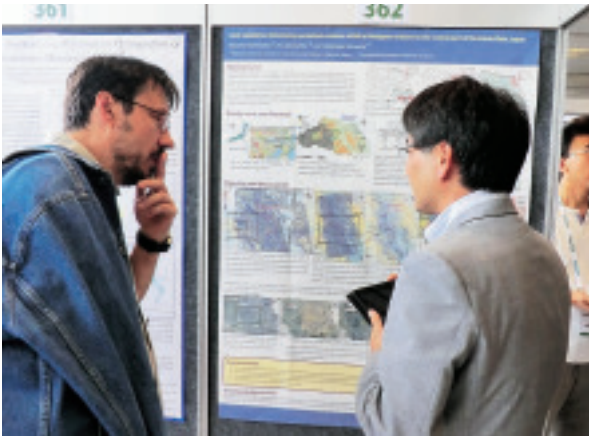


写真4-18-5 国際測地学・地球物理学連合大会での発表

支援のために山西省からなど、69人の研究員・研修員の受入れを行いました。

(2) 海外研究機関等と共同した環境技術に関する技術支援

環境科学国際センターと研究交流協定を締結している山西省生態環境研究センターと共同で、河川の水質浄化と生態系修復に関する水環境保全モデル事業を実施しました。このほか、スリランカやセルビアなどへの技術支援を行いました。

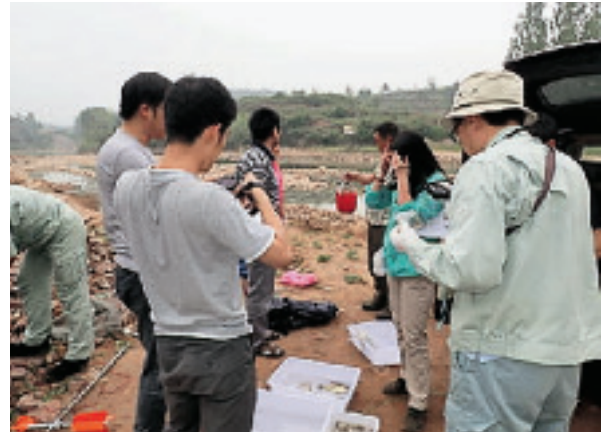


写真4-18-6 中国の河川での水生生物合同現地調査

5 環境技術の提供による国際貢献

(1) 海外からの研修員の受入れ

環境科学国際センターでは、姉妹友好州省である山西省の環境改善に協力するため、平成27年度も2名の研修員を受け入れました。また、環境計測技術支援のために中国上海大学や韓国済州大学校、ベトナム科学技術アカデミー環境技術研究所から、水環境保全技術

目標と進捗状況

施策指標	目標設定時 (H22年度末)	現状値 (H27年度末)	目標値 (H28年度末)	指標の定義・選定理由
環境科学国際センター共同研究数	236	446	390	(定義) 環境科学国際センターにおける大学や企業等との共同研究の数。 (選定理由) レベルの高い研究や技術開発を推進するためには、大学や企業等との研究交流が重要であるため、この指標を選定。
環境科学国際センター研究発表数	1,464 件	2,514 件	2,430 件	(定義) 環境科学国際センターにおける学会等での年間研究発表数。 (選定理由) 研究成果の普及による社会貢献を推進するためには、着実に研究成果を発表していくことが重要であるため、この指標を選定。
海外からの環境分野の研修員等の県受入者数	210 人	356 人	365 人	(定義) 環境科学国際センターにおける海外からの環境分野の研修員等の県受入者数。 (選定理由) 海外からの訪問者数は、研究機関として国際的に認知された証拠の1つであるため、この指標を選定。
海外との環境分野の交流のための県派遣者数	213 人	450 人	365 人	(定義) 環境科学国際センターにおける海外との環境分野の研究交流のための県派遣者数。 (選定理由) 海外への研究員派遣者数は、環境科学国際センターの機能の「環境面における国際貢献」の指標の1つであるため、この指標を選定。



## 放射性物質による環境汚染への対応

### 現状と課題

平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は広範囲に拡散し、その影響は約200km離れた本県にまで及びました。

県や多くの市町村で空間放射線量の測定や局所的に高い地点（いわゆるホットスポット）対策を行うとともに、放射性物質汚染対策特措法の汚染状況重点調査地域に指定された三郷市及び吉川市では、除染実施計画に基づき全ての施設の除染を平成24年度末に終了しました。

本県では、事故以前からさいたま市に設置したモニタリングポストにより空間放射線量の連続測定を行っ

ていましたが、事故後の平成24年3月にはモニタリングポスト5台を追加設置し、県内6か所で24時間の連続監視を行っています。

放射性物質による環境汚染については、安心・安全な環境を守るため放射性物質の監視及び測定と、県民に迅速でわかりやすい情報発信に取り組むことが必要です。また近隣国が核実験などを実施した際には、その影響についても迅速に発信していきます。

### 講じた施策

#### 1 モニタリングポストによる空間放射線量の監視

県内6か所に設置したモニタリングポストでは、地上1mの空間放射線量を連続測定しています。その測定結果は、原子力規制委員会のホームページ「放射線モニタリング情報」においてリアルタイムで公表されています。

6か所のうち放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市の空間放射線量の年平均値は0.096マイクロシーベルト/時（ $\mu\text{Sv/h}$ ）であり、平成24年度（0.159）→平成25年度（0.130）→平成26年度（0.112）と着実に低下しています。その他5か所の空間放射線量の年平均値は0.044～0.056マイクロシーベルト/時でした。これは、事故以前の平成22年度におけるさいたま市の状況（0.031～0.060）と同程度です。



図1 モニタリングポストの設置状況



写真1 秩父地方庁舎に設置されたモニタリングポスト（秩父市）

表1 モニタリングポストによる測定結果

（平成27年度）

市町村名	場所	空間放射線量 年平均値 ( $\mu\text{Sv/h}$ )	追加 被ばく線量 <sup>※1</sup> ( $\text{mSv/y}$ )
さいたま市	埼玉県庁	0.048	0.042
熊谷市	熊谷地方庁舎	0.056	0.084
秩父市	秩父地方庁舎	0.048	0.042
加須市	環境科学 国際センター	0.050	0.053
狭山市	狭山保健所	0.044	0.021
三郷市	三郷高等学校	0.096	0.294

※1 追加被ばく線量は、空間放射線量年平均値から自然放射線分（0.04  $\mu\text{Sv/h}$ ）を控除した上で、屋外8時間、屋内16時間（遮蔽効果0.4）で換算した。

国は追加被ばく線量を1ミリシーベルト/年（ $\text{mSv/y}$ ）以下になることを長期的な目標としている。



## 2 校庭や公園などの空間放射線量の定点測定

平成27年度は校庭や公園など24か所で空間放射線量を測定しました。

空間放射線量は徐々に低下する傾向にあり、平成24年3月以降、除染の目安となる0.23マイクロシーベルト/時を超過する地点はありません。

平成28年度からは、汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市及び吉川市で測定を継続します。

表2 空間放射線量の測定結果 (平成27年度)

市町村名	測定場所	測定値 (μSv/h)
さいたま市	春野中学校	0.047~0.067
川越市	上戸小学校	0.046~0.055
熊谷市	中条小学校	0.042~0.057
川口市	鳩ヶ谷小学校	0.027~0.043
秩父市	旧大滝小学校	0.057~0.061
秩父市	秩父特別支援学校	0.048~0.059
所沢市	若松小学校	0.017~0.024
飯能市	吾野小学校	0.039~0.043
加須市	加須北中学校	0.075~0.101
本庄市	中央小学校	0.056~0.072
東松山市	大岡小学校	0.050~0.053
春日部市	藤塚小学校	0.088~0.115
深谷市	明戸小学校	0.034~0.040
北本市	中丸東小学校	0.057~0.068
八潮市	八潮南高校	0.049~0.078
三郷市	県営みさと公園	0.104~0.126
吉川市	吉川美南高校	0.060~0.073
滑川町	福田小学校	0.062~0.072
川島町	八ツ保小学校	0.043~0.051
横瀬町	横瀬小学校	0.038~0.040
皆野町	皆野小学校	0.051~0.059
小鹿野町	小鹿野小学校	0.048~0.063
東秩父村	槻川小学校	0.048~0.057
宮代町	百間小学校	0.065~0.093

\* 3か月に1回測定した (計4回)



写真2 空間放射線量の測定

## 3 河川における放射性物質の測定

県内の主要河川の6地点において河川水及び底質の放射性物質の測定を行いました。河川水についてはいずれの調査地点も不検出でした。また、底質の放射性物質は底質1キログラム当たり186ベクレル以内でした。

表3 河川水の放射性物質測定地点

河川名	地点	採取日	放射性セシウム134 (Bq/L)	放射性セシウム137 (Bq/L)
菖蒲川	荒川合流点前	H27.11.13	不検出 (検出限界値0.51)	不検出 (検出限界値0.41)
笹目川	笹目樋管	H27.11.13	不検出 (検出限界値0.45)	不検出 (検出限界値0.39)
市野川	天神橋	H27.11.10	不検出 (検出限界値0.42)	不検出 (検出限界値0.41)
白子川	三園橋	H27.11.13	不検出 (検出限界値0.41)	不検出 (検出限界値0.36)
黒目川	都県境地点	H27.11.13	不検出 (検出限界値0.43)	不検出 (検出限界値0.35)
唐沢川	森下橋	H27.11.12	不検出 (検出限界値0.31)	不検出 (検出限界値0.29)

表4 底質の放射性物質測定結果

河川名	地点	採取日	放射性セシウム134 (Bq/L)	放射性セシウム137 (Bq/L)
菖蒲川	荒川合流点前	H27.11.13	28	158
笹目川	笹目樋管	H27.11.13	33	134
市野川	天神橋	H27.11.10	13	38
白子川	三園橋	H27.11.13	13	61
黒目川	都県境地点	H27.11.13	25	126
唐沢川	森下橋	H27.11.12	9.5	54

## 4 放射性物質に関する情報の発信

放射性物質の正確な情報を早くお知らせすることは不安解消につながります。

放射線対策に関する総合的な情報を提供するホームページを開設し情報提供を行っています。

その中では、米、野菜、茶など県産農産物や水道水などの飲食物や除染の状況、浄水場汚泥などの放射性物質検査結果を掲載しています。



図2 「放射性物質等への対応」ホームページ

## 環境管理事務所の取組

地域の自然特性や生活環境、地域住民のニーズなど、地域の環境の状況を総合的に把握し、きめ細かい環境行政を推進するため、県内7か所に環境管理事務所を設置しています。

### ●主な業務内容

鳥獣の保護／野鳥の違法捕獲、飼育の取締／緑化の推進／緑のトラスト運動の推進／ディーゼル車の排出ガス規制／自動車の使用管理についての確認／アイドリング・ストップの推進／アスベスト除去工事の立入検査／水質事故の対応／工場・事業場の立入検査／産業廃棄物処理業の許可／廃棄物処理の監視指導／土砂対策

### 中央環境管理事務所（地図①）

管内は、南は川口市から北は鴻巣市まで、南北に縦長に広がる平坦な地形であり、荒川、芝川をはじめとする大小さまざまな河川が流れ、見沼田圃、武蔵野の雑木林など、豊かな自然環境に恵まれています。一方、事業所数及び人口ともに、本県の3分の1を占めるなど、産業機能が集積し、人口が密集していることから、交通量の多い地域です。

当所では、生活環境保全条例のディーゼル車排出ガス規制として、主要道路で走行車両を止めて行う路上検査、高速道路のSAや道の駅など車が多く集まる場所での拠点検査、走行車両を撮影するビデオ調査などを他の環境管理事務所と協力して実施し、県の粒子状物質排出基準に適合しない車両の使用者に対して改善指導を行っています。



路上検査

### 西部環境管理事務所（地図②）

西は飯能市から東は和光市まで、県人口の4分の1に当たる約184万人が生活する地域を所管しています。長年親しんだ旧庁舎を離れ、職員一同、装いを新たに「ウエスタ川越」で心機一転職務に精励しております。

新庁舎のお披露目を兼ねて、「気象・気候に関する特別セミナー」を開催しました。気候変動や気象予測が行政の重要な課題となる中、事業者、市町村職員、県職員など環境部門にとどまらず、危機管理や県土整備部門の関係者が参加しました。

セミナーでは、埼玉県にフォーカスした将来気候について最新の知見を紹介する一方、集中豪雨などの事例を参考に気象情報の活用について考えました。



セミナー

### 東松山環境管理事務所（地図③）

埼玉県のほぼ中央に位置し、黒山、長瀬玉淀、比企丘陵の県立自然公園がある緑豊かな自然に囲まれています。地形も東の水田地帯から中央の丘陵地帯、西の山間部と多彩で、自然との触れ合いを身近に感じることのできる地域です。

管内では、廃棄物の不法投棄、土砂の不適正堆積などの事案が発生しています。不適正事案の早期発見と重点的な是正指導を行うため市町村などの関係機関と連携し監視パトロールを実施しています。

また、産業廃棄物処理業者に対する立入指導、自動車リサイクル法、PCB特措法などに基づく立入検査により、廃棄物の適正処理を推進しています。



立入検査

### 秩父環境管理事務所（地図④）

秩父地域は、県面積の約4分の1を占め、秩父多摩甲斐国立公園や武甲、両神、西秩父、長瀬玉淀の4つの県立自然公園があり、山岳や渓谷などの自然景観に恵まれ、県民生活にとって貴重な水源地域でもあります。

平成27年度は、県立長瀬玉淀自然公園内にある美の山公園の魅力アップ及び来客数の回復を目的に、秩父鉄道（株）と共催し、秩父農工科学高等学校の協力を得て、「桜の美の山復活ハイキング」を開催しました。

ハイキングには、約600の方が参加しました。このうち、抽選で当選した方には、「美の山の桜を元気にしよう！」と12種類70本の桜の苗木を公園内に植樹していただきました。



桜の苗木植樹の様子



### 北部環境管理事務所（地図⑤）

管内は、上武山地、北武蔵台地、妻沼低地と変化に富んだ地形が広がり、北に利根川、南に荒川という一級河川が流れるなど多様な自然環境に恵まれています。当事務所ではこうした自然を満喫できる「関東ふれあいの道」や「県立上武自然公園」の安全確保のため、歩道の整備などを行いました。

近年、アライグマの頭数が大幅に増加しているため、「アライグマ捕獲従事者養成研修会」を開催するなど、アライグマ防除に努めました。

また、河川の水質改善のための浄化槽法定検査の受検指導や、ムサシトミヨ保護活動として生息域の清掃活動、元小山川の生活排水対策推進のための浄化活動にそれぞれ参加しました。

産業廃棄物対策では、処理業者の指導や不法投棄監視パトロールのほか、医療機関に対して廃棄物適正処理の普及啓発を図りました。



アライグマ捕獲従事者養成研修会

### 越谷環境管理事務所（地図⑥）

管内は県南東部に位置し、東京都と千葉県に接しています。県境を流れる江戸川などの河川周辺には田園風景が広がる一方で、つくばエクスプレスやJR武蔵野線の沿線では市街地整備が進められており、大規模商業施設などが立地しています。

こうした中、身近な河川環境に対する理解を深めてもらうため、中川、綾瀬川などの流域で、住民や市町等関係機関と協働で環境学習、河川清掃活動、啓発イベントに取り組みました。

また、産業廃棄物の不適正処理を防ぐため、監視・指導を強化するとともに、処理業者や排出事業者に対する啓発事業として管内の工業団地と連携して講習会を開催しました。



環境学習

### 東部環境管理事務所（地図⑦）

管内は、利根川など多くの河川の豊富な水と平坦な土地を利用した田園風景が広がっています。県内の湿地として初めてラムサール条約湿地に登録された長瀬遊水地もあり、自然環境に恵まれています。

その一方で、都市化も進んでおり、生活排水対策としてイベントでの啓発活動のほか、中川上流域の羽生市、加須市及び久喜市で小学校の環境学習、浄化槽適正管理促進のための戸別訪問を実施しました。

鳥獣の保護やセアカゴケグモ情報には、市町のほか傷病野生鳥獣保護ボランティア、鳥獣保護管理員や警察などと連携し、迅速かつ適切な対応に努めました。

産業廃棄物対策は住民の関心も高く、処理業者の指導に加え、春日部市内の工業団地立地企業を対象に講習会を開催し、排出事業者指導に取り組みました。



イベントでの啓発活動



# 環境についてのお問い合わせ先

## ■環境政策課 ☎048-830-3015

環境基本条例に関すること  
 環境基本計画に関すること  
 公害防止計画に関すること  
 公害苦情・公害紛争に関すること  
 環境保全に係る国際協力に関すること  
 環境影響評価に関すること  
 放射線対策に関する総合調整に関すること  
 環境学習に関すること

## ■温暖化対策課 ☎048-830-3035

地球温暖化対策に関すること  
 環境みらい資金（融資）に関すること

## ■エコタウン環境課 ☎048-830-3185

埼玉エコタウンプロジェクトに関すること  
 エネルギーの有効利用に関すること

## ■大気環境課 ☎048-830-3055

大気に関すること  
 自動車排出ガス対策に関すること  
 ダイオキシン、化学物質に関すること  
 地球温暖化対策に関すること（自動車対策に限る）  
 放射線に係る測定に関すること

## ■水環境課 ☎048-830-3078

騒音・振動・悪臭に関すること  
 工場・事業場からの排水に関すること  
 河川等の水質に関すること  
 浄化槽に関すること  
 土壌・地下水汚染に関すること  
 地盤沈下に関すること  
 ダイオキシン、化学物質に関すること

## ■産業廃棄物指導課 ☎048-830-3125

産業廃棄物に関すること  
 土砂の排出・堆積に関すること

## ■資源循環推進課 ☎048-830-3105

リサイクルに関すること  
 一般廃棄物に関すること  
 彩の国資源循環工場の整備に関すること  
 廃棄物広域埋立処分場の建設に関すること

## ■みどり自然課 ☎048-830-3140

自然保護に関すること  
 野生生物の保護に関すること  
 採石・砂利採取に関すること  
 緑の保全と創出に関すること  
 さいたま緑のトラスト運動に関すること

## ■環境科学国際センター ☎0480-73-8331

環境に関する試験・研究などに関すること

## ■環境整備センター ☎048-581-4070

廃棄物の広域的埋立に関すること  
 彩の国資源循環工場に関すること

## ■環境管理事務所

- ① 中央環境管理事務所（さいたま市浦和区） ☎048-822-5199
- ② 西部環境管理事務所（川越市） ☎049-244-1250
- ③ 東松山環境管理事務所（東松山市） ☎0493-23-4050
- ④ 秩父環境管理事務所（秩父市） ☎0494-23-1511
- ⑤ 北部環境管理事務所（熊谷市） ☎048-523-2800
- ⑥ 越谷環境管理事務所（越谷市） ☎048-966-2311
- ⑦ 東部環境管理事務所（杉戸町） ☎0480-34-4011

